

第二節 余が着任當時の感

一、職員協和について

和田校長は明治三十七年二月、本校へ着任せられたのである。是より先、大石和太郎氏本校の主席教諭として教務主任の席にあつた。氏が臺灣國語學校長に榮轉せられるや、余はその後任として就任したのであるが、氏の爲した跡を見るに校長の命を受けて仕事を企劃し、事務を整理し、職員を統督すること實に御手のものであつたらしい。未熟余の如きは氏の跡を汚したやうな感がした。只校長の寛大なる信頼に任せて日を送つたのである。只本校の職員諸氏は、余の先には前波氏、後には大石氏の如き異數の人の統督を受けながら今や新米の余と事を共にせられるに當つても、眞に虚心協和校務に服せられしは余の最も喜びたる所であつた。これは決して辭禮ではない。實際の事實である。それには種々の原因もあらうが、一つには職員の年齢も大體相等しかりしこと、一つには交通の便も未だ開けず、全職員は概ね學校附近に共住したるがゆへと、更に一つには校長の方針により、當時の職員は校長を始とし、日課として皆庭球を共にしたことも大なる原因であつたと思ふ。(余もこれに加はる筈であつたが、元來余は不器用であり、嘗て規則的なる競技運動をなしたことがなかつたので、とう／＼参加しなかつたのは今でもまだ濟まなかつたと思つてゐる。)

この親にしてこの子ありと云ふが、當時本校生徒の運動は各種の競技共に全國學生生徒のチームに對し群を抜いて居つて、京都帝國大學又は神戸高等商業學校の學生等も皆仕合のために往復したものである。他の中等學校

には野球丈は頗る盛に行はれて居つたが、他の競技にかけては殆んど我が好敵手とは云へなかつた。運動にかけては生徒の方が親であつて、職員の方が子であつたかも知れぬ。兎も角、子にして親の名を恥かしめぬ位の職員選手も輩出し、近傍の學校職員との競技も行はれた。生徒も生徒であるが職員も常に元氣旺盛であつた。

尙又、職員協和の美はしき現はれとして職員家族會、一名婦人會と云ふものもあつた。その約束は左の如くであつた。

本校及び附屬小學校職員家族の交際を全うし、懇親を尋ねんがため婦人會を組織す。

婦人會は毎月一回學校に會合し、各自遊戯談話を交換する傍、又職員に委囑して諸種の講演を請ひ婦人常識の養成に資す。而して婦人會は毎年一回新年の祝節を期として家族會を開き、學校職員全體を招待し以て各家族聯結親睦の楔子とす。

婦人會は又各家族と生徒との連絡を計るために、本校若くは附屬小學校運動會等の開會ある場合には、婦人會の名義の下に生徒の招待に應じ、或は奨勵のために婦人財囊の寄與をなし、或は必要に應じては會のために諸種幹旋の勞を執る。

婦人會員は毎月二十錢(後に三十錢となる)を醵金して右各種費用に充つ。

この婦人會は今日迄繼續して居るが、余が着任當時の職員には、新婚の職員甚だ多く、夫妻相携へてお互に相訪問する所謂おみき徳利行が行はれた。それは阪神沿線尙今日の如き發展を見ず、世もせち辛くなかつたのであらうが、當時圓滿なる交際を幹旋する適任者もあつたのである。

序を以て更に附記すべきは、職員談話會職員互助會である。その約束左の如くである。

本校及び附屬小學校を通じ、約五十の總職員が職務以外一堂に相會して互に胸襟を披瀝し、懇親を尋ぬるの一機關として職員談話會を組織す。

この會は一年凡そ三回、毎學期の終に於て催し、主として談話遊戯を共にし質素なる晚餐を取る。

本校及び附屬小學校職員吉凶慶弔の微意を表するため職員互助會を組織す。

前項の談話會及び互助會實施のために總職員は談話會のために毎月俸給百分の一、互助會のために二百分の一を醵金す。

右職員談話會も互助會もこゝ三十餘年を通じて行はれてゐるが、本校職員中には一部分間の會合は昔より今日を通じて餘り行はれたことを聞かぬ。

二、生徒の氣風について

余は明治三十八年十月二日に着任したが、この月三十日英獨軍艦神戸に入港す。學校は午前十一時を以て授業を打切り軍艦見學に行つたが、颯て雨天となつた。風もやゝ荒れて來た。生徒には何か不満があつたものと見え、翌日時の四年生の或學級は集つて、余に時の圖書教室へ行かんことを求めた。余はその需めに應じて行つた。生徒は余に對して職員各位の今日よりも一層の親しみを以て生徒に接せられんことを請ふた。職員と生徒との間、固より狃るゝを容るさずとは云へ、相親しむと云ふことは極めて合理的のことである。教育はこれによりて行はれるのである。生徒の要求は余に取つてこの校に於ける仕事をなすについて渡し船であつた。

當時の師範生徒は、本校ばかりではないが一般に年齢が長じて居つたので、中學生に比べると己を蔽ふことが巧みであつた。露骨に言へば表裏があつた。表裏といへば甚だ悪いやうに聽かれるが、それは今日の時勢に於て人間の自然であると云つてよい。野蕃人は露骨であるが、文化人は己を露はさぬ。それだからとて野蕃人を揚げて文化人を抑へるなら大なる間違である。人は動物であつて又神性を有して居る。無論神にはなり切れず、さりとて動物に止つて居られぬ。動物性を露骨に表はすならそれは野蕃人であるが、神性を發揮するならそれは文化人である。動物性に止まつて居られぬに關らず強ひて動物性を露はさんとするも、それは蓋し自ら欺かねば出來ない仕事である。神性を露はさんとしても、神になり切れぬ身を以てたま／＼平常行ひ得ぬことをなすなら、時に行ひ時に行はずで常操がないことになる。その自ら欺くに至つては共に同じである。然るに普通に動物性を露はす方を愛して、神性を露はす方を嫌ふのは後者が利益を打算するのを賤しむのである。學校又は社會に於て賞罰や利害を利用して神性を表はさしめんとする根據はこゝにあるのである。教育や社會は、人を養ふに斯かる方法を採りながらその表裏を責めると云ふことは理屈の解らぬことである。年齢の尙幼弱なる時にあつてはまだ無關心なのであつて、動物性と神性とがまだ分離しないので、強ひて神性を露はさうともせず、さりとして殊更に動物性を露はさうと思はないのである。中學生とても上級生となれば自ら表裏が生ずるやうになるのである。この時にあつて教育上最も大切なことは「己を知れ」と云ふ教訓を徹底することである。

「己を知れ」とは實に千古の金言である。この金言は容易に徹底さるゝには至らぬが、これを養成するに内よりするものと外よりする方法とがある。外よりすると云ふのは、例へば最近就職問題は社會上の一大關心事となつ

た。それで人は自然に無謀の空想を抱くやうなことは少なくなつて来た如きこれである。而して内よりするといふのは、内に顧みて純粹な己を見ることである。後者に至つては人間完成の方法として古今を通じて略々同じである。

内より己を見るについては、古今を通じて別に變はれるところもないが、外より迫られて己を知ることにて今日は大いに昔日と異なること上に言ふが如くであるから、今日の師範生に比し三十年前の師範生は寧ろ荒削りであつた。年齢に於て長じて居つた點に於て（これも外よりして自己を見せられたるもの）よく己を知り眞面目に教育に専心するものもあつたが、中には教育界より脱線せんとするものもあつた。彼等は教育者として小天地に跼踏せんよりはもつと廣い天地に躍動せんと欲した。青年意氣の旺盛なる時代にあつては、教育を以て小天地と見たのも無理はない。彼等は彼等の見て以て大なりとする天地に活躍せんとするものなるがゆへに、そのためには修養のため相當の勞苦をも厭はず、世の成功を博したのもあり、元氣は頗る潑濺であつた。人にあつては老若を問はずこの元氣は大切である。今日の師範生は昔のそれに比すれば寧ろ運命を自覺するやうになつた。上級の學校へ入るについても殆ど教育系統の學校を選むやうになつた。眞面目と云へば眞面目である。斯かる余の觀察は只一部分の生徒について云ふのであつて一般がさうだといふのではない。年齢境遇に於て略々同一のものが、たかゞ三十年の間にそんなに變はるものではない。

世には師範生を以て因循となし、中學生を以て活潑だとするものもあるが、それは皮相の觀である。少くとも本校の生徒は因循ではない。それで世には御影師範生は中學生の氣分を有つて居ると云ひ、師範生型に囚はれて

居らぬとして賞揚するものもあるが、師範生の模範を中學生に求めるならそれは蓋し間違である。師範生は眞の師範型を目的とすべきである。師範生は聽て兒童の師となるべきものなれば、中學生に比して分別心が進んで居らねばならぬ。孔子は三十而立つと云はれた。而立に至らねば眞の教育は難いと云つてもよい。一應の人生觀も有つて居らねばならぬ。

三、和田校長

余が本校の名を聞くや久しい。従つて憧憬止まなかつた明治三十七年、和田校長本校へ御轉任あらせらるゝや、翌年余は御招聘を受けてその多年の希望を達することが出来た。元來余が教育界への出身は専ら同校長の推輓に與かれるもので、福島縣中學校に於て三年、新潟師範學校に於て七年、本校に於て十七年、通じて公生涯二十七年間の直接の御眷顧を辱うして居るのである。そして私生涯を合せて四十五年に亘つての御提擲を蒙つて居るのである。人生生活の複雑なる今日に於て、假令父母たりとも斯くも同一所に居ることは難いのである。余はこれを思ふ毎に何時も感激の涙を禁ずる能はないのである。但しこれは半ば私事である。斯かることを以てこの紙上を埋めることはこゝに中止する。

和田校長は一面剛邁にして所信實行に當つては左右を顧みられないために、時によると一時ほんの一時、他の誤解を受けられることがある。勿論事を爲さるゝに當つては、注意周到毫も遺算なき迄に考慮せられるのであるから、誤解した人も遂にはその誠意に服せられるのである。今は四十五年の昔となつた。先生が福島中學を去つて青森師範學校へ赴任せられるに當り、余が惜別の辭を陳べるためにお尋ねした時に、先生眞に不用意の間に「僕

には何もアンビションはないのだからね。」と言われた。先生のこの御心は五十年間の教育者としての御生活を貫いて居られるのである。

明治三十何年かのことであつた。文部省が地方視學官を設けられるや、其筋では有力なる中等學校中より拔擢することとなり、先生も勿論その候補に挙げられた。併し先生は如何なる勸説にも應じられなかつた。この勸説に應じられた人を余は敢て不可なりとするのではないが、その先生の教育的信念の堅きこと斯の如しと云ふのである。

先生新潟縣師範學校御在勤中人あり。余に向つて「和田校長は政治家となられたならば偉いものになられたであらう」と言はれた。勿論先生は適くところとして可ならざるなしであるから、政治家であれ、學者であれ、何れの方面に向はれようとも、巖然頭角を現はされることは疑ひないと思ふが、斯かる言は教育の事業の尊さを知らないのである。されど世の人々は滔々として斯かる言を弄して憚らないのである。先生既に身を中等教育界に起されてより、上司より特命を受けて難治の學校へ轉任せしめられたことはあるも、それが如何なる地方であれ、先生は一生をその地方の教育に捧げる覺悟で赴任せられたとは余が他より聞いたことである。そしてそれは、余が先生のなされた跡について一々自ら肯いたところである。されば學校の管理經營、生徒の教養等一として魂の籠つて居らぬものはない。従つて過去五十年教育學理上にも幾度變化があつたにも關らず、堅固なる基礎を有し、將來に向つて生命のあるものにあらざれば、猥りにこれを採用せられず。附屬小學校に於ける教育教授の方法も敢て新奇に走らず、穩健實着なる方法を探られたのである。

されど先生は一面に於て讀書家である。新刊舊刊書籍の中權威あるものは、必ず一通り眼を通された。既に古稀を過されて數年なる今日に於ても、蓋し親和高等女學校の校長室には何時も書籍が先生を待つて居るものと思ふ。(併し先生は書籍の積ん讀者ではない)されば先生の新を競はざるところにも十分の根據があるのである。

世は大正に入つて世界の形勢は急激な變化を告げて來た。即ち世界大戰の序曲が始つたのである。歐米の新思想は應接に追なき程であつた。應接に追なきがゆへに、所謂新思想唱導者はその新思想の由つて來たところを研めるに遑なかつた。従つて昨日の新思想家も今日は最早陳腐視されるやうになつた。この時に當つてこの陳腐視されるものも、所謂新思想に對して又向ふには地金が甚だ粗質であつた。そこで思想的に生きんとするものは、一度歐米に渡つて自己の鍍金をかけねばならぬこととなつた。さらでだに思想界の蕩々たる枝流は、混亂又氾濫我が御影師範學校も漸く外來參觀者の數を減じて來た。時に余も當時の參觀者に應接したこともあるが、中には露骨に「何か貴校經營に於ける新奇軸はないか。」と問ふものも鮮くはなかつた。余はかゝる問に對しては何時も答へた。「私の學校で新奇軸を求めようとせられるなら、それは失望に終らざるを得ないであらう。本校參觀中、時にこれと思はれることを發見せられるかも知らぬが、そんなことがあつたとしても本校にては奇らしいことだと思つて居るのではない。」と。當時あちらでもこちらでも學習主義だとか、自由主義だとか、創造主義だとかが如何に盛に唱道せられたか。勿論我が國今日の教育の進歩はかゝる諸主義の唱道論駁の結果であることを否み得ないが、これを實施するには相當の準備を要するのである。加之それらの諸説が地を異にし、人を異にしては斟酌を加へなければならぬのに、我こそ宇治川先陣の功名を博せんとして盛に新主義を弄んだのはうたてき

ことであり、笑止でもあつた。抑々教育だの教授だのと云ふのは主義を以て之を律すべきではない。主義といふのは、學理の發展沿革を書く人が便宜上統一して呼ぶのである。實際家は之を玩味すべきであるが、直接之を實施するに當つては、主義などといふことは全く腦中に融合し、その爲すところが一々その被教育者發展のために肯綮を得なければならぬ。これがためには教育者と被教育者とは二にして實は一であるに至らなければならぬ。即ち教育者に眞の親切があつたならば、教育教授の方法は自ら生れると云つても宜しい。

しかし諸新思潮の横流せし當時、校長にして威望の乏しい人であつたならば、時の流行に従つて何か新工夫を唱へなかつた譯を以て外部より必ずや改革とか、一新とか叫ばれたであらうが、本校に對し殆ど何人も一指をも染め得なかつたのは、校長も校長であり、一般職員も各々よく協同一致校務に従事したからである。今にして見よ、嘗て篤生したる特種の主義の何れが當時これでは眞の教育でない、その主唱者が誇稱して居つた程度に於て權威を保持してゐるかを。

斯く言へばとて、余は當時の御影師範學校は必ずしも他の師範學校の上に嶄然頭角を現はして居つたとも誇稱しない。凡そ何事に關はらず、同種のものについてこれその他に比して優秀だとは容易に言ふことの出来ないものである。人間的の徒らの品定めは考へなければならぬ。書畫のやうなものにしても、只形式丈の品評をするなら兎も角、實は書畫にも種々の流派のあるに顧みれば、その見どころによつて評價は異なるのである。況んや教育の結果は一年や二年で分るものではない。十年二十年の後に始めてその全貌を現はすことあり、百年にして始めてその光を放つこともある。効果の全貌の現はるゝまで、或はそれが赫灼たる光を放つまでに漸次にその度を進

めるものではあるが、それは人の眼には映じない。山鹿素行先生赤穂に仕へて同藩後進のものゝ士魂を鍊る。先生活瀋を辭するに臨んで曰、「余が候の厚遇に預かれるや久し。余が薰陶を施せしもの他日お役に立つことあるべし。」これ報恩の一端であると。爾來約三十年にして義學があつた。素行先生の赤穂に於ける教育の効果初めて人目に映じた。

我が母體たりし前身校以來六十年間、當局のものゝ努力は今後愈々その効果を現はすのである。横に同時代の當局者の協調が必要であると同時に縦に先進者と後進者と相聯絡して行かないならば、決してより大なる事業を擧げることは出来ない。我が校が同種の學校中第一位にあるか、第二位にあるか、將た第三位にあるかは問ふところではない。吾人は他に誇らんがために教育をしてゐるのではない。眞の人間教育をなさんと努めつゝあるのである。

只吾人は教育上徒に新奇を競ふの弊を不可なりとするも、この言を以て自己の苟且、偷安、退嬰、沈滯を辯護するの辭柄となすことを戒めなければならぬ。

四、和田校長時代に於ける施設の一端

1、生徒の體育運動

生徒の體育運動について本校は早くから注意したところである。賀陽宮殿下が斯道奨勵のために、京都帝國大學へ賜はりたる啓發旗を中心としての京都近府縣の師範學校選手競走はこの機運を醸成したる最大原因なりと信ぜられる。そは明治三十二年を以て始まり毎年一回舉行、明治四十二年まで繼續した前後通じて十一回、本校が

この優勝旗を逸したること僅に二回であつた。如何に本校生徒が猛練習をしかも眞剣に行つたかは推察に餘りある次第である。斯かる氣運は既に早く本校内に養はれて居つたのであるが、明治三十七年より共同運動なる制度が行はれることとなつた。運動の種類を武術、擊劍部、柔道部、競技、庭球部、野球部(附蹴球)、漕艇部とし、後に徒歩部、蹴球部が加はり、角力部續いては籠球、排球、水泳部が加はつて、これを武道部と競技部とを以て統べることとなつた。全校生徒は悉く之に参加し職員も總出で監督の任についた。これは勿論體格體質の發展や團體精神の涵養や個人としての因循姑息の風の打破を目的とするものである。蓋し全國各學校に取つては破天荒の企てであつた。本校にあつて敢て新機軸を出した譯ではないが、これは本校に於ける運動精神自然の發展であつたのである。他の模倣ではない。地生えである。

さりながら運動遊戯などいふものは、作業とは異つて多少なりとも自由を要求するものであり、元氣が内に旺盛して居らないならば行はれにくいものであるゆゑに、全校生徒をして漏れなく出席せしめるには實際にあたるもの苦心も亦鮮少なからずである。斯かる場合に當つては一々規則を振廻はし之に違反するものには懲罰を以て臨むなら、事は至つて簡單であるが、さういふ方法が教育上果して正しいであらうか、從順と云ふことは固より美德であらう、法は固より破らしむべからずではあるが、生きてる教育者としてこゝに善處する方法はないものであらうか。若し斯かる場合に規則を株守しようとするなら生徒の方でも亦合法的の方法を案出するやうになる。假病を使ふと云ふ如きもその一例である。或は云はん初より規則に例外を設けて置けばよいと、併しそれも出来ない場合がある。例へば丁年未滿のものは飲酒喫煙すべからずとの法律について、但し「以前よりの習慣あ

るものはこの限りにあらず」など、附記することが出来るか。團體生活に於ては斯くすることが一般に宜しいと認められた時、一般規程が出来るのである。その一般者の中に時々例外者があるのである。この例外者を何とかして一般者化すると云ふことが行法者に取つて必要なのである。この世は法律のため法則のための世界ではない人間の世界である。法律のため法則のために人を殺すのは拙い行法者である。斯かる方法を以て人を養成したなら卑怯な人間は出来よう、教育者は信念ある人間を成さねばならぬのである。卑怯な人間と云ふのは外部的力によりて支配されるのであり、信念の人と云ふのは内面的眞生命によつて生きるものである。人生發展のための體育獎勵の方法が人を卑屈ならしめる方法によつて行はれて何の効用があるか。

和田先生の運動獎勵に關する方針は決して運動本位ではないのである。御影師範と云へば運動と聯想される程その聲名を全國に輝かしたが先生は深くその度を過ごすことを戒められた。従つて對校仕合などにも嚴重な制限を置かれた。

よく生徒は言つた。對校仕合に行つて敗れて歸へつて來ると先生非常に御機嫌が悪いとそしてさる場合には歸校の報告をもなさなかつた、それは蓋し先生の眞意を正しく了解しないのである。先生勝敗については磊々落落であるが敗れて歸るなどといふことは男子の意氣地に關するがゆゑにその敗れざらんやうに獎勵せられたのである。

和田先生が生徒をして運動にのみ趨ることのないやうにと苦心せられて居つた一端は次の事實をもつても明らかである。

抑も本校の運動は早く既に明治四十年前後に高調に達し勳もすれば米國風の運動家の遠征や各學校對校運動の弊が漸く現はれんとするの狀勢に顧みて同年三月職員會議を開き各學校間に行はれる聯合運動會を禁止するの可否、若しこれを非とせばこれより生ずる弊害を防止する方法如何を諮問し、弊害防禦策を講じ長くこの方針を維持した。それで他校との試合殊に縣外遠征は殆どこれを禁じて居つた。それで 明治神宮競技にさへ僅々一回蹴球選手を派遣したのみである。國民的大運動たる 明治神宮競技参加は固より有意義のことではあるが、當時同競技に於ける制度も整はざる關係等もあり、この時参加について待機の策を取りしことは尤ものことである。

明治神宮競技参加は別として、競技運動のための遠征はこの三十年を通じて今日に至るまで同一方針の下に進んで居るのであるが、堀校長も嚴格にこの規程に準據せられたのであるが、萬一にも本校生徒が運動方面に偏して居ると云ふなら直接この規程を按配すべき任を帯びて居つた余の監督の力の足らざりし爲である。

□、學問の獎勵品性の修養

本校は由來運動を以て鳴つて居つた、學問の方は比較的忽緒に附せられたと見られ易いが和田先生この點に於ても頗る注意せられて居つたのである。附屬小學校への練習生に對して教材研究を盛に勸奨せられたのも教員たるものは先づ以て自ら得心の行くまで研究せなければならぬと云ふことを示されたのである。

昭和二年かに文部省から發布せられた選擇科目制度の如きは先生が既に早くこれを唱へられたところであつて、本校に於ても大正九年から既にその趣意を加味して、生徒の進退を考慮して居つた。その頃の先生の手記は今尚余が手に有して居る即ち左の如し。

專攻科目規定

一、生徒は專攻科目を選定すべし

一、專攻科目に對しては特に本校圖書の借覽を許す

一、專攻科目に對する講演等には授業に差支なき限り出席聽講の便宜を與ふ。

一、專攻科目の成績優良（九點以上）なる時は他の二科目の不合格（五點以下四點以上）をも認む。

これは先生の一手記である。只これ先生が常に如何に生徒の學力向上に注意せられ眞の人物養成に關心せられて居られたかの一例である。併しこれは内規とはいひながら成文になつて居つたのである。時に成績會議に於ては特優者に對しては或科の得點が一層劣惡であつても特にこれを認められたこともある。これ些細なる得點の差に於て人物を棄てることを欲せられないからである。決して生徒の怠慢を看過誘導せられたのでないことは勿論である。日常學習の學科の試験の結果が僅々五分足らぬとか一點足らぬとかで他に特長ある人物を棄てることの愚なることは云ふまでもない事の眞偽は必ずしも保證の限りではないが、今の内務大臣後藤氏は大學卒業の時は終より三番であつたが、高等文官試験の成績は第一位であつたと云ふ（昭和十年十一月發行官公特報誌による）余は固より世の學生諸君に對して、日常の課業に不眞面目であれと云ふのではない。人は後藤氏のこと眞に事實に相違ないとしてもそれは特例であると云ふかも知れない。併し兎に角時運に際會しては廟堂に立つの資格ある人も學科の點數で評價し了はると云ふことは決して妥當なことではない、又眞の偉才は學校時代に於て無視せられて居つても囊中のきりは聽て自ら脱出するものだと云ふかも知れない。しかし教育者は被教育者の才と不

才とを詳細に辨別しようともせないで一樣に千仞の谷へ投込んで宜しからうか、獅子の子試しのように。又人々
は各その個性によつて發達の時期を異にするものがある。後藤氏の如きについてもその前後の評價の異なるは各の
評價に間違があつたのではない。各の評價それ自身に於て正しいのである。教育者はその時その時に於て被教育
者について妥當な評價をなせばよいと、それは尤なことであるが教育者たるものに、その被教育者について多少前
途の發達について豫想が出来ないで何とする又豫想は出来ても豫想を込めて點數を記す譯には行かぬと、それは
愈々尤なことである。余が敢てこの言をなす所以は教育者たらんものはよく被教育者の個性を觀察してすべ
ての被教育者をして人として立ち得るやうにならしめよ、一言にすれば教育者は被教育者の本領を發揮せねばな
らぬといふのである。滿天下の教育者諸君は固より賢明であらう、余の言ふところの如きは夢であるかも知れぬ。
若しさうであつたならば實に國家の幸であり、教育界の最大慶事である更に一言したいことは後藤氏の場合の如
きことは必ずしも眞の異例ではないやうに余が眼には映るのである。

本校に於て明治三十五六年の頃の採點法は一二三の三等であつたこともある。松尾校長の時代であつたと思ふ
恐らく時の教務主任前波氏の献策かと推察する國語教授の上に文語を口語體とし、假名遣を發音通りになさしむ
る等の改革を取つた氏はこの位な思ひ切つたことをせられるのは怪しむを要さない。抑も言文一致といふこ
とは既に明治二十年頃から唱道せられたので、諸所の學校に於ても漸く實行の氣運を招いた。山田美妙齋の言文
一致の小説武藏野は明治二十年の發行である。それで師範學校生徒に口語體の文章を作らしめ、小學校生徒にこ
れを實行せしめたとしても敢て怪しむに足らない。然るに假名遣を發音通りにするに至つてはまだ餘りに世の檢

討を経ない。若しそれが現在に於けるメートル法の如きものなら、法律上その施行期限が目前にある、これを教
授上に施すとしても固より不可ならざるのみならずその必要もあらう、まだ十分に識者の檢討を経ない假名遣法
を小學校に於ける國語教授に採用しようと思はれたら、余は今茲にその可否を斷ずる義務を有して居らない。
それは兎に角として氏がこの元氣をもつてすれば生徒の成績を單に三等に分つ如きは難事ではない、斯く成績を
大まかに分つて點取りそのものを目的とするやうな心を轉じて實力を養ふ方面に生徒を導くことを得ば生徒自身
に取つての幸福これに過ぐるものはない。斯く言へばとて余は教師が生徒の人物學力査定の資料として分析的に
各方面の精密なる調査をすることを無用視するものではない。序として若し今の所謂定期試験をも廢することを
得ばこれ教育上何よりの幸である。併し法は末である、そは人によつて生き人によつて死す、如何に破天荒なる名
案を立てこれを法則とするも人その人を得ざれば名刀がその使用者を得ざるが如きものである。因みに一言する
大正十五年の頃かと覺える、本縣學務課が縣下中等學校の校長又は首席教員約百三十名を召集して試験廢止の可
否について意見を求められた。試験なる語の概念などを始とし種々の質問應答等があつた後余は今日の教育界内
外の狀態よりして試験廢止の不可能なる所以を縷陳した、甲論乙駁種々議論の後課長の裁決に當り試験廢止に賛
成するもの約百名之に反對するもの僅に二十數名なりき。然るにその後の縣内中等學校の實際の狀況如何。

因みに學友會の中には一方運動部の存在と並んで他方學藝部もあつて談話部と雜誌部とに分かれ談話部に於て
は毎月一回例會を開き一は思想の發表を自由ならしむるを目的とすれども直接には兒童教授のための話し方練習
に資せしむることゝした。ところが一般社會の進歩につれて他校に於てもこの種のもの愈々盛んになり、本校に

於ては辯論部と改稱し辯士の交換も行はれ本校に於ても毎年一回他校の辯士を招待して辯論大會を催すこととなつた。

雜誌部に於ては明治四十一年七月一日雜誌「甲陽」を發刊し爾來年々凡そ二回同誌を發行し今日に及んだ。

尙ほ又學問獎勵のためには學術研究上の諸會があるそれは生徒本人の志望と職員の認諾とによつて課外に或特種の學術を研究することを認めるのである。明治四十年の頃には國漢文、英語、數學、博物、音樂等であつたが今日に於ては更にその上に獨逸語、ベスタロツチ會の名の下に教育學、木曜會の名の下に哲學會、圖書の會等あり。品性の修養、道德の涵養等についても和田先生が如何に心を勞せられたかは本校寄宿舎の設計及びその寄宿制度等が最も雄辯にこれに答へて居る。寄宿舎のことについては別に觸れることあるべければ茲にはこれを略することとする。生徒の訓練の大部分は元來寄宿舎にあることは争へない事實である。それ丈に寄宿舎監督者に其の人を得なかつたならばその弊亦言ふべからざるもある。古の所謂塾は必ずしもその弟子を寄宿せしめたものではないが、朝夕或は學習に或は勞働に師弟常に相親炙して居つたことは今日の多くの學校寄宿生が四六時中その師と同一の簷下に住すると云ひながらそれは只名のみにて、心と心とは兎角に離れ勝ちなると同日の論ではない。本校寄宿舎も必ずしも理想の通りにはなつて居らぬ、只この制度の初に於ける師弟相互の意氣の如何に旺盛なりしことよ、爾來引續き二十五年を踰ゆ、余は親しくそのことに與からないが蓋し舎監各位は傳統に従つて、着々改善從事して居られること、察する。

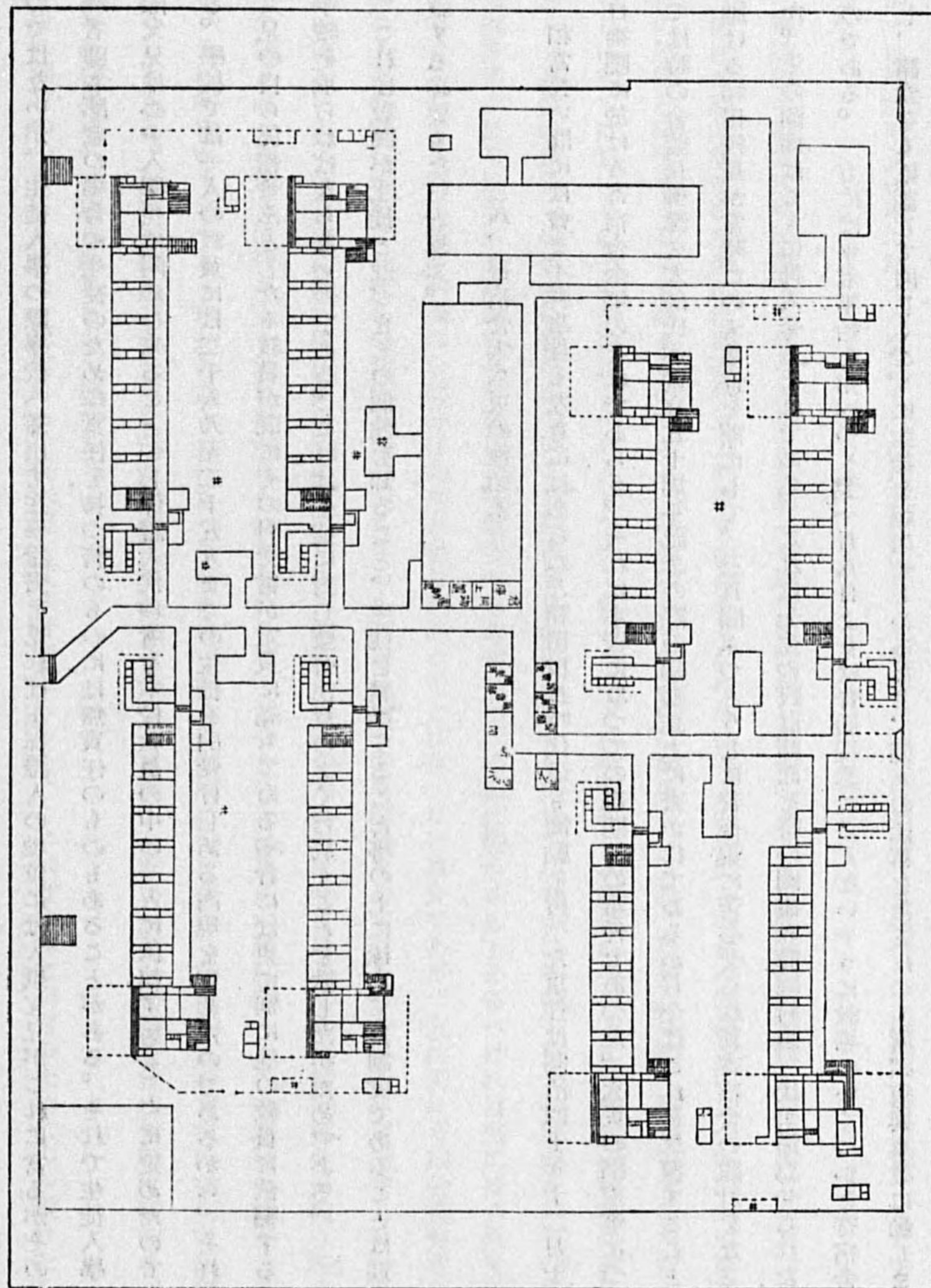
更に訓育の一助ともなると思はれる生徒保證人代理者制度もある。この制度は特に訓育のためにのみ設けたも

のではないが、生徒入學の際學校へ差出す在學證書を見れば正保證人の地位には大抵父兄がこれに當るがその代理者即ち應急の場合に生徒のために責任を持つ筈のものには無責任のものもあることがある。それで生徒入學の際父兄は必ず入學生に附添ひ來ることとし保證人代理者を本校教員の中の一人に依頼することに定めたのである。學校では一人の教員には二十人乃至二十五人までの生徒を引受けしめる内規を定めたのであるから、それで父兄の自ら係頼せんとしたる教員が既にその引受數が定員に満ちてゐる場合には更に別に他の教員に依頼するの手續を取らねばならないのである。これは生徒に對し監督注意のよく行届くことを欲したがためである。

これは教師が生徒と近づきその個性を知ること、生徒を獎勵すること等の上に極めて良制度であることは別に叙する必要もないと思ふ。

ハ、寄宿舎大火災の後始末

相當長い間には會ま不祥事件もなきにはあらねど和田校長時代最も衝動を與へた事件は明治四十年十二月十六日拂曉に於ける寄宿舎全燒のそれであらう。それは本校に取つての劃期的の事件であつた。火災の顛末等については時の舎監長柳澤久太郎氏が創立五十周年記念の際の編纂誌上に書かれてゐるから今はこれを反覆することを避ける和田校長が當時この大事件を前にして、三日間ぶつとうしに善後策に苦心せられ新寄宿舎の設計をなされた。その圖面はこゝに挿入せるそれである。これは先生の設計圖面を時の圖書教師岡村道三氏が淨寫せられたものである。一方には年末年始を扣へつゝ翌一月八日より普通授業に差支ないやうに教場のいくつかを寄宿舎とし、講堂をも區劃して同じくこゝに生徒を起居せしめるなど、種々の仕事をなされつゝ所謂復興事業に勤しまれ



たことは到底普通の人のよくなし得るところではない。而してこれと同時に職員の協同一致の力も亦大なるものであることを銘記せねばならぬ。

従来本校は自制自治といふことを以て校是としてゐるのである教育の殿堂に誤れる自治などあるべき筈はなけれども、時には自治といふ美名を借りて生徒を放任し一時を苟且するものなきにはあらずと思はれる。さる所に於ては生徒が到底自ら進んで自制するなど、云ふことは望まれない。然るにこの度の本校の火災に當つてはこれが消防に當つたその時から平素の訓練その効を顯はし生徒自治心の發揮はその最高潮に達し、火災即夜から先づ生徒は以て學校構内の夜警勤務に當ることゝなつた。この夜警勤務の規程は新寄宿舍の成ると同時に成文律となつたものである。

本校のすべての規程を一々記載するの餘裕はないが本校に於ける自由の發揮の一現象として夜警規程の如きは最も意味あるものと信するがゆゑに今左にその全文を掲げる。

夜警部規程附非常心得

甲、夜警

- 一、非常ノ事變ニ備ヘンガタメ夜警ヲ置キ週番寮長監督ノ下ニ生徒全體コレニ當ル
- 二、夜警當番ハ各級生徒姓名ノ「イロハ」順（後ニ五十音トナル）ニヨリ各學年ヨリ一名ツツ順次之ニ當ルモノトス
- 三、夜警時刻ハ消燈後一時間ヨリ始メ起床時刻二時間前ニ終ルコトトシ當番ハ午後一時ヲ以テ境トシ半夜交

替ヲ以テ休憩スルモノトス

四、夜警時刻中ハ毎時一回寄宿舎、本校、本校構内ヲ巡視シ異變アルトキハ直ニ週番寮長ニ報告スルモノトス

五、當番ハ夕食後ヨリ各自寢具ヲ携帯シテ、翌朝食事マデ夜警詰所ニ詰ムルモノトシ夜警長ハ夜警記録ヲ、週番寮長ノ手ヨリ受取り任務中ノ要項ヲ記録シ朝食後週番寮長ニ差出スモノトス

乙、非常心得

一、當校構内又ハ附近ニ於テ非常ノ事變起リタル場合ニハコレガ急ニ應スルタメ非常心得ヲ定ム。

一、非常警戒區域ヲ當校、當校附近及職員住宅附近トシコノ範圍内ニ出火ヲ發見シタルモノハ校長舎監又ハ本校當宿直職員等直接責任者ニ報シ非常號音ヲ以テ校内一般ニ急報スルコト

一、週番舎監ハ事變ノ緩急ニ應ジ左ノ各項ヲ處理スルコト

1、消防指揮監督ノコト

2、寄宿舎及ビ本校々舎ノ警備監督ノコト

3、物品運搬監督ノコト

一、本校當直職員ハ事變ノ緩急ニ應ジテ左ノ各項ヲ處理スルコト

1、御眞影奉安ノコト

2、書類ソノ他貴重品ニ注意スルコト

一、校内事變ノ際ニ於ケル生徒消防隊ノ部署及ビ人員左ノ通り

消防係 約二百名各室ヨリ互選ニテ二名ヲ出シ、其ノ一人ヲ第一消防係トシ他ノ一人ヲ第二消防係トシ、

各係長一名副長一名ヲ置キ職員ノ指揮ニ從ヒ専ラ消防ニ盡力セシム。

運搬係 約百名各室ヨリ互選ニテ一名ヲ出シ係長副長各々一名ヲ置キ職員ノ指揮ニヨリ専ラ 御眞影ノ

奉安及ビ書類器械器具等ノ運搬ニ盡力セシム

警備係 約百名各室ヨリ互選ニテ一名ヲ出シ、係長及ビ副長一名ヲ置キ職員ノ指揮ニ從ツテ本校及ビ寄

宿舎ヲ警戒シ構内ヲ巡守シ且ツ正門 通用門、非常門ノ出入ヲ嚴戒シ校外ニ於ケル事變ノ場合

ニ於テモ、スベテコノ部隊組織ヲ以テ從事スルコト

六、各係長ハ生徒互選ニヨリ舎監之ヲ命ズ

七、各消防隊員ハ消防ニ關スル自己ノ任務ヲ平常練習シ置キ、消防器具ノ如キハ常ニ手入及ビ整頓ニ注意シ、

兼テコレガ保管ノ任ニ當ルモノトス

これは當時の生徒が自ら進んで實行して居つたものを將來のためにとて學校をして制度たらしめたものである。當時の生徒はこの通り實行して居つたのである。翌年十一月新寄宿舎の中當時西寮一と命名したる一寮先づ成り、舎監長柳澤久太郎氏その住宅(役宅と呼ぶ)に入り、續いてその翌年明治四十二年二月他の七寮全く竣工し校長以下、六名その住宅に入り各生徒を學年別に入寮せしめたが、夜警は毎夜眞劍にその任務を盡し舎監役宅の庭園外の扉又は窓(鐵棒)の障子等に少しでも欠隙の存して居る時はそれが深夜であつても拂曉であつても一々

注意を與へられるが爲に舍監も多少閉口する位であつた。俗に喉元過ぐれば熱さを忘れるといふことがある、火災を去ること日漸く久しくなるにつれて恐るべき火災も次第に觀念的になり、生徒の夜警に對する意氣込も次第に薄らぎ來りたるやも測られず、しかも夜警の任務は相替らず可なり忠實に行はれて居つた。時にはづるものもあつたかも知れぬが先輩たる生徒が創めたるこの制度を中止廢絶するなど、云ふことは先輩の志に對して到底なし能はざるところである。しかし一方生徒の苦痛も考慮せねばならぬ。何時頃のことであつたか、本校へ來賓あり(某師範校長であつたやうに記憶するが)案内役としての余に對して「生徒が夜警をするのですか」と驚異の眼を余に向けつゝ尋ねられた。その意は夜警の如きは使丁とか又は雇人をして爲さしむべきではないかとのことであつた。實際生徒は翌日の課業にも出ねばならぬのである。殊に嚴冬の候や試験前後の頃その迷惑は察すべきではあるが、生徒はこれをも敢て爲したのである。我が校の魂はかういふ場合に於て相當に鍛へられつゝあるのである。我が校の歴史と共に實際を味へて見ないものには學校が生徒に無謀のことを爲さしめると思ふかも知れぬ。火災當時の生徒は自發的であつたかも知れぬが、その興奮も覺めて後の生徒に對しては重荷ではないかとの非難もあるかも知れぬがそれは傳統の賜である。正當に傳統を重んずるの精神を涵養すると云ふことも教育上忽緒に附すべきではない。その傳統が徒らな形骸を留むるに過ぎないものとなつたならそれは勿論廢止すべきである。夜警勤務は唯生徒のみの負擔ではない。週番寮長たる舍監も或は深夜若くは拂曉巡視をするのである。それは一方生徒に對する看視であるが他方生徒を慰勞するのである。若し傳統的精神に信賴するなど、云ふ口實の下に舍監その人が高枕安臥をするなら斯かる制度は形骸化して仕舞ふであらう。

因みに春夏長期の休暇の際には別に賃金を給して炊夫をしてこの任務に當らしめるのである。本校にては火災については斯くも注意をして居るのみならず、和田校長は嘗て福島縣中學校長在職中にも火災に逢はれたる經驗あるにより普通以上火災については警戒を嚴にして居られるに關らず大正七年三月十三日には東寮第二に再び火災あり、これは某生徒の過で時は眞晝間であつた。

新寄宿舎の組織

我が寄宿舎組織の趣旨は現在の社會制度即ち地方自治體のそれに則りて組織しその間に軍隊的の規律及び家庭的和氣とを調和保持せんとするにあり、従つて今我が寄宿舎はこれを一村に擬して、名づけて甲陽村といふ。甲陽村は八區に分れ東寮一、東寮二、西寮一、西寮二、北寮一、北寮二、南寮一、南寮二とし各々獨立の建物である。各區一寮一建物の内に十三戸の家(室)あり一家は四人の家族より成り各戸には家長(室長)あり、一區の人口は五十二人とす。各區に一人の區長(舍監)あり、これ即ち寮の長にして區民と師弟の關係を有す。區長の家(役宅と號す)は各寮に附設せらる。區長は自己の家族とこの役宅に同棲す、區長の上に村長(學校長)あり、村長と村民とも亦師弟の關係を有す。而して村長は又東寮一の區長をも兼ね、各區には區毎に一つの應接所、病室、食堂兼集會所、理髮所、洗面所(こゝに井戸あり)便所、玄關及び所屬庭園あり。これらは何れも一區十三戸共用である。従つて一區間の掃除戸締火の用心食堂の用意並に片付け、洗面所の水波、所屬庭園の手入等皆一區共用の仕事として分擔若くは當番の方法を以て處辨すべき定めである。而してこの一戸は十二疊ひとまの疊敷にして四名の家族はこの中に坐して勉學す、戸毎には各々一つの床間を有し何れの家にも一幅の掛物と一鉢の盆栽を

備ふべく各戸共南側は總窓にして窓前には細き鐵棒を掛けて物干に用ふるのである。(寮の名稱は後改まる)

右の外全村共用のために設けられたる炊事場、浴場、醫療所、新聞閱覽所、湯沸所、共同購買品分配所、夜警當番所、倉庫、テニスコート等あり、これら全體共通の諸種の設備を運轉整理するがために各區よりそれぞれ名譽職たる委員を選出してこれに當らしめる。

甲陽全村の統治は村長が之に任ずることは勿論であるが、一家、一區、全村を通じて自治の系統であり、一家の整理は家族の責任、一區の自治は區民十三戸の連帶責任、一村の自治は村民八區全體の連帶責任である。又一家の長たる室長は週番に區長を助けて一寮のことに任じ區長たる寮長も亦週番勤務にて村長を輔けて全村のことに任ずる組織である。

この寄宿舎即ち村内の編制は學年別であつて、各學年生は各々二ヶの寮を占める筈であつて生徒は入學の當時より第三學年終了まで同一の寮にあつて同一の寮の薰陶を受けるのである。

第四學年になると、生徒舎學校長の寮と教務主任の寮とに入り半年づゝに交替するこれ學校長が親しく生徒を知り且つ手づからこれを薰陶せられるの必要があるからである。

この自治的寄宿舎に左の機關を置く。

(一) 舍會議

(a) その組織

(イ) 議長 學校長舎の長としてこれに當る議長故障ある場合は他の寮長中の首席者これに代る。

(ロ) 議員 左の定數を以て各寮舎に於てこれを選出す。

四年生寮各々 五名

三年生寮各々 四名

二年生寮各々 三名

一年生寮各々 二名

(ハ) 臨時議員 部に關する議事の場合に於て各部理事これに當る。

(b) 舍會議に於て議決すべき事項は左の通り

(イ) 運動部基金に關する事項

(ロ) 短艇維持法に關する事項

(ハ) 學友會費に關する事項

(ニ) 運動部、學藝部豫算決算に關する事項

(ホ) 共同購買部、休養部收益處分に關する事項

(ヘ) 炊事殘金若くは雜收入の處分に關する事項

(ト) 共同事業の設備に關する事項

(チ) 共有不用物品の處分に關する事項

(リ) 警備消防等に關する事項

(ヌ) 臨時共同當番に關する事項

(ル) 風紀の維持に關する事項

(ヲ) その他舎長に於て必要と認めたる事項

(一) 部理事

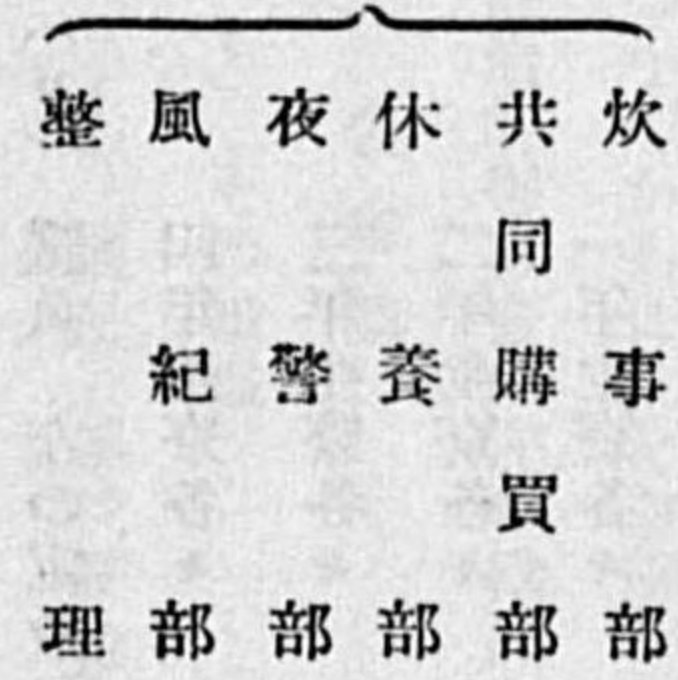
(a) その組織

(イ) 部長 各部理事の互選による。

(ロ) 理事 分擔事務に依りて部を分ち各部に理事若干名を置く。

(ハ) 部長及び理事は舎監事務分擔規程によりて定むる各係主任(教員)の指揮を承け各部事務の執行に任ず。

この自治的組織の執行機關として左の各部を置く、而してこの各部にはそれ々の規程がある。何れもその名が示す如きものゆゑ今は細説を略す。



尙この寄宿舎に於て各寮それ々の作業のあることは上記の事實によつて略々明かであると思ふ。廣瀬淡窓先生

休道他郷多苦辛

同袍有友自相親

柴扉曉出霜如雪

君汲川流我拾薪

の風景は我が校に於けるそれである。明治四十二年四月よりは校庭整理の規程を定めたが、それは今日世間に行はるゝ勞作教育と云つてもよい、その規程の一二を摘出すれば次の如くである。

一、校庭とは附屬小學校區域及び農場を除く外校地全體を包含す

二、校庭を整理するため左の役割を定む

イ、委員長 學校長

ロ、委員 教務主任

博物受持教員 二名

體操受持教員 二名

首席書記

ハ、當番 第四學年生 二名

第三學年生	四名
第二學年生	六名
第一學年生	八名

ニ、監督 學校長以下職員全體（書記及び囑託教員を除く）輪番二名宛これに當る。

三、毎週火木兩曜日放課後、一時間乃至一時間半を以て校庭整理作業の定日とす

四、整理の箇所及仕事は整理委品の指定に依る。

五、事業の種類

イ、樹木の移植 ロ、小堤の築造、芝の植附

ハ、道普請 ニ、石瓦の取捨て

ホ、除草等

右は是より以前に臨時に施行せられて居つたものであつて生徒全體を召集し、約一萬坪に亘り校庭の除草地均し等を実行して居つたのを規程づけたものであつて、恐らくこの學校に於ても斯くの如きことは不知不識の間に行はれつゝあるものと思ふ。今や我が國教育愈々昌盛に學校の數も愈々増す、この趨勢を以てすれば學校それ自身、その存在自證のために學校教育中別に取立て、云ふべき程でなきものを敢て取立て、これを學校の看板とし、遂には教育教授訓育の本道をも脱線し、片輪のやうな教育を施すものもないとは斷言し得ないと思ふ。名欲の私が學校教育にまで侵入するに至つては國家將來のために痛嘆すべきである。

寄宿舎關係のことについて拾ひ上げればまだこの外にも大小の事實があるが、余の初よりの計畫はそのすべてを拾ひ上げるつもりではなかつたのである。

以上が本校自治的寄宿舎の組織であつて、その各機關は殆ど完全に運轉して今日に至つて居るのである。

要するに本校の母體が發生のその時よりの先人の苦心が凝つて今より三十年の本校をなし爾來三十年の本校關係者の努力が今日を生んだのである。

右は今の所謂第一部生に適用する寄宿舎制度であつて、第二部生に對してこれを適用しない所以はこの寄宿舎の新築の時は、第二部制度なるものなかりしゆゑである。爾來約十年大正第四學年度に至つて二部制度が出来たのである。尤も是より以前に一二回甲種講習と稱して中學校卒業者又は之に相當する學力あるものを收容したることもある。それは固より臨時的施設である。二部制度既に布かれても直に第一部生のそれに準する寄宿舎開設せざりし所以は二部生は既に中學校五學年を卒へたるものにして、少くとも當時の師範學校の第四學年生と同等のものである。自治心も師範第四學年と殆ど同一の程度に養成された苦のものである。これを急に新しき型の内に收容して一年間に養成し直す必要もなく又而かせんとしても、それは不自然なるがゆゑである。

二、師範學校二部制度の實施

大正四年師範學校規定に改正あり師範學校に第二部を置くこととなり中學校卒業生若しくはこれと同等以上の學力あつて小學校教員となるの目的を有するものを收容することとなつたこの時の二部生の修業年限は一ケ年であつた。假令二部生は既に高等普通教育を終つたものであるといへ師範學校に入り一ケ年間に主として教育

及び教授に關する諸分科を修めたることは頗る困難なことであるそれで昭和六年に至り二部生は二ヶ年の學科課程を修むることに改められたそして昭和九年鳩山文部大臣の時には省内に師範教育調査委員會を設け師範學校制度改革案を提げて臨まれたその理想とするところは現在の師範學校卒業生では時代の進運に不相應であるがゆゑにこれを昇格せんとするのでありその改革の内容は第一に現行の二部を主體とし本科三年の専門學校程度に高め入學資格を中學校四年修了とすること第二に土地の状況によつては現行の一部を豫科として置くことを得せしめその修業年限を三年とすることであつた。尙師範學校のこの昇格に伴ひ教諭は教授となるなど人件費その他費用の増加につき文相は人件費については國家的見地より政府に於て補助することを調査會の席上に於て言質を與へられたと傳へられて居る。斯くて鳩山案は鋭意これが實施を急いだが時會ま内閣更迭に逢ひ文部省に於てはこれを後繼者への引繼案としたるも新内閣に於ては師範制度改革よりも寧ろ全面的教育制度改革に重きを置き師範學校制度改革は闇から闇へと葬られてしまつた。

將來師範學校制度は如何に發展するであらうかは余輩の臆断すべき限りではないが今日迄の處教育に關係あるものと否とを問はず一般の輿論は從來の二部を以て主體とするにあるらしい教育に關する世の理解が漸く進み青年求職が愈々困難を告げ來るに當つては中學卒業生中より教育者をとることは蓋し適當であらう。併し師範學校を昇格して専門學校程度とすることは少くとも今日に於て大に考慮を要することである。これについては種々論すべきこともあるがそれは本校六十周年記念誌上の當面の問題ではないから茲にこれを略する。斯くは云ふもの余は教育者の人格識見の向上を不可とするものではない、師範學校即ち小學校教員養成機關が専門學校程度に

まで高められるべきことは時間の問題であらう、併しこの昇格問題が嘗て始めて師範學校長會議に於て可決せられ其の筋へ進達せられたのは今を去ること十餘年の昔である、そしてそれが今日まで實行せられるに至らない否實行されそうなけぶりさへ見得ぬのは斯の種の會合に於ける決議が概ね實情に即しない机上の空論であると云ふことを物語つて餘ありと云ふべきである、多年の空論も纏て醸成せられて事實となることがないとは言はぬが現今に於ける所謂何々會と云ふのが兎角たよりのないものだと思ふことは唯り余のみの見ではないと思ふ。

抑も中學校と師範學校とを聯絡しようとすることは蓋し和田先生が四十餘年以前より抱かれて居られたところである、余が先生より直接承つた談片は中學校三年級終了者より教員志願者を募つて師範教育を授けようとするのであつた勿論偶然の話題であつたが故に師範學校を何ヶ年程度とするかその學科課程はどうするかと云ふことなどのお話はなかつた。尙その外中學校が只上級學校の準備教育所であるに物足らず思はれて四年以上に實業科を課することを企てられたこれは唯に先生の懷抱せられたる御意見であつたに止らず時の福島縣尋常中學校(今の同縣立安積中學校)に於て實施せられ農業科と商業科とを設けられた蓋し當時の中學校に於て實業科を置かれたのは福島縣中學校が唯一のものであつたであらう。

師範學校の方は中學校とは異なりその設營等が劃一であつたがゆゑに先生の抱負を自由に實地に表現せられることは出来ぬが後の二部制類似のものを二部制度の發表以前に實施せられたことがあつたそれは甲種講習の名に於て中學校卒業生を收容し一年間に於て小學校本科正教員を養成することであつたこれは他府縣にもあつたであらう。

和田先生は校内に於けるドチラへ顧んでもよいやうな小規程についてはそれを眼中には置かれなかつた。否十分に知り盡されながら而かも殆ど頓着せられなかつたのであるが事苟も教育の大綱に關しては炯眼達識を以て諸事計劃を進められ沈思熟慮一旦決意せられてはその主張を貫かねば止まれなかつたのである。

由來兵庫縣は教育縣であつて校長も教員も全國に卓越して居ることは昔も今も變りはなからう、眞に優秀なる教育者が縣内に在勤せらるればこそ本縣に於ける學校の聲價も全國に冠たりであるのである。加ふるに人は兎角自己の在りし時代を黄金時代の如くに思倣す癖を持つて居るものであるから余が和田先生についての記事も大抵にして止めて置かうと思ふ。併し特に一言したいことがある余が今先生の下にあつて先生を謳歌することは忌むべきであらうが余は今日迄約五十年の間常に先生の門に出入して居りながら先生の面前に於ては勿論先生の耳朶に達する様な徑路に於てゞさへも末だ嘗て先生を稱讃したことはないのである。今や我が校が創立六十周年の記念に際し他方には校名廢止の時に際し余が胸懷に潜むところのものを披瀝し親しくその教を受けた人々にその一端を紹介しその記憶に刻ましめることは決して咎むべきことではないと思ふ。余が知れる若しくは感ぜるところだけでも先生のことを記るさうと思ふなら容易に盡くすることを知らないものであるそれにしても共に先生の部下に立つて斯道のために精勵せられた同僚諸君の偉績を描寫する餘裕のないことを遺憾とする。

更にこゝにもう一つ附記すべきことがあるそれは當時本縣には服部一三氏と云ふ明府が長くその職にあつて大に力を一般縣治に注がれ就中教育に對しては特別の理解があつたと云ふことである服部明府は眞に良二千石であつて人に任すること厚く和田校長の言も殆ど聽かれざることなかつた様である。是を以て本校にも臨時突發の不

祥事件があつても和田校長の地位には毫も動搖がなかつたのである。かの明治四十年の大火災の如きも校長出張中の出來事とは云ひながら寄宿舎階上の火鉢の燃え抜きに原因してゐる以上監督不行届位の其の筋の譴責があつても怪むに足らぬにも關らず校長始め舎監長も余も只注意を受けしのみにて事済みになつた。

却説一部生と二部生との比較などについても言ふべきこともなきにあらぬがこれは容易に斷じ得ぬ問題である結局はこれが指導者と本人自身の如何がその優劣を決定する鍵となるのである。

※、和田校長の御退職

大正十年五月一日我が校に取つての悲報が來た。和田校長依願退職のそれである、これより先數日その噂は東京より傳はつた。同窓生中には先生のために留任運動を起さんとするものもあり又何故に先生をしてその退職を思ひ止まらしめなかつたかとて余を責めたものもあつた。凡そ先生が事を爲されるには豫め熟慮せられるのであるとして既に一旦決心せられては容易にこれを動かし給はぬことは周知の事實である據るないことである之に對して別に施すべき手段もないのである。況んや先生の退職せられるに至つた事情を知れるものに於ておやである。若しこれが普通の人であつたならば卒業生又は在校生は留任運動でも起したかも分らぬが先生はそのやうなことがあつたならば極力鎮撫するやうにと余に囑せられた。

嗚呼吾等は何なる世に處しても世を咒ひ人を咎めるべきではない現實の世は確かに正しく現實の世であるこれを措いて外に世はない。如何なる世でもその由つて來るところがある。而して將來に於て來るべき世は現在の人がこれを開拓すべきである人心の異なるは人面の異なるが如くである、自己自身の信じ行ふところのみが正善

であるのではない、人としてはその信念高くして常に自ら正善と信ずるところを踏むべきではあるが他人には他人の信ずるところを容るさねばならぬ、先生は人を信ずること厚く一旦これに任じたる以上は全然その人に信頼し而かもその責任に至つては全然自ら負はれたのである。

それで我が校寄宿舎に於ける生徒の訓練については或少数の一般共通事件の外一切當該八舎監がこれに任じ而かもその上に統一を保つのは校長即ち舎監長であるがゆゑにその經營の苦心は尋常ではないのであり放任を以て自由と誤解するやうなものゝ想像も出来ぬところである。

大正三年は歐洲大戰の勃發したる時である宇宙一家を標榜する民族や共產主義を唱道する過激團がこの機會に乗じて漸くその魔手を擴げんとした時であり我が國民の少部分も動もすればこれに捲き込まれんとした否それのみではない戰勝聯合國の手に歸せんとするや人心は頗みに弛緩し奢侈日々に長じ學生も一般に規律を無視するやうな傾向を生じ來つた。この時に當つて師範學校がその當然の使命を全うせんとするには識見高く信念強固なる校長を要したのである當時教育者も人なり食はざるべからずと云ふやうな思想が寸毫の疑問もなく認容せられたのである。成る程この言も唯物史觀の見地に立てば許さるゝ言でもあらうが吾等の立場とはその世界を異にして居る彼等は嗟來の食も食ふであらう、盜泉の水を飲むことも敢へて辭せぬであらう、斯かる時にあつて少くとも吾が學園を神聖に維持したいと思つたこの時に當つて吾等は和田校長の退職を見たのである悲しまざるを得んや落膽せざるを得んやであつた。しかも天未だ吾が御影師範學校を見捨て給はず幸にも堀卓次郎先生を迎へたのである。

第十三章 前章(本校に關する描寫)のつゞき

第一節 堀校長の一面

大正十年四月先生本校長に任ぜらる先生は明治二十八年東京大學(即ち今の東京帝國大學の前身)法學部の御出身である。大學御在學中頗る苦學せられた事は御赴任當時親しく余の承はれる所である。人間苦惱に逢つて始めてその深みを發揮するものである。當時法學士と云へば會社とか銀行などの招聘には仲々應じないのである。若人は皆官途を以て名譽の地となしたのである。それで法學士が就官を望めば皆直に高等官となつた最も都合の悪いところで「奏任御用掛」であつた。當時先生にして若し就官を求められたならば爾來約三十年大正十年までに地方にあつては知事中央にあつては省次官或は局長はおろか或は廟堂の上に立たれたかも知れぬ同時の卒業者濱口雄幸氏などがそれである。然るに先生は別に見るところあつて特に中等學校の教職に就かれた余にして厚恩ある先生の御性質を批判分析するのは不敬の至りではあるが世の教育者のために一言したのである。この點について先づ以て先生の御寛恕を願ふのである先生頭腦明晰余の如き言辭に慣れないものが僅に數語を放つて居る間に先生は余の眞意を洞察せられ余の發表せる意見よりは更に以上の意味を附加して理路を整へ、これを了得せられるのである。先生は唯に教育者として最適者であるのみならず蓋し官吏としても立派に活動せられたものと

信ぜられる先生がかの道を取られないでこれを取られたと云ふには深いお考があつたこと、信ずる否その一端は余も嘗て直接に承つたこともあるが眞に教育の尊さを自覺せられて居られたものと云はねばならぬ。自ら教育を尊重するものでなければ到底眞の教育を施す譯には行かぬ教育を尊重する念は人格の尊重より來るのである先生の前任校たる廣島高等師範學校に於ける御業績は茲に喋々する必要もないが本校御在任中部下の職員を敬重し生徒を熱愛せられたことは著しい事實である。

先生が本校の職員に對せられた事實を茲に擧げるのは餘りに露骨であるからこれは略する嘗て先生が或中學校に御在勤中生徒間に非難ありし一教諭に對して先生百方これを庇護して遂にその非難が生徒の誤解であつた事を明らかにせられたと云ふことも余は他より耳にしたこともある。

先生常に殆んど職員との交送を行はれず生徒を訓戒するも所謂を施されないのは先生の怯なるにはあらずして眞に人を愛せられるが故である。先生は先生の御一身のことを顧みられないで常に他人のことを愛へて居られる。所謂先憂後樂の格言を實行せられて居るのである。否他のために憂へられるだけで自ら樂を求められないのかも知れぬ先生は言はねばならぬ時行はねばならぬ時には斷々乎としてその所信に邁進せられるのである。

先生が本校に着任せられるや職員に對して新任の挨拶をせられた時先づ以て話された御言葉は職員諸君にして自らの意志によつて轉ぜられるならば兎に角余としては敢へて自ら進んで交送しないと云ふ宣言であつた。和田校長の如きも五十年間の教育者としての御生活中只一回も先生の御手に於て教員を轉免せられたことはない。會々その筋の經費節減の理由などにより職員との整理を要する時などには先生は先づ以つて先生の緣故者を犠牲にせ

られるのである。嘗て同先生の本校御在任中にもそのやうなことがあつた時に據らなくば彼を轉免せしめるより外はないと言はれたことがある。そして彼と云ふのは先生御自身の推舉によつて來任したその人であつた。しかし當時減員のことは幸にして全く沙汰止みとなつてしまつた本校に於ては遠き過去に於てもさうであつたこと、思ふが近き三代の校長即ち和田、堀、安井三校長とも職員選任に就いては頗る心を勞せられたのであり勞せられて居るのである。それで本校は確に優良の教員を得て居るのであるこれは本校の幸である。これについて當校の所在地が自然に於ても文化に於ても國家樞要の點を占むることは比較的良教員を得るに便利でもあらう。思ひ起す昔和田校長が福島縣尋常中學校や青森縣師範學校に御在任の當時求職者が需要を充たすに足らざりし時職員組織のためには如何に心を苦しめられしことよ。

本校のやうな全國文化の中心地に於ては人心自ら宏濶であるが故に同窓會員も徒に母校の内事などに容喙することはないが、或地方に於ては學校に對する同窓會員の干渉が母校職員の上上に關し煩累をかけることが少くない。本校は一方に同窓會員の慎重さあり他方に學校長の英明なるあり他府縣に有りがちと聞くその筋よりの壓迫や同窓會員の強要の恐は毫もあることなかりしこと吾々職員に多とせねばならぬところであつて校長に對して滿腔の感謝を捧げるべきところである。昔支那には芳聞頻りに到るの人を退けて却つて惡聲の傳る人を近づけた明主もあつたが時にはさう云ふ場合もあつて然るべきかも分らぬ名將の下に弱卒なしか人は概ね使ひ方によるのである。人の良否は日々相接してさへ誤解することがあるのに局外にあるものに如何にして眞の蘊蓄を分つことが出來よう。

人の貫禄は必しも年齢にあるのではないが年齢と云ふことも確かに貫禄を添へる要素の一つである。本校々長は本校の地方的関係よりして學識經驗に富み且つ相當の年輩のものの中より選任せられるを常例とするから學校そのものが自然に重きをなして居ると云ふことも一般職員生徒及び卒業者の幸である。各人固より自己の脚によつて立つのであり獨立獨行と云ふことは人間の本領ではあるが本校卒業生が校長によつて重きをなして居ると云ふことも否むべからざる事實である。

堀先生御來任の年かと覺えるその年の秋確か先生出石郡出張の初教育會に臨み諄々その所懐を説かれて北但地方に於ける教員待遇の甚だ菲薄なるに及び殊に出石郡に於ける教員平均給が縣下の殆ど最低位にあること且つ出石郡からは師範學校へ生徒を送ること少く加ふるに一旦卒業生が當郡へ赴任した以上は縣の内規を楯にして容易に他轉を拒絶すること等を指摘せられ但馬は教育界の監獄のやうなものだと喝破せられた町村長中には憤激の聲を放つものあり遂にその年の地方議會の一問題ともなつた。しかし先生の威望遂にこの問題を解消し間もなく同地方の教員給も高められ師範學校入學者の町村補助も講ぜられるに至つたこれに伴つて赤穂郡その他の教員平均給の低位にあるところも次第にその標準を高められるに至つた。

第二節 先生御着任當時の社會狀勢並に校況

大正七年十一月世界大戰休戰條約成る嘗て歐洲に於ける十字軍の戰は歐亞を密接せしめ又歐洲に於ける三十年戰爭が封建の餘風を打破せしと同様に世界大戰の終末は人間の交渉を國際的ならしめた。歐洲諸國何れも當時瘡

痕を被らざるはなかりしに米國は例外とし我が國が蒙むれるところの手瘡は獨り割合に小にして世上の景氣愈々旺盛になつたそして我が帝國民古來の淳風美俗はその弊風醜俗と共に一掃されんとし下剋上の風は漸く國內に風靡せんとした。七月には富山縣滑川町に米騒動起り漸次全國に蔓延し燒打等の危險も伴ひ八月には福岡縣嶺地炭鑛に暴動起り軍隊と抗争し八年頃には労働問題に關する論議漸く盛んとなる吾人固より下層の人民をして從來の如く敢て屈辱に甘んぜしめようとするものではないが、秩序を無視することを以て當を得たものとは思はない歐洲には歐洲の風俗がある所謂彼に於ける労働問題の如き我が國に於けるものに比してその範圍の廣大なる到底同日の談にあらず。しかしながら彼の労働運動には労働運動の秩序があると聞く(露國のそれは知らねども)その秩序とする所は我が國の所謂秩序とは自ら違ふところもあらうが兎も角一定の秩序があると云ふ然るに我が國に於ける當時の労働運動と云ふのは只暴動であつた人々各々それ〴〵不平のある所すべて暴動となつたのである。こゝに於て志あるの士は労働運動を秩序づけて以て暴動化を防がんとした當時暴動を惡んだところの人々はこの志士までをも蛇蝎視するやうになつた志士に取つては同情すべきところもあるが當時の労働指導者に於ても純然たる憂世の精神よりしたのではないやうに思はれたものもある否憂世の精神よりしたのではあらうが憂國の至情よりしたのであるかを疑はれる節もある蓋し歐洲に於て「ビスマルク」時代既に去つて國よりも人に重きを置くやうになつた結果不知不識の間に斯くなつたものと思ふ併しこれについて余の考察は過つて居るかも知らぬが只余は信ずる人は尊い國も尊い人を外にして國あるか。國を外にして人あるか。縦し人と國を思ふとしても國と人との外に更に 君の存在を絶對として認めるとして認める事を要さないところの他國と我が國については大

に考慮せねばならぬものゝあることを忘れてはならない。

平和條約は大正九年一月公布せられ翌日大戦後の華奢を戒むる大詔下りその翌日平和克復の大詔下る斯かる時に當つて學校内部は依然として桃源場裏に夢を食つて居られようか、此の變局に際して若し學校内が依然として従來の牙城を株守し新社會の狀勢と交渉しようと思はぬならば學校が自らの手によつて叩き壊されるであらう。外國の新空氣は帝都に入るよりも先づ扇港の方に入つて來たやうであつたことには「グロテスク」のものよりも寧ろエロ的のものが道徳的のものよりは寧ろ文藝的のものが迎へられるやうになつてきた沈黙は金なりの格言は陳腐に屬し流麗な言辭が新とせられ國粹的のものよりも所謂世界的のものが迎へられるやうになつた。要するにその何れにも長所もあり短所もあらう結局は兩者が止揚されねばならぬのであるが新思潮の奥行きは十分に究められずして只新を素ね舊を棄てるのが知識階級者の一般の風であつた。

更に他方を顧みれば黄金は固よりその偏在を免れないながらもあちらにもこちらにも唸りを揚げ世はこれたゞ黄金隨喜の世の中となつた、人の需要は供給を越え教育の職などは殆ど顧みられず、軍服の色も褪せて見え、實業家たることが人の本望であるかの如くに見えた従つて専門學校程度以上の學校も濫立の狀態となり府縣師範學校入學志望者は頓に減じたこの時に當つて在校生の心理狀態や如何ん。

窮すれば通すと云ふが斯かる世態の現出に當つて悶へるものゝためには味方があつた一燈園西田天香師や賀川豐彦氏や宮崎安右衛門氏日誰日誰これ等諸氏がこの頃初めてその主張を唱へた譯ではないが黄金萬能の風愈々盛んなるに當つて他方心あるものはこれら精神家の運動に傾聴し共鳴して以て安心の一助とした而してこれらの精

神的運動に共鳴し安心することの出來ないものは貧すれば鈍するの類となり或は自暴自棄し或は富豪權門を嫉み或はこれを呪ひ遂には一種の破壊主義者となり又は大脱線して共產主義者の群にも入つた。余は固より短才淺智余の結論は誤つて居るかも知れぬが余を以て見れば輒近我が國に起りし「マルキスト」とか共產主義者とか云ふのは高等程度の教育を受けた少數の唱導者を除いては彼等は概ね「マルキスト」や共產主義の何たるかさへ辨へない人々であつたと思ふ。

却つて説く當時の青年にあつて彼等が教室に於て受ける授業はその満足する所ではない。さればと云うて青年の理解力推理力が急激に増進して來たと云ふ譯でもない只有り來りのまゝでは落ち着いて居ることが出來ないと云ふのである校の内外に於て課外の研究會が勃興して來たのもこの時である斯かる。時にあつて適當なる指導をなすと云ふことは校長の指導職員の協力仲々一通りのことではないのである。尤も斯かる狀勢は帝國各府縣を通じての事實であつて獨り本校だけが例外ではない。併し従來自治を標榜し元氣を鼓舞し來つた學校と然らざる學校とに於ては大に事情を異にするのである。或は言はん眞の自治を標榜し眞の元氣を鼓舞し來つた學校ならば自ら時勢に順應すべき筈である。眞の自治ではない眞の元氣ではない只放縱を以て自治とし亂暴を以て元氣とする習慣があればこそ斯かる時勢の變轉に際して順應を困難にするのであるところにも一應の理はあるが順應と云ふにも二種があることを忘れてはならぬそれは器械的順應と思惟的順應とでも云はふか人は思惟して意識的に順應するといふところに進歩發展を見るのである。常に因循姑息を排し而して自治的に元氣を鼓舞しつゝ行くところにて人は敢て試み敢て爲すと云ふことを重んずるやうになる試行錯誤と云ふことは進歩發展の道程である器

械的順應にはその行動が埒外に出づることなからうが試行には時々錯誤がある。進歩発展の道程である試行より生ずる錯誤に對し放縱を以て擬することは人を率ゐて屍たらしめんとするものであるヘルバルトも訓練に於て被教育者をして常に試練せしむべしと唱道したではないか。

生徒を御するに威壓の方法を以てしたならば學校管理の方法は簡單であつて校長も教員も拱手して校内の規律を維持しても行かれようがそれは一時的の教育である我が校に於ける管理訓練の方法はどこまでも眞の自治を志すが故に校長及び部下教員諸氏の心勞や實に大なるものがある。

第三節 學問研究の獎勵

凡そ學校に於て學問の獎勵をせないと云ふところは何處にもなからうが由來本校は運動方面に於て聲名を博して居るため殊に學問を獎勵する方法を取らないならば過つて偏せる運動家を養成するの恐がある。資金の關係もあること故貧弱ではあるが和田校長の時既に本校圖書室の傍に生徒閱覽室を設け更に大正天皇御即位記念として學友會の圖書室を新築して自學自習の用に供せられたるが堀校長も亦その施設に力を効され更に大正十一年教育研究室を本校玄關上二階の一室に設けられた。これは故教諭松原貞幹氏謝恩記念館建設のために卒業生有志が贖金したところのものを以て書籍及び心理實驗の器械を購入し教員の教授卒業生在校生の教育研究用に供せんとしたものである松原記念館建設のために有志が贖出したる金額は約二千餘圓に上つたが時正に物價昂騰獨立の會館建設は到底困難なるを以て時の同窓會の決議を経てその一部を以て故先生御墓前に青銅の燈籠を獻しその餘を

以て記念教育研究室施設の用に供したものであるその金額一千一百九二、六二圓これが維持發展のためには年々同窓義會より一〇〇圓を支出し(但しこゝ數年間は同窓義會出費多端なるため支出なし)年々卒業生より一圓づゝを贖出寄附するの定である。その上本校創立五十周年記念の時同窓會より金一千七百八三、九圓圓を支出したそして今日備付の書籍及び器械は左の通りである。而してその收支は毎年同窓會誌上に報告して居る。

一、倫理學書	七〇冊	二、教育學書	三三三冊
三、心理學書	一三〇冊	四、哲學書	二二二冊
五、參考書	三四一冊	六、心理學器械	一八種
七、雜誌	五種		

日本心理研究 哲學研究 丁西倫理講演集 青年教育 教育叢論

今昭和九年の收支を擧ぐれば左の通りである十年度の分は本秋報告する筈

前年度繰越金	七二七圓二六錢	八年度卒業生寄附	一四二圓
九年度の分同前	一一七圓	九年度上半期利息	八圓二四錢
		收入	差引現在所有高
		一一三圓六七錢	八七一圓八三圓也
		支出	

この施設は極めて有意義なるものであるが堀校長や同窓義會の企劃も初めより分外の組織をなし却つて前途に躓づきを惹起するやうなことを避けるために着實漸進を主としたものである。従つて規模は甚だ小ではあるがこの類の企は將來性の豊かなものである生徒の中等教育に關して特に志を有するものは大にこの施設を利用する又本校の教員もこれがために研究上教授上利益するところ頗る大である。

當研究室の附帶事業として嘗ては毎月偉人（主として教育界哲學界）の誕生日若くは命日を機とし同人が公開の講演會を催したこともあつたそして何時も數十人の熱心なる聴講者もあつたがこの頃は中絶して居る。斯う云ふことは再興させたいものである。併しそれが宣傳のためのものなら眞實の益には立たぬ。抑々宣傳と云ふことは何時頃から始まつたであらうか勿論一般的に云へば宣傳は人間固有の一つの性質でもあらう。併し有識の士は言に訥にして行に敏なれとか沈黙は金なりとか云ふ教を垂れたこれに對して或者は云ふかも知れぬ人は辭禮に慣るゝを要するとか或は雄辯は金なりとかと併し吾人は後者も決して實質以上に己を吹聴せよと云ふのでないことを知らなければならぬ。所謂縁日の商人は疵物を集めて街道にひさまぎ估客を呼ぶのを常とする眞價値の少いもの程之に賣るに宣傳を必要とするのである。他が宣傳する時に己獨りが宣傳しないのは損であるなどと云ふものもあるが苟くも世を進め人を導かうとするものが一身の利害損得を標準として何が出来るぞ。そのやうな浮薄な考を有つて居るものが或は教育家となり政治家となるから人生の眞義は亂されて一般民衆はその歸趨に迷ふのである。故森村市左衛門氏の遺業たる所謂森村陶器の如き歐米各國がこれを賞用するのは何の故ぞ製品そのものが宣傳の用となすのである。

本校課外講義として大正十年より實施せられてゐる木曜會（初は金曜會と名づけた）の如きも今日に至る迄丁度十五年間繼續して居るがこれも亦當室の附帶事業に外ならぬ恩賀先生主宰の下に行はれて居るペスタロッツチ會もその類と見做すべきものである。

第四節 兵庫縣師範學校卒業生義務年限短縮

堀先生の理想は師範學校卒業生をして義務によらずして自由に教育に従事せしめるにあつたやうである。元來束縛と云ふことは、人をして憂鬱を感じしめるものであり教育の如きは所謂明らかな心を以て従事すべきものであるからである。併し常識に富める先生のことである國民教育と云ふ國家重要な職に就くべき青少年に對し其筋より若干の學資補助を與へる以上多少の服務義務を規制することは止むを得ないことと思はれたことであらうそれで先生としては成るべく義務としての服務年限を少くしたいと考へて居られたらしい。

大正十四年かと覺える其の筋では生徒の學資補助額を減するの議あり。先生は先づ卒業生服務年限短縮の議を提出せられこれを以て先だつべきだと主張せられその議容られたものと見え翌十五年四月より從來の六年の義務を四年に短縮せられた。

實際人生修養の好時季たる青年期四五年を師範教育に費した以上（而かもそれが種々の事情よりしてこゝに一生涯の目的を定めたものが）たとへ服務義務年限がないとしても他へ方向を轉ずるものは少いと思ふ。二部について見よその服務年限は一年であるに關らず師範學校卒業の上は概ねその業を繼續して居る加之近ごろ私費制度も施行せられ私費修業者にあつては全く服務義務を有せぬに關らず卒業後教員たることを欲しないといふものを余は殆ど聞知ないのである。先生の高見は實に敬服に堪へない。

因みに云ふ、斯くの如き服務義務制度などがある以上該事務擔當の下僚は法令規則の適用上極めて窮屈に考へ

て特別な場合を認めないで可惜有用なる人物を失望に陥れることがある。若しこの下條にして豊かな人間味があるならば其の事情を悉くしその願を上司に訴へるべきであるこれが下意を上達せしめる所以である斯くすれば上司は時に比較的寛大な處置を取ることもある。然るに所謂有力なる下僚は法令規則を文字のまゝに解釋しその内に含蓄せる意味を味へずこれを生かして活かせることを考へないでどしどしと處理して上司の形式的裁決を仰ぐものが少くない、日々生じ來る事柄をすべて斯くの如く處理するならば事務の運行は極めて迅速で時に誤つて所謂吏僚の敏腕家と云はれるのである。

或卒業生が修學上の向上心に驅られてその卒業に際し自分は高等學校受験を希望して居る旨申出たことがある。これを師範學校規則の上から見たならば到底許さるべきことではないが或高官に直接申入れたところ該高官は受験認可證は與へてやらう、合格出來たなら特別な詮議を與へてやると言はれたこともある。規則について文字のまゝに解釋したならば斯くの如きは到底許さるべきことではなからうし且つ國家の法律若しくは縣規定等を曲解することは不可でもあらうが高官は高官の權内に於て自由裁量を許す點は多々あるのである。

或卒業生が教員として海外に出たいと希望したことがある。海外發展は上下共に獎勵する現狀であるにも關らず堅く内規を執つて少くとも服務年限の半を過ぎねば許さるべきではないと頑張つた事務家もある。斯くの如きは一方の獎勵が何の益に立つぞ、百方手を盡したが爲にこの卒業生も幸にその意を遂げることが出來た。手を盡したと云つても、それは決して不正手段を行つたのではないことはこゝに特に注意する必要がある。斯くの如き例を擧げたなら限りもないことである今は略して置く。

第五節 社會との直接の握手

國民教育者は入つては兒童の相手であるが、出でては社會の指導者である。今日の情態を以て言へば郡部に於て教員は名實共に社會の指導者であるが都會に於てはさうは行かぬ、併し教育者たるものは常に社會の先覺者たるべきものだとの覺悟を以て自己を修養すべきである、日夜その業務に勵精しつゝ、自己の修養にも怠ることなければ兒童の父兄は自然と教育者に對して敬重の念を生ずるものである、敬重の念を以て接するところにはおのづから指導が行はれるのである。凡そ人自ら輕んじて人これを侮るものである都會地に於ては高等教育を受けた人も澤山ある、社會上の地位の高き人も少くはない。財寶に豊かな人も澤山に居るこれ等の諸點の全部若くは一部が有るものはこれを缺くものに對して誇りである。國民教育者は主として普通中等教育程度の教育を受けたに過ぎぬその地位も餘り高くはない、従つて己を高くする方法は人格を進めるより外に道はない。余が教育者に社會指導のことを望む所以は勿論教育者をして富貴權勢を以て社會を威壓せよと云ふのではない。學問藝術を以て一般社會人よりも優れよと望むでもない若しそれが出來るなら何れの點に於て勝れても固より差支へないのであるけれども教育者は常に自己の人格を修め益々これを長養して社會の木鐸となることを期せよといふのである斯くして社會は自らこゝに指導せらるのである、教育者はその地位の低き所以學藝の程度の貧弱なる所以等を自省して自己の一言一行關係するところを知るべきのみと言ふならそれは自ら侮るの甚しいものと云はなければならぬ宗教家は神の世界を説くのがその特徴でもあらうが教育家は社會と握手して共に共に將來の人間を養成しなけ

ればならぬのである。

堀先生此處に見られるところあり着任早々即ち大正十一年一月二十日より三日間を期して教化展覽會を催された、この時全校各科教員のそれぞれの非常なる盡力と生徒の協力により器械標本圖表等を陳列したばかりではなく器械を運轉し標本圖表等の説明をなし參觀者をして師範學校は時々斯くの如き計劃をなして民衆に接觸するやうにして貰ひたいと叫ばしめ遂に開會一日の日延を餘儀なくされるに至つた。

次いで前項の主旨により本校は同年十一月五、六兩日を期して普通教育圖書展覽會を開催し一は學制頒布五十周年を記念し一は社會人に書籍による教育の發達を紹介した、これは規模は小ではあつたが亦大にその有益なる舉たることを誦はれた。

師範學校の使命からしても教育の本旨から考へても右の如き施設は固より大切であることは言ふまでもない若し余にして年々の學校行事として斯かる仕事をなすに適したものであらしめたならば唯校長の企劃を達成するのみでなく本校は彌が上にもその盛名を博したかと思ふが余の不敏なる誠に致し方もないことであつた、爾來この企は中絶した、人間にして三面六臂をも具へたものであらしめたならば手廣く且つ深く諸種の副事業をなすことも出来ようが余の如きは廣ければ淺く深ければ狭くといふのが關の山である、否それさへ六ヶしい僅かに淺瀬に臨んで蜆蛤を漁るに止まる、斯かる余を終始信賴下さつた校長に對して一身を堵して盡さないで居られようか、併し校長の抱負や企劃は徒勞ではなかつたこれを契機として書道展覽會繪畫展覽會名士講演會等は次ぎ／＼と開催せられ學友會の活動はこの時を以て最も盛んであつたと云ふべきであらうと思ふ、師範學校生徒の抱懐せる意見

その製作品等を校内より街頭に移したのはこの時であつた。これ自由氣分の國內に漲ぎつて居つた影響の及べる結果でもあらう若し今日に於て自由氣分などと云つた時には直に目を瞠はるものもあるかも知れぬがそんな意味の自由ではない、快濶明朗なる青年の氣分を自由に發揚し社會に立つて自分の心から信ずるところを行はしめんがためにしたのである。

それで生徒に對しては決して放任的態度を取つたのではない。今一例を擧げんか青年元氣の進るところ運動部選手の如きは随分遠方へでも遠征を企てたのであるが運動部豫算の範圍内に於ける近畿地方の某々校の外には斷じて参加せしめず、たまたま學校休暇中に選手が私費を以て中京迄出征しその獲得したる優勝旗の置き場に困まつたと云ふ事實もある。現今でもそうであるが當時は現今よりも一層多く歐米から運動選手が多數來朝した時でもあり本校生徒も明治神宮に於ける競技へは特に出場を許されるやうにと望んで居つたのであるがそれでも殆ど拒否せられたのである。尤も諸種の事情により特に學校より派遣したことはある。

因みに一言したいことがある、人は云ふ人生に於ける諸事業をなすにつけ先立つものは金なりと、余はこの先立つと云ふ文字は使用したくはないが凡そ人が如何なる事業をなすにつけてもこれに伴うて必要なものは金である。本校にては和田校長以來如何なる校内の事業をなすにつけても一切寄附を受けないことになつて居る、堀校長も亦嚴重にこの方針を實行せられた。若し有志の人より寄附を受け付けたならば學校内に展覽會などを始とし諸種の事業を大仕掛に開催することも可能であつたであらう否それのみならず學校の教育上に要する設備なども一層完備を告げたかも知れぬ、併し寄附金杯と云ふことは情弊の蟠まり易いところであり又災の種ともなる人或

はこれにつき本校が従来執り來つた方針を以て消極的となし學校施設の完備を富豪家の手に待つと云ふことは積極的である賢明であると云ふかも知れぬが一事は萬事この心は遂に名利の奴となつてその人の事業と云ふものも只浮華輕薄に止まらぬことを保證することは出來ぬ。この我が校一貫の方針と同一の方針の下に着々堅實なる歩みを採つて居る小學校が余等の眼前にあると云ふことを茲に特記することの出来るのは余が余の校の誇りとするところである。

第六節 豫備科の新設

師範學校に豫備科を設けるの議は本縣に於ても大正の初頃からあつたのである。今や師範學校はやがて専門學校程度にまで昇格せんとする時であつて豫備科に關することなどは最早問題でないやうである。余が今こゝにこの題目を掲げて一言する所以は寧ろ豫備科そのものについてではなくして目的は他にあるのである。

何時のことであつたかは記憶しないが余が和田校長を校長室にお尋ねした時に校長は敢てこのことにつき公式に余の意見を求められたのではないが、本縣師範學校に豫備科を設置するの議があるがどう思ふかとのことであつた。校長には前章に於て陳べた如く師範學校課程については校長自身の確乎たる方針があるのであるが、何でも一師範學校長はその席上にて早くより教育者型を養成することが必要であるとか唱道せられた旨をも承つた。

余は常に思ふて居る。少年に對して早くより一定の型を養成することは宜しくない。家庭の事情上到底中等學校にさへ入學せしめ得べき餘裕のないものにあつては、早くより或は商家或は工業家に徒弟として入らしめ家

業に従事せしめることも止むを得ないが、中等教育を受けるに適したるものにあつては、一生涯の目的を早くより定める必要はない。種々の教科を受けるに従つて自己の特徴は次第に表はれるものであつて、その時の至るに及ばなければ自分さへ自己の長所を知らぬのを常とする。或者は云ふ人既に十五六歳に至つてもまだ自己が將來の目的を定め得ないものは唯日本人のみである。歐米諸國に於ては既に小學校時代から確乎たる目的を持つて居ると。余は西洋の實情を知らぬ。嘗て二十年も昔聞いたことはある獨逸の如きに於ては階級制度などはなくとも自然に階級制度がある。労働者の如きは父子相承けて労働者であると中産階級は殆どなくして社會が二階級となつて相對峙してゐるところではそれは止むを得ないことであらうが、成るべくは各個人の長所を發揮せしめて適材をして適所を得せしめたいものである。普通教育は人の長所を磨滅せしめるものではない。所謂普通教育を施しつゝ次第にその特徴を發揮せしめるものである。抑も教育の眞義などと言ふことは十六七歳の頃に味へられるものではない。二十歳でも二十五歳でもまだ味へ得ないところであるかも知れない。然るに十四五歳の少年を教師といふ型の内に入れてこれを鑄潰せしめようと云ふなら人間教育がどこに行はれよう。

元來目に一丁字もなきものに對してこれを教へんとする如きは人の本能と云つてもよいがこれは殆ど不知不識の間にするのである。自覺しながら人の師となることは幾分恐るべきことである否人が自ら人の師と名のあることは幾分恥ぢて然るべきである。人の師となることは考へれば考へる程難いことである。さるを少年をして早く教育者振りを發揮せしめることは余その可なるを見ない。當時縣内に於ける師範學校内豫備科設置の件は一時沙汰止みとなつた。

堀校長も一種の師範型については好まれないところであつた。然るに大正十三年には突如その筋より豫備科新設のことが發表せられた。從來の師範學校第一部入學者は高等小學第三學年を終了したものか又は年齢學力共にこれに應ずるものかより選抜したのであるが豫備科入學者は高等小學第二學年修了者より採用するのであつた。その在學中及び卒業後の人格學力等に至つては固より輕々に判斷比較することを得ないが固より本人其の人によつてそれらの優劣はあるのである。其の筋にては尙豫備科を繼續する積りであつたのであらうが翌年文部省は師範學校規程の改正を行ひ豫備科なる名稱を廢し豫備科に準ずるものを第一學年としその上に從來の師範學校第一部を置いて師範學校を五年程度としたのである。これが現今の師範學校第一部の規程である。

師範學校の規程は斯く變遷を経て來たが制度の改正によつて善良なる教育者を養成せんとするならばその目的は容易に達しがたいと思ふ。どうしても生徒には雄大なる氣象を養成することをせないならば日本帝國國民の世界的雄飛といふことは容易に達成しがたい。輒近我が國民的發展は實に目ざましいものがある。技術工藝品や一般商品等の進出は世界の各國を尻目にかけて居る狀況であると聞く。誠に喜ばしいことではあるが我々は遠く將來を眺めなければならぬ。只現在と過去に陶醉して將來を忽かせにしてはならぬ。この將來の國民を養成すべき教育者は果してその氣魄を有つて居るか、時勢に驅られ自己の主張を踏晦し只名と欲とのために自己を屈するやうな現今の或る部分の風潮を超越することが出來ないならば國民指導の任には堪へないものだと思はなければならぬ。

第七節 軍事教練開始

我が帝國は 祖宗以來歴代の御稜威の然らしめるところとは云へ開國以來實に特別なる天佑に浴し幾多の國難をも克服し極めて順調なる發展を遂げて居る。輒近國際關係の愈々複雑なるにつれ外國思想の侵入を受け深く國家建立の眞髓に徹しないものはこれにかぶれ徒に抽象的理論を唱道して民心を攪亂するものもある。干戈を以て他國を犯すものに對しては只その干戈をさへ伏せしめればよいのであるが、眼に見えぬ思想の侵入に至つては微菌のそれよりも恐ろしいものがある。日露の役より我が國民の一部は空前の戦勝に狂れ輕佻浮薄の風漸く起り世界大戰の餘威は一層これに輪をかけた。併し世界大戰に於ては歐洲各國殆ど傷つてその疲弊からは容易に回復することが出來なかつたために各國をして各々多少警戒するところあらしめた。我が國に於ては唯り人事のみではない。恐るべき天事の試練さへ下されて今にして剛健の氣風が起るにあらざれば國家の將來危きものあることが自覺され軍事教練と云ふことが學校内に導き入れられた。尙ほ軍事教練の學校導入についてはその理由は澤山あらうが今は一々これを茲に述べる必要はないと思ふ。軍事教練はれてより學生生徒の態度行動が如何に整然として來たかは今茲にこれを贅するまでもない。固より一般教育も軍事教育もその最高目的とするところに至つては同一であるがその近接的目的に至つては多少その性質を異にするものあることを忘れてはならぬ。軍事教練のそれは一朝有事の日には一死敢て君國を防護するところの覺悟を養ひその覺悟を實際行動に表す方法等を習はねばならぬのであるが普通教育の方面に於ては國民として永遠の發展を遂げるやうに努めなければならぬ。

のである。軍事教練は手つ取り早く人を君國の益に立たせなければならぬが普通教育は人間の天性を次第に發揚し君國のために盡くすやうにせなければならぬのである。學校に於ける軍事教育は學校内に軍人教育を導いたのであるから學校内に於けるすべての教育が一切軍事教育である譯には行かないのである。教育者が一死報國の軍人精神を修練して始めて至誠が養はれると云ふのではなくして一般教育の目的も至誠心の涵養であると云ふ最高目的に至つては毫も變りのあらう筈はないのである。

大正十四年軍事教練が學校に導入せらるゝや堀先生頗るこゝに思を致されたのである。次いで今の安井校長その後を襲はれ本校に於て軍事教育は著しくその効を擧げて居る。

第八節 專攻科の新設

大正十五年師範學校規定中に專攻科増設の件が發布せられた。今や師範學校は專門學校に昇格の論さへある。而かもその實現は諸種の關係上容易なことではない。従つてこれに代へて專攻科を設けて優秀なる教員を養成せんとしたことは誠に時にとつてのよい企であつた。併し優秀なる教員が僅々一年間の修業によつて獲られるとするなら謬見である。專攻科については考へさせられることは澤山ある。固より教員に對して斯かる修養機關の備つて居ることは、備はつて居ないのに比べて勝ることは言ふまでもない。又斯かる機關のある限りその課程を踏むことは踏まぬに勝ることは萬々である。

專攻科制度に不満であるからとて、これを專門學校に引直したとてそれは五十歩百歩である。否九十歩百歩と

云つてよろしい。制度が備はつたならば施設も亦面目を改めると斷ずるはよし、併し面目などと云ふことは表面的のものである。吾等は實質如何を顧みなければならぬ。所謂鳩山案と云ふ最近將に行はれんとして内閣更迭のために葬られてしまつた師範學校改善案に見るも、小學校就學から通算すれば、學習の年限は殆ど從來のとほり(專攻科を含めて)である。これだけで教員たるもの、修養を終れりとするなら、内外多忙なる小學校教員は幾何ならずして若朽して仕舞ふのは當然である。官廳會社銀行等に於ける刀筆の吏ならば日日形式的の事務を反復して居ればすむかも知れぬが、教員たるものは日々その頭腦を新にせなければならぬのである。唯頭腦を新にするのみならず一般人格的の修養を重ねなければならぬのである。只一年や二年の學年を延長して斷片的の學理を詰め込んだからとて何の益に立たう。一ヶ月や三ヶ月の短期講習の如きは矢張りその在るは無きに勝る程度のものである。

余は一策を提供する。其の筋にては大學若くは專門學校と豫め連絡を通じ現教員中有志の士をして右大學若くは專門學校について少くとも一年間位自由に聽講研究せしめ當該學校でも懇切に指導する道を開くを可とすと云ふことこれである。費用については其の筋にて補助することを必要とする。斯くの如くして研究の精神が起つて來たならば一般教員も自然にこれに倣ふものも出來るであらう。而して斯かる方法は決して突飛なことではない。過去及現在に於ても、或所に於ては、時に行はれて居る事實である。

斯かる規定を設けたからとて、斯の修養を重ねたものに對して特に待遇を進めるなどと云ふことは不必要なことである。修養と待遇とは必然の關係を持たせるべきものではない。修養は修養者自身のためのことである。待

遇を當てにして修養するが如きは修養そのもの、本旨に背くものである。斯かる功利的の修養家にはどうして徹底的不斷の修養がなし得よう。實は今日の専攻科も専攻科修了の後、専攻科を終らぬものよりも優待が約せられて居る形である。余は思ふ、修養と優待とは別に考へるべきであると。尤も教育尊重の趣旨よりして、文部省が教育者優待の規程を立てたり、府縣が特別な方法を講ずると云ふことは爲政者當然の責務である。

本縣に於て初めて専攻科の設置せられるや、堀校長は専攻科に對して非常な期待を持つて居られたのであつた。専攻科生優待の方法は時の有吉知事と接衝して全國に比類なき手當、即ち専攻科生の現俸の半を給することなどを定められたのであつた。本縣にては専攻科入學資格は小學校本科正教員の資格を有し二ヶ年以上實務に従事しつゝあるを要するので、第一回の専攻科には頗る高級者が多きを占めて居つた。これが講師の選擇にも非常に苦心せられて居つたことは余等の親しく經驗したところである。その科目の選擇法の如きも出来る丈多方的にこれを分類し、只管生徒の好むところと、その長ずるところを發揮せしめることに勉められた。斯かる親切は目には見えず耳には聽えないが、先生の爲されるところ言はれるところすべて徹底して居ることは斯くの如しである。

第十四章 前章のしゝ

第一節 安井校長の御着任

時は昭和の二年であつた。大正天皇御崩御あらせられてまだ間もないことである、我々職員生徒が父とも母とも敬ひ且つ慕ひ長くその指導を蒙むらうと望んで居た堀校長は辭職を願ひ出でられて遂に聽許せられた、この年五月安井校長は熊本縣より轉任して來られた。

新校長は確かに更始一新の考を有つて居られたであらう。この日進月歩の世の中に於て余の如き二十五年に亘つて本校樞要の地位を占めて居つた其の他にも本校には永年勤続の教員は少くはなかつた蓋し本校の如き長年月勤続の教員多數を有して居る學校は僻郷の地の外には滅多にないことと思ふ。本校は我が帝國文化の中樞に位してゐる本校に關心を持つものが本校の施設教養がこれでよく時勢の更進に伴ふであらうかと危ぶむであらうことは想像しがたくない、それで本省若くは縣當局の中には首席教諭でも交迭して見てはとの議を出すのも無理ではないと思ふ余も世の推移を知らぬ譯ではないが安井校長が新に來任せられても和田、堀、兩校長と同様に眷顧を叨りにし余が本校の發展を阻害したところが少くなかつたかも知れぬ只幸に代々の校長と多士濟々たる同僚諸君の庇陰によつて本校は常に順當なる發展を遂げ得たと思ふ。

世には徒に事を好むものが少くはない人の目先きを變へさへしたならばそれは學校の活動を證明するものであるとして學校の看板の塗り替を頻發するものがある堂々と空宣傳をして人の耳目を聳動し以て當世に處する要諦を得たとすものもある看板を掛けることも宜しい併し狗肉を賣らんが爲に羊頭を掛けるなかれ萎微沈滞を防ぐがために常に一步づつ前に目標を立てることも悪くはなからう、安井校長も本校に來任せられて深く歴史と現狀とを併せて考察せられ舊に拘らず新に趨らず以て今日に至つた。

斯くも本校に於ては校長職員生徒が常に同身一體となつて活動してゐるが故に校内すべて明朗であつて各人の心に於て殆んど蟠まりはないのである。固より人は各々獨立であるが故に思想の矛盾がないのではない意見の相異がないのではないが思想は思想異見は異見であつて各々がその信するところを發表することに於ては固より躊躇するところはない併し何れも自己の思想意見を發表した上は誰も其の心に含むところがないのである。兎に角本校には歴代の校長が皆天空海淵の氣宇を持つて居られて其の施設するところも亦小事に拘々屑々として居らなかつたと言ふことは實に部下職員及び生徒の幸であつたと思ふこれが爲に本校卒業生は或は處世の術に於て拙であるといふ非難もあるかも知らぬ。人生に處世の術あるは按摩が杖を要すると同一である、吾等は徒に術を無視するものではないが人は魔術を弄ぶことの出来る動物である吾々は只人を魅し世を欺く魔術的巧言令色を排斥するものである、百貨店の職業婦人とか電車バスの婦人車掌ならその職業上一種の對人的魔術も必要であらうが教育者にあつてはその様なものは殊に不必要である必要なものは只至誠のみである、吾等は世に出でて立身出世することを望むものではあるが只成功と云ふことを眼目とする過去の教育法は如何に明治以後の世に功利心を咬りし

ことよ、學問だの教育だのといふものは固より生活を離れて存在するものではないがその第一目的は先づ以て心を修め品性を養成するにあると云ふことは決して忘るべからざることである立身出世主義の教育學問は國家人民を害することさへある。

安井校長來任せられた時は正に本校創立五十周年を記念しようとする時であつた。大正天皇の御大喪の故あつて式は昭和三年の五月十九日を以て舉行せられた。その詳細の狀況は本校五十周年記念誌に擧げられてあるが故に今これを繰返す必要はない。爾來星霜茲に約十年今年三月を以て創立六十周年の記念式を擧げることになつた。これに關する詳細はこの記念誌の他の部分に記載される筈である。嗚呼六十年決して短くはないこれを紀元元年より今紀元二千六百九十六年に比すれば比較にならぬ程桁違ひだと言ふものもあるかも知れぬ併し六十年に對し約四十五倍としたならば二千六百九十六と云ふ數になると考へ更に六十と言ふ數や四十五と云ふ數は人間一生涯に達し難くない數であると言ふことに想到したならば人間一人の事業と云ふものが如何に人間世界に又國家社會に重要な部分をなし居るかと言ふことを忘れることは出来ない、校名の如きは幾度變更しようとも構はぬ。その功は功なりに過は過なりに善は善なりに惡は惡なりに否過や惡はこの功を擧げんがためにこの善を顯はさんがために人生行路の過程に於て繰返へされたる足跡である吾が御影師範學校の分身たる一部分の職員や生徒は今後新しき名の許に姫路師範學校の分身と共に相携へて更に本縣教育の殿堂を築き上げるについては吾等は彼等の前途のために祈らざるを得ない吾等は安井校長を以てこの過渡期に於ける巨像と記憶せねばならぬ。

安井校長も亦職員採用に碎心せられたことは著るしい事實である目下我が校の職員陣容は實に堂々たるもの

がある。由來學校は職員の如何によつて事業の擧否が決するのである。

第二節 師範學校規程の改正、増設科目の設置

昭和六年文部省は師範學校の規程を改正した、その主要點は從來の第二部一ケ年の課程を二ケ年に改めたこと、第一部第四五兩學年及第二部の第一二兩學年には生徒自身の好める學科を選択修習せしめること、の二つである。これは同年四月一日より實施せられた、この規定は現在に於て行はれ得るものとしては誠に適當なる案であるといつてよからう。只惜いことには地方師範學校の經費が少額なるために生徒自身の好める學科に眞の選擇の自由が與へられて居らぬ。將來の國民教育の教師養成の爲には今日のところこの位の程度で満足しなければならぬかも知れぬが、實は將來の教育者に對してもう少し深奥なる知識を與へて貰ひ度いのである。經費關係その他諸種の事情もあるであらうから師範學校は必しも専門學校程度でなければならぬとはいはぬ、よしその名を専門學校に高めたからとて將た一ケ年の課程を増したからとて生徒の自らを深めんとする氣分が動いて來なければ駄目である、それをなすには増設科目のあるのを利用してこれによつて愈々學究の趣味を養ふことが大切である。増設科目の制度起つて以來既にこの傾向は幾分向上して居ると思ふが茲に養つた學究心はその人の一生涯を貫く程の力あるものたらしめなければならぬ。

今日の狀態に於て學究することは身の爲ではなくして生活の爲であるとする風潮が彌漫して居る。教育は生活なりとの言葉もある。それは決して誤つた語ではないが、生活といふことは兎角職業生活、衣食住の生活のためと

解釋せられ易い。今日の傾向は主にそれである職業に携はつて居るから職業に關することを研究するその地位にあるから地位保持の爲に研究するといふ意味の研究は珍らしくはないが、衣食と相並んで自己の生命の糧として研究するのは果して何程かある。昔のローマの教育と希臘アテネとの教育傾向を相對比して見たならば學究そのものゝ意義は何れを以て大切となすかは思半に過ぎるであらう。

今や我が國に於て智育偏重と言ふことが非難せられ人格教育が高調せられる、抑々智育偏重と對蹠的關係にあるものは德育偏重であつて人格教育ではない、智育偏重が不可なれば德育偏重も可なりとは言ふを得ない。成る程智育偏重と德育偏重とは對蹠的關係に立つであらうが智育そのものと德育そのものとは決して對蹠的關係に立つものではない。これは智育これは德育といふて區別の出來るものではないのである。只表はれた事實の方面を分析抽象して見るが故にこれを智育といひ、德育と言ふのである。假言へば眼によつて視たものも耳によつて聽いたものも共に知覺したといふ意味において即精神的內容となつたと言ふことに於ては同一であるが、視得たものを色又は形といひ、聽き得たものを音といふと同じく智も徳も共に融合して精神的內容となるものである。學究するといふ態度の内には實に森嚴なるものがある。崇敬すべきものがあるのである。日本精神などといふ聲は高いが眞の日本精神などいふのは斯う云ふ事實に當つて養はれ得べくすべての教員が日本精神養成の教員たること出來るのであつて決して日本精神について講演するところの教員のみが日本精神の養成者ではないのである。

歐洲中世より近世の初にかけて唱導せられたる形式主義の教育と言ふのは固より陳腐の論でもあらうが、教育者自身が森嚴にして崇敬すべき至誠一貫の精神を何等かの道に於て涵養することが出來たならば其他何事をなす

にもこの眞實心を發揮しようといふ氣分が自ら生ずるものと思ふ、斯くて眞理愛好の心、義務尊重の情といふものも生ずるであらう。それにつけても嘗て文部省によつて企てられた専門學校案は何時成立するやを測り知ることが得ないが由來我が國では學制の如きは時の有力な首腦者の強調に依つて突如として變更せられることがある。聽くならく英獨等に於ては多年實行せられた習俗事實を基礎として法令が定められるといふが（世界事情の急迫せる最近に於ては必ずしもさうではないが）吾國に於ては法令先づ生じて然る後事實が左右せられるのであるから師範學校昇格の機も或は案外早く來るかも知れぬ、例へば見よ、先の鳩山案の如きも若し同氏に假すに尙半歳の文部大臣在職を以てしたならば曲りなりにも同案は成立したであらう。吾等は敢て必ずしもそれを翹望すると言ふ譯ではないが。

第十五章 今上天皇陛下の教育者に賜りたる 勅語を拜し奉る

昭和六年十月三十日東京高等師範學校は創立六十周年記念式を舉ぐるに當り 天皇陛下同校に親臨

健全ナル國民ノ養成ハ一ニ師表タルモノノ徳化ニ俟ツ

事ニ教育ニ從フモノ其レ奮勵努力セヨ

との勅語を賜ひ

昭和九年四月三日文部省は全帝國管下の小學校教員代表者を帝都に召集し 天皇陛下の御親閱を請ひ奉つた時には 天皇陛下は

國民達徳ヲ振作シ以テ國運ノ隆昌ヲ致スハ其ノ淵源スル所實ニ

小學教育ニアリ、事ニソノ局ニ當ルモノ夙夜奮勵努力セヨ

との勅語を賜つた。聖旨優渥微臣等の敢て測り奉り得ないところである。同じくこの御言葉を奉戴するにつけても自己の深淺に應じて聖慮に答へ奉らねばならぬ。嗚呼師表、嗚呼徳化、嗚呼國民道德の振作、嗚呼國運の隆昌、嗚呼奮勵努力、天皇陛下の御言葉の御一言、御一句思ひ到れば微臣等膚に汗せず居られようか。

皇祖皇宗建國の當初より歴代の天皇は畏れ多くも帝國臣民の君にて在はしませし父にて在はしませし、師にて在はします。古に曰く誠は天の道なりこれを誠にするは人の道なりと、天皇の道は即天道であり、宇宙普遍の道である、従つて臣民は各々その分に應じてその誠を盡してのみ幸にして過を避けることが出来るのである。それにつけても、主觀に走りて大局を忘れ世に阿つて前途を忽がせにするやうなことは排撃せなければならぬのである。

余は敢て豊かなる前途を有する讀者に訴へる。人の師表となり人を徳化し國民道德を振作し、國運の隆昌を將來するに足りるの修養を勉めよと。

第十六章 結 び

昭和九年秋當時の縣知事白根竹介氏は縣下兩師範學校併合統一の議案を縣會に提出し遂にその可決を見た。法規の示すところにより従來の御影姫路の兩師範學校は一旦廢止の形式となり統一師範學校は新師範學校となる譯であるがそれも亦縣下に於ける教員養成の機關であるが故に従來の兩師範學校と同一血脈に屬するものと見るべきである。

世界大戰後の歐洲諸國は疲弊し跛行的の好景氣さへ眞に東の間でやがて世界は經濟産業の大恐慌を來たし、生産は過多となり失業者は續出するの有様であつた。官廳とか會社銀行とかに於ては人員の整理も可能であらう、又斯る時に整理も必要であらうが、唯り國民教育方面のみは一日も廢止することは出来ない。こゝに於て従來勤續の教職員には他に轉職するもの少く、一般知識階級は争つて教育の門に廣集し來つた、教員の過剩従つて來り、教育者一大受難の時が到つた。

この時に當り師範學校が従來通りの卒業者を出すと言ふことは現職者を脅威することとなる譯である。そこで學級減又學級減が相繼ぎ輓近更に統一師範學校建設の關係も加はり、昭和六年以後本校も夕に一壘を失ひ、朝に一城を奪はれるやうな形となり、以て今日に及んだ、嘗ては十九學級を包容せし本校も今昭和十年度には僅に十學級を有するに過ぎぬ。

尺蠖の屈するはやがて伸んがためである。本校の縮少もやがて壮大なる新師範學校誕生の前途である。思へば本縣教育界の前途のために祝福すべきことである。但し余は以上百餘頁を費して兵庫縣御影師範學校教育精神の一端をのべ終るに際しその結びとして一言したいことがある。

過去兵庫縣御影師範學校の前身たる教員養成所建設のそもその昔より星霜茲に六十年幾百の職員、幾千の生徒その他學校關係者の協同一致により築き上げたる今日の學校は形において他府縣の師範學校と異なる所はない、その校風だからとて他府縣のそれに各々一種の校風があるのと等しい。その優劣などは輕々に判斷すべきではない。只本校の教育精神は本校關係その人の心に於て體得するより外はない。前數篇は余が余の體得したところを縷述したに過ぎないのである。

新師範學校！ 校地は廣大である。風光は絶佳であり建築設計はその宏壯さが豫想せられる、設備は完備を告げるであらう。新校舎竣工の曉には參觀者の如きも踵を接して到るであらう。形式や外貌や風評に依つて事物を評價するものが多い今日にあつて新師範學校前途の爲に、否それが眞の使命のために斯くも完備を豫想せられる施設が却つて一種の煩累とならざらんことを祈る。これは決して新師範學校を咒ふのではない教育のための衷心の祈りである。無窮の精神的生命の發揚を！ この精神を以て君國の爲に効すのでなければ眞に君國の爲に効すのだとは言へない。

今の世古の私塾の教育風を稱揚するものがある。又寺小屋を讚美するものもある、如何なるものにも長所はある今日諸般の制度が定つてすべて劃一的の傾向を帯びてゐる時代に於て古の個人本位の教育風が回想せられると

いふことは怪むに足りない。殊に今日に言ひ傳へられる程の私塾だの寺小屋などに極めて憧憬すべきものゝあるのは勿論であらう。併し幕府の昌平黌を始とし幕府若くは諸藩の學校は殆ど同一型に屬して居必しも教育上今を捨て、古を懷ふ程ではない様に思ふ。私塾には塾主の人格的餘韻が大に匂うて居るやうである。成る程それは懐かしい。要するに吾等は深く古今に顧み勉めて獨斷を避け人間的教育をなさなければならぬ。教育の事業はこれに關係する人々が互に赤裸々の心を以て心に接するにある。斯るところにのみ歪められない人間は養成せられるのである。

去年十月三十日筆を起したるも時は年末年始に迫り、加ふるに豫想せぬ事件も生じ僅かにひま／＼に綴り合せたものがこの拙き記録となつた。許されたる時日も殆ど盡きし今日、記念誌編纂委員長たる中田先生にこれを呈す、同窓諸君の寄託に背くところ甚だ多いと思ふ、御寛恕を願ひ度い、この稿を成すについては同先生と恩賀先生と竹澤先生とに御注意を仰いだところが頗る多い、又汚なき原稿について丁寧なる淨書の勞を執られたるは專攻科の諸君である、茲に感謝の意を表す。

昭和十一年春季皇靈祭の日

岡 田 五 鬼

(校正に當つて附記) 今この稿を校正するに當つて讀下すればその内容と云ひ形式と云ひ只これ羞恥に價ひするのみである。而かも初刷既に成るこれに彫琢を加へることも出來ず一身匆忙の間に執筆を諾した自己の不敏さを謝するの外はない諸兄の御寛恕を希ふ

同窓會 客 通常會員 及 學校關係者名簿

現 舊 職員名簿

舊 職 員

山宮竹次	天野峻	神矢肅一	玉井幸助	黒羽英男	片岡重助
津田純一	横瀬文彦	本山彦一	前波伸尾	藤岡藏六	山本政治
横瀬文彦	吉田義静	山宮竹次	櫻井俊季	中野明一郎	藤田幸吉
久保春景	川上彦次	野村致知	富田恒雄	土居龜之進	矢島直一
藤井雅太	野村致知	三橋得三	石坂貞二	手島高次	西川順之
山路一遊	伊村則久	松尾貞次郎	アールゼー イングロット	山田英一	桑田秋水
寺内顯	小森慶助	奥田敦信	城内辰尾	内藤耕次郎	横地石太郎
小森慶助	和田豊	堀阜次郎	柳澤久太郎	堀居佐五郎	瀧美元次郎
安井清雄	和森慶助	堀阜次郎	藤田新三郎	松本裕治	前田正民
○本校職員			永瀬豊八郎	谷川丙三	山下賤夫
			藤井寅吉	松山季友	公江喜市郎
			伊賀駒吉郎	村崎定藏	神谷怡之吉
			高木繁	山鳥吉五郎	西村彌三治
			堀繁市	田中勝之丞	高橋豊夫
			中山三郎	山田春耕	高宮龜喜
			脇山百松	松本友七	原田虎平
			赤松芳太郎	大野實	藤井觀三郎
					中島信治
○歴代校長					
山宮竹次	天野峻	神矢肅一	玉井幸助	黒羽英男	片岡重助
天野峻	横瀬文彦	本山彦一	前波伸尾	藤岡藏六	山本政治
横瀬文彦	吉田義静	山宮竹次	櫻井俊季	中野明一郎	藤田幸吉
吉田義静	川上彦次	野村致知	富田恒雄	土居龜之進	矢島直一
川上彦次	野村致知	三橋得三	石坂貞二	手島高次	西川順之
野村致知	伊村則久	松尾貞次郎	アールゼー イングロット	山田英一	桑田秋水
伊村則久	小森慶助	奥田敦信	城内辰尾	内藤耕次郎	横地石太郎
小森慶助	和田豊	堀阜次郎	柳澤久太郎	堀居佐五郎	瀧美元次郎
和田豊	和森慶助	堀阜次郎	藤田新三郎	松本裕治	前田正民
和森慶助			永瀬豊八郎	谷川丙三	山下賤夫
			藤井寅吉	松山季友	公江喜市郎
			伊賀駒吉郎	村崎定藏	神谷怡之吉
			高木繁	山鳥吉五郎	西村彌三治
			堀繁市	田中勝之丞	高橋豊夫
			中山三郎	山田春耕	高宮龜喜
			脇山百松	松本友七	原田虎平
			赤松芳太郎	大野實	藤井觀三郎
					中島信治

松本從之 松下律太郎 今井清
 岡部猶之進 倉賀野胤正 岡村道三
 曾我豐吉 宮澤健作 原文吉
 堀越喜三郎 井上光次 村田宣武
 堀井覺太郎 猪飼政太郎 朝日直樹
 上坂奏次 阿部定積 飯島俊一郎
 杉山みち 栗原武 鈴木豐次郎
 岩崎圭司 千田村美 小竹久馬
 池田幸三郎 今井嘉橘 高瀬關
 藤田軍造 杉野靜 松原貞幹
 大石和太郎 岩松龍太郎 小林知止
 中西忠治 瀬川彦四郎 北田幸民
 大村忠治郎 梁田邦彦 桑山重馨
 前野關一郎 米野鹿之助 大石保吉
 八木重吉 河野於菟丸 久田道
 渡邊亮太郎 高橋錚助 三浦新重郎
 奥山章次郎 小笠助市 三幣竹藏
 平野順治 杉本正直 橋船次郎
 境野昇次郎 瀧澤三治 大住皆八
 奥宮正親 竹村鍛 堅田常太郎
 奥田敦信 前田吉彦 久保信太郎

志水保太郎 末廣菊次郎 松原寛功
 小賀直吉 前田八三 山田熊太郎
 小野欽太郎 柴垣則義 石民章作
 田所豐雄 河野虎雄 内藤五郎
 池田幸輔 村上平右衛門 井上學
 佐野喜代吉 内海忠誨 小林鼎
 關良三郎 佐藤秀一 三浦喜雄
 關谷清景 土屋甚四郎 高橋憲一
 國枝一角 來住幸慶 武田太郎
 宮津龜三郎 上野繼光 松井龜藏
 栗山昇平 吉見清一郎 堀口ユウ
 加藤ツネ 松田彪 大久保好
 村瀬香五郎 田利辰次郎 鈴木金持
 前原八三 芹川サキ 田中壽吉
 神山ヒデ 藤原秀治 苗村佐太郎
 武田ツル 小林豐造 奥平覺治
 東郷辰次 物應虞之助

○附屬小學校歷代主事

土井龜之進 柴垣則義 北田幸民
 伊賀駒吉郎 末廣菊次郎 中野明一郎
 曾我豐吉 三浦喜雄 難波磊二

○附屬小學校訓導

小林憲一 岸邊福雄 桑田悅藏
 安福富太郎 田中孝雄 友國繁重郎
 柏木元一 伊賀駒吉郎 早川政治
 津倉亮一 杉野精三 花登一三
 島田亨 依田信太郎 玉木敬太郎
 小島禎次郎 山本賢太郎 澤田金太郎
 西臺來太郎 安田勉 佐崎蕪藏
 山本要太郎 高岡清太郎 福田借二
 岸原德四郎 治部藤與門 荻野立朗
 習田敦 西山作衛門 宮崎晴吉
 棟安磊 下野龜治 竹下英一
 小山幹也 北垣恭次郎 松田安之輔
 村山辨治 城戸岩太郎 柳利三郎
 高谷一次 井上貞太 青木利三郎
 上中龜太郎 安田弘 寺本伊勢松
 村上直次郎 渡邊清吉 川口菊壽
 武山眞佐雄 岩瀬升太郎 梅原修一
 藤谷房五郎 谷口眞一 石田勇吉
 築谷福治 中野明一郎 廣瀬佐平
 山中長治郎 田岡新 淵上貞次

近本與一 岡田良太郎 廣瀬啓太郎
 松田繁一 久下久五郎 平間福次
 安井惣一郎 上村久 島田昌夫
 松下律太郎 荻野忠事 足立悦治
 谷山治二 荻野忠事 藤井寅吉
 魚谷賀三 公江喜市郎 松本茂進
 中代正夫 山根市太郎 堂内茂市
 曾我豐吉 岩谷省三 岡本繁雄
 須原正明 大西要 折藤有雄
 井間規矩治 樽谷明吉 折藤有雄
 渡邊萬太郎 河南貞雄 藤原正司
 松本久雄 北川庄五郎 光長信一
 本條謙治郎 岸野市五郎 増田一
 藤本藤治郎 常深伍 大富一五郎
 山内一郎 齋藤ヨシエ 眞能マサキ
 齋藤ヨシエ 野田キト 田中イヨ
 米野あさ 中島チセ 倉賀野歌子
 鮎原庸 瀧波みち 風間愛
 齊藤棍太郎 北内信象 鴻原眞太郎
 稻田勇一 伊藤廉吉 高見與作
 北田幸民 眞木廉吉 杉浦長治郎
 中西清太郎 黑崎德藏 村尾千代治
 辻勝太郎 平野箭三 松井清助

卒業生名簿

明治九年一月第一回生徒入學
 明治十年一月十九日開校式
 大正四年四月本科第二部開始
 大正十五年專攻科開始

青木桂二 山田玄合 和田九十郎
 服部竹造 大谷忍 神谷重雄
 稻村正策 松岡鼎 巽砂芳太郎
 細木喜兵衛
 野口謙次郎 林泰貞 寺井元雄
 津田忍 小山朝太郎 井野祐
 松倉英次郎 土肥芳太郎 大谷竹吉
 河北惠眼 澁谷佐平 梅崎哲一
 松岡彪 松山下亮 永田元太郎
 塚田猛夫 田島確郎 佐間玉橋
 山田芳三 岩谷小作 高井熊一
 荒井終藏 三森元良 三森岸

明治十二年 六月(二三四名)

明治十一年 (一〇名)

明治十三年 七月(二七名)

古塚莊三郎 井關本助 酒井慶三郎
 玉川信齋 橋本一郎 赤松筆吉
 北爪宜壽 忍項寺國郎 藤井友次郎
 高岡說讓 早苗伊太郎 梶浦濟
 深谷讓
 田近林太郎 細木松之助 松田耕輔
 各務民之助 河合要造 平井慶次
 兒島金七郎 原田安親 山下勢太郎
 鞍谷清愼 馬場寛吉 渡邊董
 山脇賢次郎 法貴定吉 松本健吉郎
 有馬豊次郎 片岡大助 江見鶴松
 齋藤豊太郎 藤田國松 藤井濱藏
 爲田良殿 平岡萬次郎 村尾三之助
 白石良好 松浦春治 内田敏夫
 植杉富治 松川新次郎 久保田順五郎
 横山邦本 關根孟久 菱川香九郎
 山本德之助 奥平種三郎 明井德藏
 杉田平四郎 佐久間千萬太 丹羽省三

久保田定一 喇叭 鳴田勇治
 中島公夫 喇叭 廣澤太郎兵衛
 苗村克美 喇叭 小紫一郎
 福富佐登美 喇叭 大西馨
 永井そで 同 高橋國三郎
 宮川龜吉 同 久保田勘藏
 久保田コハル 同 長谷川二郎
 大前政市 同 西岐美範
 村上降之助 同 川島宇太郎
 矢内卯之助 同 久保田政一
 中村源七 同 福井繁
 生浪島規 同 菅長一郎
 北村乙吉 同 久保田竹治
 岡野茂 同 下村綱三
 高梨忠一 同 大西武治
 西垣包生 同 門住淺造
 岸本象吉 同 内藤芳太郎
 小林廣藏 同 佐々木清一
 楠本嘉一 同 黑田敏
 下根君子 同 平野宇一郎
 浦井總江 同 長谷泰一
 岩崎仲三郎 同 加納巳之吉
 原田義夫 同 山本榮治

小使 前田太三郎 門衛
 農夫 中田宗一 小使
 農夫 久保田清治 同使
 井上富太郎 同使
 中谷正行 同使
 内田惠美子 同使
 治部正夫 同使
 西殿年子 柴田喜太郎 浦井輝惠
 平井恂二 森岡治郎 楠本種松

菅谷源太郎

明治十四年 七月 (二〇四名)

伊藤觀一郎 廣澤慎二 四方素
 後藤大 大津季三郎 田中助次郎
 飛松寛吾 柴田兼吉 高田茂三郎
 平岡定太郎 石田(元竹中) 松原保太郎
 光川(元城戸) 茨木彌三郎 磯田西二
 高室壽太郎 尾中藤太郎 吉田光之助
 田中芳郎 岡本種平 瀬能又太郎
 安本菊松 岡本廣茂 野村治太郎
 萩内彌太郎 八木廣次 蔭山貞雄
 藤本清之助 岡在星一郎 柳瀬筆三
 西本辨次郎 古五十嵐力 細谷長治
 磯野員一 門野豐治郎 角谷秀彌
 赤堀素一 中村見泰二 田中市松
 太田垣時之助 石見泰二 角谷秀彌
 次田幹也 石見泰二 角谷秀彌

明治十五年 七月 (二五名)

長谷川榮之進 酒井悅藏 阿部市保
 品川悠三郎 南部恒正 奥村市保
 井上近藏

高村正澄

明治十七年 五月 (二八名)

石川環 廣瀬友吉 内海宗吉
 顯谷久平 西山捨次郎 泰井庄三郎
 吉岡太造 松原篤 龜田宇市
 堀吉岡(元伊吹)

明治十八年 七月 (二四名)

青山雄二 森川(元長手) 葛谷辨之助
 赤松要太郎 播磨辰治郎 高橋正之助
 大槻駒吉(元坪内) 黒田又吉 平尾藤三郎
 奥村一郎 石關寛之 玉田貞也
 平岡好松 東(元富藏) 沖浪次郎
 小泉治吉 荻野哲太郎 田邊(元井松)
 後保太郎 室谷弓太郎 中田廣藏
 石田佐一郎 栗生(元河合) 藤井昌貞
 森本清藏

明治十九年 七月 (二九名)

福井精一郎 足立伊和男 砂川八郎

和田垣保造

明治十六年 七月 (二六名)

橋本卓爾(元萩原拙造) 島村久厚(元賢三郎)
 武内禎吉 東岡福三 柳田安治
 大谷六藏 森岡松太郎 名倉健三郎
 尾代瀧次郎 佐藤源太郎 上治菊太郎
 小林元之助 松本静吾 朝比奈二男三
 阪本周吉 官野喜道 内海(元甲子) 寮
 吉野政太郎 三輪淳 竹内甲子郎 林信敬
 中川太造 衣川專之助 林信敬

井田清三 新井勝馬 小國龜太郎
 藤井文藏 村上誠一 田鹽準之助
 遠藤順之助 大橋宇太郎(元安本) 高橋拾三郎
 山本利吉 秋定善次郎(元吉見) 早水直矢
 盡谷繁藏 依田三郎左衛門 山内(元釜江) 定
 町田(元魚谷) 大迎龜三郎 村尾禮太郎
 片山猪三太 福岡逸八郎(元竹内) 豊田時三郎
 河本伊太郎 齋藤愛次郎(元竹内) 山口寛六郎
 大久保半次郎 村田英藏(元三郎) 岡田(元三郎) 助
 馬場兵吉 須磨勇夫 竹内安治
 藤本孫四郎

藤井義丸

明治二十年 (ナシ)

倉賀野胤正 西田友平 高木玉夫
 上阪和太郎 若原熊太郎 佐藤健吉郎
 福原鑑治 楠國吉 岸田幾藏
 内田(元植木) 岩本虎之助 津田謹吾
 酒井敬八 尾代安太郎 金澤三吾
 別所春平 江見勇次郎 百濟菊太郎
 河南貴義 宮下貞次郎 堀二木銀太郎
 鈴木留四郎(元萬治郎) 田中延次 堀芳之助
 安間欽次郎(元金井) 來村福太郎 久松貞雄
 長谷川幾次郎 大前(元秋田喜市) 井内(元西陽) 巧治
 石野作太郎 三木達治 南條秀三
 柘植銳二郎

明治二十一年 (一八名)

松尾力之助 尾河鐵太郎 記田(元文平)
 大森留次 渡邊貞吉 多淵(元野木) 吉
 門川葉三郎 松本與吉 中島 利根川景彦
 谷口傳治 林虎次郎 大久保半二郎 五百藏常藏
 安田貞吉 山岡光太郎 岡田(元三郎) 助
 稻葉定造

明治二十二年 (二九名)

大河原尙志 中山政吉郎 小吉見匡敏 阿江(元延太郎)宏 中川純 島本峰吉 鈴木純一 松田龍太郎 押部久米藏 稻生菊太郎 柏木彦一 土田卯之助 影山國治 瀨藤喜又郎 藤本貞藏 岩崎源三郎 (元古川) 松尾克巳 小澤熊次郎 石場義次郎 河合龜太郎 松岡昌藏 山本孝平 (元清水) 尾形三藏 富岡昌藏 關口武次郎 須野熊之助

明治二十三年 (二八名)

桑田悅藏 岩崎元一 豐田八十代 喜多村巳己雄 西島滿次郎 小島繁太郎 橋本三之助 福井久藏 小林憲一 岡虎十郎 辻井吉之助 深田慶治 岸本勝藏 田中牧造 黒谷兼次郎 長谷川富次郎 渡邊源之助 (元小田) 大森茂藏 中井林藏 齋藤謙造 宇仁幾太郎

田中梅樹 寺東(元寅吉) 山口(元芳松)正

明治二十四年 (二八名)

福中儀之助 青山貞太郎 稻田春治 (元田村) 永井弘 阪部公一 平山辰吉 米田德藏 黒田正策 宮崎勝藏 水澤五十馬 平松慶太郎 谷口秀太郎 橋本平治郎 (元平野) 八幡嘉藏 大住皆八 黒石鹿一郎 門元慶太郎

明治二十五年 (二七名)

橋寺鋼次郎 足立錄三 松本稜威哉 上野直吉 佐川正藏 横尾直三郎 小野重雄 内橋揆 黒田勇太郎 畑民五郎 白川喜七郎 安藤源之助 (元駒吉) 安井瀧藏 太田治郎吉 荒木維一郎 (元駒吉) 泉元一 米倉壽衛 原田猪太郎 岡伊與太 前田秀太郎 梨本德三郎 (元山口) 柳原又次郎 伊藤東太郎 別所伊藤太 (元山口) 岡己太郎 (元嘉吉) 菅野慶太郎 田中真吉

明治二十六年 (一九名)

北田榮太郎 佐伯治三郎 (元廣瀬) 渡邊傳之助 長谷川安太郎 西川順太郎 長谷川傳十郎 瀧本友吉 (元秋田) 宮崎龜太郎 津田次郎 秦慎藏 末廣又吉 林半二 (元高田) 平田直江 多賀貫一郎 立垣利吉 中田太平 井澤馬之助 岡田又四郎 (元富本) 西村房吉

明治二十七年 (三〇名)

加藤益次郎 東郷辰次 田中親賢 山内佐太郎 (元苗村) 山田喜代松 種谷一郎 高島三之助 (元吉田) 森本新太郎 片岡留吉 高次慶次郎 松下新太郎 藤井金吾 平野理次郎 (元長澤) 藤井雅一 小竹寅吉 松崎良吉 松原金藏 (元津田) 高橋悌治 梁田忠山 (元藤本) 近藤安太郎 谷垣勝藏 住田新吉 淺野善吉 江尻晉一 三木恒松 福田重弘 本山貫之助 (元松本)

明治二十八年 (三八名)

長阪鐵平 奥野重太郎 岩林喜之助 玉田敏郎 中谷竹藏 (元三木) 小谷金藏 (元三谷金藏) 大野龜藏 (元龜市) 高木熊太郎 寺本伊勢松 宮下京平 高橋芳太郎 川口菊壽 藤原禎藏 黒田樹太郎 小河市太郎 楠田雅一郎 (元太田) 北山虎吉 (元大村) 明石與一 (元阿部) 堤恒也 岸邊(元福藤)雄 渡邊國治 松田安之輔 (元福井) 吉積龍太郎 平野箭三 近藤猪八郎 (元橋本) 奥田利三郎 片岡源之助 井上(元井上)雄 三浦忠温 西谷忠雄 定行紋治 井上(元太吉)匡 井上正一 新免(元芳太郎)恭 大岡次之 中野澤與一 三木俊三 深澤安郎 南畝熊吉 (元甲山) 森上長太郎 藤並敏三郎 内橋牧太郎 森久吉 藤原安太郎 山本貞藏 高田格郎 柏木元一 奥平覺治 尾崎隆光

明治二十九年 (四六名)

榑谷明吉 山口留治郎
 磯谷修一 濱野外吉
 下仲幸吉 小田貞
 山本熊太郎 西孝之助
 吉田六太郎 本間龜太郎
 高木計平 江藤安太郎
 小林豐藏 足立角藏
 森本十七八 大川金彌
 山本龜藏 直木廉吉
 中野太郎 山田吉郎
 櫻谷權治郎 平野房太郎
 栗生盛太郎 長岡五平
 大村駒治郎 赤羽平吉
 澁谷義道 寺田梅吉
 阿部常次 眞多合治
 中野秀藏 田邊鹿藏
 杉野精造 林辨吉
 下野龜治郎 朝原廣

明治三十年 三月 (二八名)

坂田寅太郎 村上直次郎
 田中孝雄 西見芳宏
 荻野桂治 荻野立
 富山正治 富山正治
 橋永貫一 橋永貫一
 工藤芳春 工藤芳春
 石橋琢之助 石橋琢之助
 深津精一 深津精一
 河野利計 河野利計
 栗山宇一郎 栗山宇一郎
 寺田梅吉 寺田梅吉
 北爪謙吾 北爪謙吾
 久保井信 久保井信
 廣田和直 廣田和直
 井上敏 井上敏

明治三十一年 三月 (三三名)

北垣恭次郎 小山幹也
 村山辨次 吉田益治
 早川政治 花房信太郎
 田中寅治郎 清水伊藏
 田村光治 吉原左金吾
 竹内盛資 寺口和夫
 松田藤右衛門 荻野立郎
 (元大村壽吉) 荻野立郎
 富士田三三 近藤英男
 荻坂朝治郎 宮本信次
 伊澤榮 東新吉
 土井惣次郎 内原新
 篠原善太郎 東勝三郎
 木村一夫 谷口郁衛
 佐伯才次郎 吉田昇二
 (元長谷川) (元横山)

明治三十二年 三月 (四一名)

長澤米藏 吉岡每三郎
 大槻貞一 大槻貞一
 常深嘉三郎 常深嘉三郎
 中川清二 中川清二
 守先杏平 守先杏平
 小寺芳松 小寺芳松
 (元大塚) (元大塚)
 岡金作 岡金作
 親家杉太郎 親家杉太郎
 永戸孝次 永戸孝次
 谷井要太郎 谷井要太郎
 田淵峰太郎 田淵峰太郎
 内山幹太郎 内山幹太郎

明治三十四年 三月 (四〇名)

宮崎晴吉 坂田三治
 友國繁重郎 今村寅吉
 桑田仙之助 藤尾耕助
 西川保治 飯山長

明治三十三年 三月 (三七名)

中島寛 霞末峯吉
 井上寅之助 井上寅之助
 奈良長平 齋藤幸生
 長谷川善吉 奥野一郎
 三木善郎 柴安次郎
 (元球次) (元柏木)
 奥平甚藏 越田三郎
 主計佐市郎 橋本善次
 藤井又之助 橋本善次
 坂東清文 (元原田)

明治三十四年 六月 (四〇名)

梅崎常吉 眞田周太郎 (元色田) 山本惠治 間島文治 前川千賀治 増尾 山本光三郎 (元藤原) 福本幾次 土井廣太郎 (元小林) 洲合福松 (元天後) 佐伯直琴 北村晃澤 中安廣次 (元弓岡) 神谷怡之吉 (元白岩) 佐崎薫藏 (元白岩) 森本俊治 (元杉木) 森上宇之吉

上野繁太郎 平尾宗吉 (元栗山) 安田弘 松本稔 木部卓爾 (元松下) 直島只一 藤本源治 花登一三 (元福本) 近藤榮太郎 池内和夫 (元寺尾善太郎) 澤田明太郎 木下福三郎 今井昌介 (元城戸巳代松) 繁田榮次 奥野庄吉 (元廣岡) 森本直一 宮長貞二 井田幾治郎

上中甲堂 (元龜太郎) 矢島末藏 安原三治 丸尾元治 松崎正脩 松村善吉 (元前田) 藤原善英 植杉淨英 (元藤本) 栗野好藏 (元近藤) 岡本貞男 (元蘆谷) 衣畑久光 木戸重三郎 見津松次郎 酒井友三郎 (元清水) 平田貞 菅野茂市 駒井駒之助 岩見寅吉

稻繼常七 西尾嬉七 若松延二良 (元鷲尾) 高井外伊 古池安太郎 棚橋覺哉 (元島田) 廣瀬金藏 鈴木政太郎 (元原田) 生田五郎 (元原田)

磯野文次 歲安誠一 (元奧野) 澤伊三郎 (元堀屋) 高橋完三 出口市松 芝切正太郎 日笠捨次郎 竹内覺之助 (元井口) 原田精治 (元井口)

山根 (元西村) 大寺萬治郎 神澤三男 高橋梅治 (元山口) 坂口恒一 廣瀬武夫 菅野鐵治 阪口光吉

井谷千代治 壺見菊太郎 (元井上) 德平貞一 (元和田信太郎) 島田信太郎 (元岡崎) 神谷德太郎 玉田龍 瀧本修次郎 津田儀作 永井虎之助

井見正治 稻見留吉 林留吉 小笠原慶治 杉山友之助 (元菅) 片岡敏夫 谷郷彌之助 (元喜兵衛) 高岡喜太郎 (元清太郎) 津倉亮一 成瀬好三

明治三十八年

三月十六日
三月二十二日
三月二十九日
四月六日
四月十三日
四月二十日
四月二十七日
五月四日
五月十一日
五月十八日
五月二十五日
六月一日
六月八日
六月十五日
六月二十二日
六月二十九日
七月六日
七月十三日
七月二十日
七月二十七日
八月四日
八月十一日
八月十八日
八月二十五日
九月一日
九月八日
九月十五日
九月二十二日
九月二十九日
十月六日
十月十三日
十月二十日
十月二十七日
十一月四日
十一月十一日
十一月十八日
十一月二十五日
十二月二日
十二月九日
十二月十六日
十二月二十三日
十二月三十日

倉橋佐一郎 前田菊治 大前三郎 (元小南) 赤阪豊助 佐伯千尋 木村正瞭 杉山佐重郎 頼慶夫 津田清夫 (元大和) 花房貫清 (元岩藏) 富田岩藏 (元櫻岡) 中西清太郎 山本新造 木村梅太郎 (元阿部) 澁谷松之助 (元政上) 青木政三郎 (元溝上) 山島峰三郎

山本要太郎 福田倍二 圓谷平藏 赤井勝次郎 北野直次 目堅眞二 田良原常一 上田武 藤原庄太郎 西川菊治 梶川清 (元喜要治郎) 辻勝太郎 (元中井) 福田喜代一 由良與三治 瀬戸萬作 藤原圭三

山尾保太郎 (元藤岡) 尾崎行藏 赤松芳太郎 青山質 北垣横之助 廣瀬澄哲 吉田耕一 太田勝川 (元十川) 中井惣吉 岡本修 谷芳平 (元武田) 丸川重藏 (元黒田) 赤松勇助 澁谷彦九郎 鍛冶泰治郎 長田完爾

北方萬藏 治部藤與門 若菜文 田村國雄 (元内藤) 酒井純二 梅原修一 山崎茂 淵上貞次 小島積次郎 三宅熊太郎 新條勝太 本岡寅一 黒田佐太郎 稻谷勇市 北内信象

堀坂茂三郎 太田輪一 川口武治 高谷正義 中山節昌 菊谷幾治 (元山本) 井坂平三郎 (元藤原) 後藤新太郎 三木善之助 前中惣三郎 (元東浦) 福原剛 黒田保一 (元先谷) 坂部金之助 (元細見) 上杉誠道

堂内茂造 岡澤恭三 柏原彌三 中井清藏 仲本安郎 黒田勝吉 將積房次郎 (元松井) 藤原優 有賀銀一 志水成雄 森下留吉 栗山吉次郎 (元石谷) 木林徹温 (元石谷) 岡村福二郎 (元琴井谷) 長澤三郎 (元多三郎)

明治四十年

三月十六日
三月二十二日
三月二十九日
四月六日
四月十三日
四月二十日
四月二十七日
五月四日
五月十一日
五月十八日
五月二十五日
六月一日
六月八日
六月十五日
六月二十二日
六月二十九日
七月六日
七月十三日
七月二十日
七月二十七日
八月四日
八月十一日
八月十八日
八月二十五日
八月三十一日
九月七
九月十四日
九月二十一日
九月二十八日
十月五
十月十二日
十月十九日
十月二十六日
十一月二
十一月九日
十一月十六日
十一月二十三日
十一月三十日
十二月七
十二月十四日
十二月二十一日
十二月二十八日

堀野佐五治 (元今井)

乾惠應 國本利吉 (元濱) 阪東幸次郎 富田政一 大川與三郎 西田八郎 (元大谷)

小田春吉 尾上 燕 六岡要治郎 高野梅太郎 高田八助 田中仁藏 藤谷房五郎 仲野定一 山本賢太郎 松林莊吉 藤田敬次 兒島寅之助 朝民將春 北風敏三 道添哲夫 山本榮治郎 杉浦德治郎 大野敬吉 山下積二 竹內泰二 南上源治 佐尾萬次郎 三木新治

井口正之助 西浦猪兵衛 萬谷良作 岡本三郎 阪井利七郎 金谷卓爾 田中正一 寺田正彦 上田重路 山田傳次 小澤重藏 藤井陽二 小原近太郎 寺坂保治 有賀鷹一 澤田貞太郎 原田淺川

福岡傳之助 東野藤太郎 長岡直孝 尾下宗一郎 大西俊一 片上龜太郎 鷹尾榮十郎 村岡信司 上瀧誠一 山田恒次 瀧山喜平 中島定藏 高會秀治 松田慎之 坂上猪之助 坂口正一 木島延藏

原四幹一 大西信市 小食佐中 小幡政吉 神田幸平 田村忠治 村瀨彌兵衛 植芝康起 由良貞治 山本太一 藤井克一 藤森龍市 谷中弘 蘆田芳藏 足立利雄 中絹卷彦藏 西鐵治

明治四十一年 三月 (七五名)

三輪忠雄 新上瀧之助 三木欣淨 平田石松 長瀬準吉 一井理市 草間政治郎 藤本治作 本田金次 藤江確朗 足立春一 山本保治 菅原貫治 入江長治郎 向井榮藏 戶田惣吉 鶴下規一 山下義藤 山本保治

三輪忠雄 新上瀧之助 三木欣淨 平田石松 長瀬準吉 一井理市 草間政治郎 藤本治作 本田金次 藤江確朗 足立春一 山本保治 菅原貫治 入江長治郎 向井榮藏 戶田惣吉 鶴下規一 山下義藤 山本保治

藤井榮治郎 今津貫一 藤集岡 賀集岡 藤田祐宏 鎌田祐吉 志儀市之丞 廣瀬佐平 岡部善三郎 久保田仙太郎 井上利夫 長井政次 谷本繁太郎 柳田惣治 衣笠實太 小林元八 小保田仙三 松井康道

小室田賢治 界恒次 水井泰治 七里重惠 平間福治 森脇卯市 井上角造 長谷川治作 吉田直次郎 高木時之助 船町次一 木村森三郎 東田雅一 安富安平 菅野宗一郎

岩瀬升太郎 門脇百太郎 半田義一 伊藤元義 本岡政次 八島英

明治四十二年 三月 (七五名)

明治四十三年 三月 (八八名)

原田儀左衛門 西村光次 西脇音八 加登平三 寬長清太郎 白瀧五郎 山口春次 前中傳之介 藤本寛治 藤野賢二 合野常藏 荻野悦藏 三田新治郎 貴島駒治郎 島田昌夫 廣瀬啓太郎 森本玉一 清家植直 杉原延三郎 福井藏之助 羽馬頼藏 岡本信一 高光吉良

高橋千松 藤原小太郎 向井嘉吉 藤田喜之助 坂辻傳治郎 森良吉 中井彌三雄 須磨武夫 稻繼太一 志摩友吉 向井嘉吉 譽田政太郎 坂辻傳治郎 藤田喜之助 高橋千松 藤原小太郎 向井嘉吉 藤田喜之助 坂辻傳治郎 森良吉 中井彌三雄

明治四十四年 三月 (八五名)

山崎重幸 荻野種次 八幡嘉一 堀内喜代治 本田三郎 徳岡一郎 山崎顯司 弓削英二 松本榮太郎 近成市太郎 大西文吉 丸山治寛 藤本秀太郎 荒木一二 岡坂豊藏 脇原正吉 長瀨勇次 吉原力松 佐々木周治 岸田興三 富賀見知 富田彌八郎 北内久幸 今西喜八郎 北垣實一郎 川口清一 來住樑太郎 廣田又三郎 習田敦 北山茂武 辻居德造 中元政吉 島中賢治 藤原保吉 平井直治郎 平山銀次 近藤政明 久下久五郎 中元政吉 島中賢治 菅生龜太郎 谷口孫太郎 福富信夫 三井惣之助 桂卓郎 松本卓治 松本卓治 松本卓治 松本卓治 石井俊治 宇野權吉 山田信松 安田鶴二 松本卓治 松本卓治 松本卓治 藤田貫治 藤井虎藏 小田虎市 松田繁一 杉本熊太郎 後藤幾次 江本益三 荒木貞次 安東茂 坂辻郁次 酒井巳之助

明治四十五年 三月 (九八名)

西村貞治 小濱正之 西村千別 矢野貞一 岩谷省三 中村元 吉井源藏 安達卷之助 後藤幾次 小島秀夫 南房治 酒井巳之助 西村貞治 小濱正之 西村千別 矢野貞一 岩谷省三 中村元 吉井源藏 安達卷之助 後藤幾次 小島秀夫 南房治 酒井巳之助

木下常吉 藤原榮三郎 水池梶四郎 久宗作太郎 森脇正一 小林海清 西海定次郎 大西正雄 田中又二 田村千代造 中村千代造 山本藤一 後藤三郎 溝上政吉 谷垣富藏 東井幸治郎 松井正次 小島正順 村田直 田中義嗣 鎌谷義一 橋本兼光 鈴木治 森脇治 大谷庄平 大森治 崎文治 堀貞治 梶原藏 高谷角一 村田啓次 藤田昌信 兒玉英明 大堂源三郎

大正二年七月三十一日(九四名)

石田勇吉 井關平兵衛 生田悦郎 五百藏譽治 西殿總太郎 富田義高 櫻井市郎 小川克巳 余田庄之助

木岡哲郎 富田善太郎 山口貞治 春金良 井上又市 石田勇吉 井關平兵衛 今井清 花崎正一 高田愛二郎 大村喜代松 岡本政次郎 株内文吾

高橋金一 本田高橋 生島芳三郎 黒瀬(元玉田) 山下喜代吉 廣石榮藏 古屋繁太郎 鹽治清次 淺田善治 有吉不二男 和田(元木田) 來田勇之助 不動時三郎 平井一三 森脇壽一郎 杉山俊司 長谷川三平 西村康太郎 余田佐一 吉住信雄 高塚徳市

田村元一 竹元一之助 筒泉常治 安井惣一郎 矢野順一郎 松本哲彰 藤多都治 小林伴五郎 足立良之助 佐藤耕作 北中鶴藏 木山鶴保 志儀繁治 平田元治 宇野孝次 中川謹逸 八王寺長一 岡本政治 神崎初治 吉田東洋 辻井種一

谷田正男 塚本(元高井) 中井瀧太郎 山本政治 山村定治 山田(元舟川) 小島次郎 寺東多雄 立吹柳太郎 岸本又治 美除算一 青野貞治 菅原淺吉 上郡芳太郎 西嶋源次郎 小河宗直 吉見佐兵衛 谷口敬治 村尾千代次

久下半次 小寺宗一 藤田龜太郎 衣笠政二 松尾次郎 田中清重 森脇宗太郎 石上玄吾 藤原俊平 清水春次 足立金次 大橋威知二

大正三年七月三十一日(八〇名)

井上光次 赤松(元石野) 西岡(元大森) 松井(元大森) 香無直一 樋口(元金谷) 森久(元金谷) 廣瀬(元川崎) 玉田龍作 高橋松次 辻甚三郎 中野常治 山本琢磨

石田貫治 長谷川英雄 堀内奎治 森本(元大森) 片山(元萩野兼市) 郷野(元秀一) 藤田(元勝本) 高島(元先) 堀井(元先) 田野(元先) 辻井(元善吉) 吉田(元善吉) 矢張左馬紀

井浪一夫 長谷正直 上田(元本田) 尾家文一 内波(元和示) 片山(元和示) 笠松順次郎 高橋十二 坪井茂文 植田(元種一) 津本(元種一) 伊吹(元野村) 山口正體

山本忠治 松本實治 藤岡享一 藤井茂男 松本卯一 藤田(元政治) 雲田(元小林) 木下(元安隨) 三浦隆太郎 柳澤(元三宅) 長谷川(元清水) 廣田俊雄 中井光次 近野慎吾 村上(元太市) 古本倫次 齋藤康次

大正四年七月三十一日(九〇名)

池内澄 井上宜太郎 井口健治 生田敏三 波多野勝人 西坂彌藏 坊々内義雄

山本忠治 松本實治 藤岡享一 藤井茂男 松本卯一 藤田(元政治) 雲田(元小林) 木下(元安隨) 三浦隆太郎 柳澤(元三宅) 長谷川(元清水) 廣田俊雄 中井光次 近野慎吾 村上(元太市) 古本倫次 齋藤康次

富岡富治 沼田清一 門元忠男 千足覺河合 河瀨鶴夫 吉織正夫 高橋利兵衛 高見吉壽 中山延二 上野蕪次 延原勇高 山田安藏 松井卓郎 齋藤三郎 上月茂良 小林賢治 栗田菊次 蘆谷俊次 佐野善之助 山本宗吉

德山正規 小倉三郎 脇浦孟夫 吉田定悟 谷田次市 辰巳實市 藤井軍治 永岡金司 上杉彌三 久彌田正三 前野保一 松本權重 古川民尾 越賀修二 榎本賞平 黒田丈之助 赤井卓也 佐竹六之助 弓場信三

近本與一 奥平豐治 渡邊新幹 神谷新市 吉田慶治 大槻武三 中野久博 白井忠一 山口喜代志 前田清工 藤井清治 古林直枝 藤井好永 荒木輝雄 荒木實 多田正一 坂部源太郎 宮本三郎

鳥川福一 神頭巳之助 東鹿之助 山鹿之助 西岡民平 岡崎精一 藤澤節二 池添義實 田淵義實 木瀨隆之助 西野芳賀 西野義雄 細見豐秀 大石元治 岡田照一 尾崎重一 和野喜代民 高野喜一 辰巳澤夫 津吉正一

伊藤富三郎 下村慶之助 森田健太郎 前田利右衛門 西山市之介 玉井芳造 古田武雄 井阪幸治郎 岩槻保 原孝 西村憲一 本田謙次郎 山本元 尾崎重一 和野喜代民 高野喜一 辰巳澤夫 坪内武夫

松浦三郎 平岡一郎 西國太郎 藤井政健 尾松政治 中井文一 瀨畑文逸 池莖吉衛 下良常 折島隆次 西山隆次 本土知之 本居忠藏 沖野真一 脇谷清一 高橋賢司 谷山治二 阿山剛二 中後俊二

宇杉昌雄 黒田高 山本淡治 松元憲太郎 前田茂兵衛 下山勘七 藤本寅一 小林米藏 小林淺雄 三河修二 中尾友吉 平瀨清三郎 常石實二 荒木忠夫 橋本要造 勝又喜代市 山本晴夫 藤岡一郎 山崎淳作

福富祐吉 田中芳太郎 安田清 前田道利 前田廣治 福田俊夫 藤原彌六 岩井秀雄 村本安太郎 淺井強 能勢健治 平瀨一矣 鈴木省三 山本次男 本城卓夫 玉田琢二 山内賢榮 大畑留五郎

黒田義彦 輪笠積一郎 山本利壽 松田慶次郎 福井貫之 東田正三 小林倭次 中西勢治 出羽滿治 足立悦治 島田卓磨 杉山俊清 杉山直樹 伊熊彌吉 金澤精一 田村敏雄 柳瀬克之 長村源治郎

飯田敬治 富井英亮 田畑豐藏 灘波聖治 上山景一 山崎秀和 藤本虎司 榊原幸周 橋本正三郎 清水清一 澤田八十吉 大正五年

本科第一部 三月(九五名) 石野悦治 小田德次 稻津茂雄 林輝正 橋本榮治 富永米七 石野武夫 小田德次 稻津茂雄 林輝正 橋本榮治 富永米七

本科第二部 (三四名) 長谷川正哉 横山猶一 元津康郎 上田健二 山本惠治 牧井謙一 荒木一郎 三上七郎 新間七郎 森本吉次 坂東道夫 池内重之 盛林彌一郎 志水貫一 清瀬直一 小田健一 前田健一 松井駒太郎 魚谷賀三 石見宗之 小縣哲夫 生田堅富 小縣哲夫 石見宗之 元津康郎 横山猶一 長谷川正哉

大野朝夫 (元和) 前野助一 (元和) 川野秀一 (元和) 武田增次 (元和) 田村甚藏 (元和) 竹安幸之助 (元和) 常深源一 (元和) 谷口正一 (元和) 永田八重雄 (元和) 村上久次 (元和) 上田政治 (元和) 藤井勝治 (元和) 富岡浩治 (元和) 松本實治 (元和) 藤本忠明 (元和) 河本幸雄 (元和) 荒木正治 (元和) 京圓健一 (元和) 八木博行 (元和) 須原正明 (元和)

荻野忠事 和田邦五郎 川口市五郎 吉田靜雄 高瀬關雄 玉井敏之 (元立山) 森本清一 (元立山) 中井順三 中村幸太郎 中松清次郎 村上順平 陸井初治 山本房次 松本進一 藤本常一 藤本常一 駒井義二郎 笹谷富太郎 宮崎準一 山崎孝治 (元森井)

太田金太郎 神田幸男 鴨川逸二 田尻舜次 (元高田) 松本俊二 (元武部) 鶴田幸夫 中野義見 中島義一 永田秀造 白井敏夫 久賀田爲雄 山本榮治 (元前川) 小山村治 藤田好太郎 (元足立) 大内賢二 (元茂) 大泉茂一 (元坂) 水田啓三 樋口俊次 杉本寛一

岡田秀吉 上郡太一郎 上山政治 前田重太郎 寺下平一 杉本常樹 大正六年

三枝正治 瀧本龜藏 久保田政夫 藤本喜八 岸田實一 藤原城一 大正六年 本科第二部 (三四名)

大西喜一郎 (元中尾) 村尾恒吉 安富重次 藤川繁喜 芝田繁喜 鹽川好治 (元西口) 岡村誠三 (元廣田) 柳澤誠吾 (元廣田) 栗山行雄 (元遠雄) 竹村菊之助 (元松井) 藤井孝紹 寺本隆由 青野觀次 前田敬吉 (元南) 岡村貞良 福井武夫

宮下茂 (元維田) 井上成一 磯部藤平 鎌谷俊夫 (元西山) 紅谷進二 大久保虎雄 尾崎宣次 大住安七 (元野松五郎) 中野松五郎 (元河島悅治) 田中正順 祖山英男 中井市治 (元内藤) 井村午子 (元内藤) 八尾精一 (元山田三郎) 工藤忠雄 (元山田三郎) 松浦良助 古谷儀次 藤本高郎

大正七年 本科第一部 三月(九二名)

石田知一 島田舜二 (元稻野) 山本健治 (元橋本) 細見隆一 土肥隆司 大西正夫 西野源平 (元太田) 川向茂一郎 谷田盛太郎 (元美野田) 田中周市 (元美野田) 中田昌雄 中田嘉太郎 植山光彦 山本尚夫 山本多吉 京崎昌太郎 藤崎萬作

藤澤巖 小寺延明 公江喜市郎 栗井眞逸 岸本利一 岡田憲治 (元岸本) 鹽田龜一 下村雅治 奥田昌之 原口佐一 中本清松 近藤佐一 有末貞夫 大正七年 本科第二部 (三〇名)

藤原祥左衛門 古寺謙吉 安西榮一 (元岸本) 岸本伊知次 三林清一 白川嘉市郎 宮田正夫 齋藤寅一 清水節郎 松本幾治 遠藤兵次 齋藤梅吉

福岡範六 (元船引) 清水喜一郎 (元小谷) 栗井謙一 岸野市五郎 北村末治 三輪正一 柴田靜雄 三木初雄 木村濱治 長尾昌隆 藤田種雄 朝比四郎 橋本德太郎 岡治茂夫 小倉喜三郎 福井延一 (元吉安) 久保亮 福田忠夫

藤井寅吉 藤本一男 豐島治右衛門
 齋野義治 木村寬治 (元吾孫子重司)
 鈴木康吉 經島茂 清水廣吉
 富山巧 横尾悌夫 阪田松三
 前田澤三 中乾二

大正八年 本科第一部 三月(七七名)

伊藤周太郎 岩崎節治郎 石井重夫
 井上倍男 稻岡文雄 石井義人
 白髭史郎 (元橋本) 畠中長三郎 大田謹勤
 富山正義 小澤重遠 大上憲一
 太田眞一 神戶廣次 岡本憲一
 渡邊萬太郎 高僧芳夫 和久博
 片山勇次 安平福次 (元藤田)
 吉村隆 鷹尾實 賀集邦男
 田中修 (元辰家) 三木高治 (元谷垣)
 光長信一 竹中意三郎 島津美代次 (元竹添)
 田中武 (元辰家) 楠原重孝 富岡當二
 中井治一 近本清喜 (元中島)
 倉田秀雄 赤井虎二郎 (元山本)

酒井俊之 (元山本) 松本眞金刀 松下律太郎
 丸山茂夫 前田寛三 福田監三 (元松田)
 松井賢二 松森角太郎 藤本今一
 福永鍊一 藤原虎市 藤田一稔
 不動佐一 福本新 香山菊之助
 島谷武一 (元永川) 平内伍郎 香田邦一
 栗井卯太郎 (元栗井) 荒木政行 蘆田正雄
 岡田康郎 天野顯孝 坂部謹一
 北山壽太郎 木本貞男 橋本恒二 (元水澤)
 進藤廉之助 柴田良信 庄崎義雄
 篠原太郎 廣田泰治 森崎義雄
 村上秀雄 菅原敬一 坂辻健三郎
 飯谷主稅 池内堅二 六條尙美
 波多野佐四郎 西脇貞之助 茶谷義男 (元竹本)
 岡野昌 長本貞三 加茂義三郎
 米谷清造 山内泰二 (元谷田) 田中順一
 村山省三 松山俊次 藤井哲
 前川武

阿部八郎與門 青田豐 足立雄壽
 南紋一 見津壽 稻生隆 (元榎本)
 廣瀨武夫 加藤芳男 上田隆郎
 中居貞正 長瀬間三郎

大正九年 本科第一部 三月(八四名) 六月(三名)

永野駒次 (元石原) 森 (元入谷) 今内勳
 井本幸一 (元石田) 池内時之祐 池田勳
 井岡正次 井上繁次 林清幸
 西垣國正 西村彌三 堀井重雄
 富山昇 中村理吉 (元岡本) 奥野藤夫
 奥本昌一 矢内 (元尾崎) 小倉繁則
 大森利一 中井豐次郎 (元脇田) 大西須三郎 (元金澤)
 田中實太郎 高見保八 (元脇田) 財田逸二
 竹内正 南見 (元谷崎) 望野一雄
 土取健十郎 根木 (元谷崎) 安田敏二
 中島雄三 中島卓治 安住正良 (元中村)
 中村弘之 川崎 (元中尾) 牛尾新 (元山内)
 植村忠三 能勢輝雄 萩野 (元山内) 前川松次郎
 山本定一

松本義一 正井與一 (元福奇) 松崎哲雄 (元松下)
 岩木 (元福奇) 藤田幸吉 藤田和之
 岡喜宏 (元福奇) 木林次郎 藤田和之
 岡野良吉 (元近藤) 青木茂 淺野直也 (元小林)
 牛尾節治 (元榎並) 古東六郎 或井與三 (元小林)
 東卓夫 山口誠一 (元足立) 佐藤英太郎
 三田光雄 水船寬治 武岡又吉 (元庄司)
 三宅宗次 足立勢太郎 (元森) 中村重三 (元森)
 白岩嘉久太 堀田重治 (元森) 平島鹿治 (元森)
 森田義男 中戸吉治 (元森) 中澤誠司
 荻野銳玄 野村半二郎 松浦喜作
 村田貞尾 阿部忠雄 井上良治 (元西川)
 藤本虎雄 床分松藏 吉良武次 (元西川)
 城井三十二 堀毛良太郎 小森 (元細川)
 余 (元龜頭) 畑中新一 (元林)
 橋本 (元以頭) 山内靜一 (元林)
 方城 (元川崎) 廣井 (元西川) 廣井 (元西川)

本庄幸太郎 奥如圭市 梶原太壽郎 谷垣源治 奈良貫一 小島侃二 木梨猛夫 中島武一郎

浦瀬秀一 大山勇三 城本時次 玉置岸雄 小林彌三郎 榎本喜代治 岸本喜代治

尾崎邦一 河合林久 吉井芳久 津崎正雄 樋口忠太郎 淺香明一 森田虎雄

大正十年

本科第一部

三月(七五名)
六月(二名)

射場豐次 岩城棟太 猪阪龜雄 井澤文太郎 早瀬正一 增田忠吾 土居忠良 上村千彦 田中泰一 渡邊景一 曾家鏡男

今垣一夫 伊藤喜光 伊藤飯田 伊藤千代 濱野千代 本條謙治 興津長一 河津季尚 守本庸村 武岡二郎 常深伍

今村三代治 伊藤釜之助 稻毛克美 井上勇 橋本忠二 別所德太郎 奥野忠治 田中兼治 竹井源介 竹西逸治 常深誠道

大正十年

本科第二部

(二六名)

中野浩太郎 小谷輝男 上谷敏朗 倉橋勝夫 松井三夫 正井繁夫 古岡正臣 小阪清馨 澤田健二 山野繁市 岡田賢一 森岡英一 久野良秀 河合松藏 北川庄五郎 古館末秋 赤埴秀吉 前田秀雄 松村鐵治 山本重太郎 磯松壽貞 山下元次 長濱通明 大(安)德藏(元永田)

梅田公策 能見忠 山口三治 松原三治 松本幸之助 藤井貫一 森本喜代治(元近藤) 貴田茂三郎 水澤正一 肥爪實 鈴木了三 麻田增五郎 小谷貞雄

由井八郎(元庄司) 平松榮治 松本喜一郎 藤井義利 近藤隆司 大西嘉種 横山(元吉川) 達脇一三 谷田平治 辻野秀二 佐藤(元小笠原) 加藤松雄 安居一男 松井孝次郎 朝倉勝吉

山本(元篠田) 藤(元森作藏) 松本(元引田) 藤原俊治 奥野清一 大谷政雄 田中政三 高角保三 横田道文 横川實治 内藤省一 市川延次 前川惠吉 朝倉勝吉

今野(元節郎) 岡野(元篠田) 山本(元引田) 藤(元森作藏) 松本(元引田) 藤原俊治 奥野清一 大谷政雄 田中政三 高角保三 横田道文 横川實治 内藤省一 市川延次 前川惠吉 朝倉勝吉

大正十一年

本科第一部

三月(七八名)
七月(四名)

内藤隆治 近藤直行 小森敏行 荒木恭太 飛田真一 奥野孝一

佐野繁太郎(元成田) 香山保三郎 近藤保三郎 岸本耕三 陶守梅夫 加藤孝道

後藤信三郎 荒井弘藏 廣岡桂治 不動圭要

林上義之 井上昇夫 池田正夫 四川健夫 細川修治 戸田修治 上杉熊太郎 安井喜太郎 中上利一 原田藤太郎(元赤松) 雨堤寛平 阪本由松 溝端謙二

岩崎圭司 井上真次 米谷貞三郎(元今里) 細川清一 細川五郎 沼田道男 井上竹藏 山内一竹 小林喜代松(元中村) 浦川(元有方) 阪本安治 才田謙一 美田愛郎

大正十一年

本科第二部

(三三名)

由井八郎(元庄司) 平松榮治 松本喜一郎 藤井義利 近藤隆司 大西嘉種 横山(元吉川) 達脇一三 谷田平治 辻野秀二 佐藤(元小笠原) 加藤松雄 安居一男 松井孝次郎 朝倉勝吉

山本(元篠田) 藤(元森作藏) 松本(元引田) 藤原俊治 奥野清一 大谷政雄 田中政三 高角保三 横田道文 横川實治 内藤省一 市川延次 前川惠吉 朝倉勝吉

今野(元節郎) 岡野(元篠田) 山本(元引田) 藤(元森作藏) 松本(元引田) 藤原俊治 奥野清一 大谷政雄 田中政三 高角保三 横田道文 横川實治 内藤省一 市川延次 前川惠吉 朝倉勝吉

大岡茂 馬場俊一 棘力精 池上卓爾 萩野卓實 岡澤勇次

藤山本一 小内利隆 池内利一 鷹手恭一 鷹津輝太郎 瀨本輝德 吉本醇己 田中(元周本) 沼田佐一 藤井貞治郎 松本久雄 藤口龜太郎 平田貞

西垣壽作 河合寬吾 石田正三 中原義俊 山口博 藤本重雄 赤井剛夫 北垣常三郎 日野節夫 保尾壽忠 井上俊平 庄坪常市 富岡規矩也 西村英一 東口定雄 大槻胤雄 岡田富藏

大槻梅治 淺田順逸 宗和金一 倉谷齊 山西盤夫 近藤一雄 上井一雄 中川康治 廣瀬忠司 奧田忠司 井上才治 西谷忠 西村信一 神月行雄 濱崎淳一 真崎孝 小倉畑祐亥

岡本延壽 谷口隆 津高彌一郎 山口信温 松本廣志 赤松捨二 坂井茂雄 前田春男 梶田貴一 稻津利一 西澤義雄 片村末逸 細見哲雄 小野田保 荻野利夫 大槻博

和久公一 孝橋泰爾 高橋英次 田中武 田中高一 田中精一 楠野文雄 黒野功三 山本功三 安平房治 小林利雄 小山林辰治 高橋美代治 高橋利雄 西内秋次 三木孝志 平松正吉 濱崎鶴吉 國枝順治 上村武雄

賀集節郎 龜山保之 河南貞雄 田中治 内藤忠能 山崎元春 山崎百濟 山崎光雄 松岡敏郎 藤岡正 福井重雄 小田重雄 寺尾武二郎 尾畑拾三 湯淺國廣 志方耕作 山鳥耕男 荻野英男 上野英男 田中好太郎

松下辰治 小樽芳一 多田秀雄 田中佳男 中村一雄 黒澤幸二 山本弘 丸山定應 福富強三 小富弘之 酒井初之進 有政實治 坂本憲 岬本憲 湯野武雄 住野武雄 中井實治 北村誠治 藤原勝治

大正十三年

本科第一部

三月(七名) 九月(七名)

柏木武夫 山中高寺 木田好三 松本增藏 三宅八郎 三宅三郎 三宅三郎 塚本榮次 吉本長次 石井祥一 烟喜太郎 西上忠男 須鐘五六 大富一五郎 奥野直之 吉田勝次 田中實 酒井優

吉川貫一 瀧本新一 長岡祐士 前川多逸 宮崎孟夫 森本種雄 岡井愛三郎 瀧本雅夫 依藤茂樹 鶴田隼人 山根正夫 藤谷博 守口純一 小島一榮 清水文八

依藤茂樹 鶴田隼人 山根正夫 藤谷博 守口純一 小島一榮 清水文八 林直幹 西川豐次 富岡經男 荻野時雄 坂本丈夫 吉川正夫 田中茂太郎 田中堅一 藤尾諱

大正十二年

本科第一部

三月(七名) 七月(五名)

中西小一 栗田瀧一 安川虎夫 松原寬治 荒木松本 藤田憲治 藤岡鶴市 小谷澄之 後藤秀次 布浦豐次 蘆田兵衛 酒井朝五郎 清水綾廉 森内龍治 安藤季次 瀧上繁利 池口佐久間

田路一清 春名(元矢田) 正本美 森本利雄 松本經雄 福武英治 近藤豹三 小林毅三郎 五島泰三 安積安治 西藤八東 絹卷倉三 宮崎倫太郎 岡本義男 島田(元大木) 湯口吉太郎 長谷川一夫

古川(元宇野) 山根市太郎 松本才逸 丸山治郎 藤井昇 吉田良夫 近藤健一 小村重次 江本武夫 足立一 佐々部匡史 溝上孫郎 平尾龜逸 田中三郎 藤原勝治 永井弘策 坂東秀雄

大正十二年

本科第二部

(三名)

長谷川政一 西垣新一 千葉新一 大對敏雄 垣内完一 勝川彌一 谷口圓治 眞殿順治 宗實道也 久保田一郎 山本正巳 山前榮一 古川幸次 藤田貞雄 小寺貞茂 足立喜三 水原喜治 廣川忠雄 森下實夫 瀨崎晴夫 芦田武雄 埴岡國男

橋本久五郎 細見重義 川本重義 太田俊一 河森二郎 河本恒一 丹下英樹 中村健二 上田正實 久保田實 山田宜一 松岡敏雄 古市幹也 福壽一雄 寺井英雄 三宅英雄 管長勝治 平尾勝格 森本一格 白井完一 三村秀男

西上賢之助 十倉武夫 岡田正身 大塚芳春 笠井健三 藤江三史 常深宏 村上茂治 氏丸義夫 廣瀬好夫 太田秀一 前田金次郎 藤原忠一郎 高岡謙三 寺田謙三 宮崎俊郎 鹽谷純一 森本榮都夫 瀨崎岩 前川影夫 杉谷克己

飛松實 佃井辰夫 玉谷七郎 田中武夫 岸中哲夫 辻政雄

石塚竹治 岸井義明 神戶明 藤枝千秋 楠本與一 古谷精三

勝村一雄 尾崎政雄 小坂田令三 片瀬與志次 福田義郎 森下繁雄

昭和二年

本科第一部

七月 (八七名)

○井澤文太郎 西村信一 茶谷義男 田中政一 内藤隆治 山口博 藤井義利 淺野良行 由井八郎 平松正一

○井上眞次 西岡作太郎 矢内發 高濑好之 中澤誠司 前田秀雄 不動要 櫻井安一 湯口吉太郎 平尾龜逸

○石井榮太郎 方城高平 門元忠男 田村勇 栗西鶴治郎 松本憲史 栗井卯太治 木村勇治 志儀繁治

藤木正 肥後良介 島津一郎 田中菊雄 吉田清 中田清滿 島貫一

大正十五年

本科第一部

三月(九六名)

菅長勝次 原山郁雄 畑山軍次 西原勘二 本莊政一 堀内惠弘 岡田秀義 岡本晴太郎 川上壽男 神代勝一 龜井義雄 田中正雄 大前喜志雄 長濱顯 下村秀次 中村泰

井上高俊 橋本安武 濱田吉男 西浦岩治 細川正治 德田武夫 岡田完市 宮本尚 片山敬一 垣脇安美 横山茂夫 高畑徳夫 常石敏之助 江上敏之助 中井彦三郎 内藤劉次郎

山本太郎 上谷仁一郎 丸岡義之助 增岡和夫 小島剛作 福本秀應 福富曄 江本勉 有元憲 松本廣 上田實夫 北内雄 福島義三 森腰正之 直田三譽司 小林末三 園田收

大正十五年

本科第二部

(六七名)

山口忠如 上杉威稜 松尾賀久治 竹内猛 大坪寅雄 藤原輝世 古田哲雄 西村重夫 佐古田武 坂口友吉 岸本章二 三野治雄 山名眞二 本岡達次 櫻谷徳雄 須貝重義

上野正雄 丸山健太郎 前田健一郎 松本廣一 藤井茂 藤原登 石原五男 尼子定夫 佐々木謙一 北尾義雄 岸本一郎 溝端康八 森井秀雄 周藤行孝 寺田富太郎 井口勘次郎 濱田友三

足立 武治
尾林 敬士
岡本 喜重郎
春浦 逸見
安藤 忠次郎
白井 遠二
藤城 保一
野村 孝造
濱名 精一
有末 弘一
福富 泰治
余田 泰三
大月 省三
松尾 五郎
依田 則夫
山口 丈夫
阿部 良民
中生 秀男

石本 勇造
細見 治逸
中野 啓二郎
武田 元岩崎
中西 誠治
小西 池兼雄
堂地 爲夫
本庄 孝司
平井 堅
片山 元治
松原 久治
松本 文雄
藤野 勝三郎
春名 貢
村上 富義
村上 大前
國賀 正雄
菱井 靜雄
狩野 兼次郎

福井 一夫
五味 敏夫
原田 有夫
小原 基治
近藤 碩三
岡咲 龜太郎
藤原 成巳
安原 隆一
井口 隆一
山下 虎一
中山 勇一
中村 賢一
酒井 賢一
大塚 巳代治
太田 光治
北山 潤之助
吉田 健二郎
田中 六治
前川 正夫
土居 健吉

山形 三郎
鳥井 堅三郎
宮本 平一
有本 洋一
西馬 博一

坂東 秀雄
森川 定雄
奥井 常夫
國中 福一
清水 輝次

榎本 敬一
土井 鐵雄
勝野 巖
成田 秀夫

中川 源太郎
眞内 正義
福本 義一
須原 義雄
大 安實治
三木 甲子夫
山本 恒雄
松尾 英一
木下 敏夫
紅谷 吉夫
松岡 勇夫
石井 直信
丸圭 二

昭和二年 本科第二部 (七七名)

楠葉 義孝
谷川 堅二
前川 好和
四方 優
内藤 豐昌
辻 隆雄
西垣 新太郎
赤井 一夫
日野 貞雄
芝先 仁一
小林 達司
湯川 良三

池田 義雄
小林 政雄
上森 萬吉
露木 晃
中務 茂
平野 齊
中西 輝夫
森本 義男
中尾 隆美
杉原 清
原田 眞一
柴田 壽信
酒井 利一

蝦名 新吉
足立 秋夫
松村 正臣
山田 晉
岡口 和郎
藤原 助男
本庄 千代一
萩野 淳一
城野 義知
川瀬 敬次
畑尾 秀一
谷口 富之進
木下 節二

昭和三年 專攻科 五六名 (内印本校本)

石原 力
濱野 勳
橋本 實
本庄 幸太郎
大谷 巖

石井 祥一
原口 武夫
西谷 末逸
土居辰二郎
大槻 梅治

土井 卯
畑田 保
細見 富太郎
岡田 憲治
荻野 公平

昭和三年 本科第一部 (110名)

井上 俊一
石川 豊
豊島 義男
太田 博
垣岡 弘

井原 賤夫
林田 實
太田 喜一郎
岡本 利夫
梶山 忠臣

岩本 幹衛
細見 實憲
大江 筆三郎
玉置 三男
吉田 五衛

白井重太郎 江本義一 大坪實弘 太田龍夫 大前龍夫 岡西進 藤西恭治 木野英彦 窪田弘道 小西徹男 芝崎貞夫 新谷智夫 關口勉 谷山雄 東郷常治 出川吉治 堤川一男 中川實 中尾徹 登尾節郎 萬代國夫

上野一 萩野彦 大西正 大橋真平 大田信 大田尚信 岡本春義 河野幸夫 片岡利雄 北山正信 劍物隆次 笹倉節治 島田武夫 末廣種一 空野章 高野實 近田勇 寺田茂 戸田好 中田逸 中谷二 野寺良 長谷川千代治 原田望

堀田悅朗 (元梅原清) 萩野銀重 大垣純 大田勝 大田英男 小栗勳 金近美 重本英三 熊本長治 近藤精義 笹倉忠雄 清水正雄 關口末雄 高橋義雄 寺本團治 戸田到 中田好 中田逸 野寺良 長谷川千代治 原田望

藤本繁 堀井角治 藤田秀雄 堀井利治 松本治 松村春一 三枝秀一 三木好正 森口久三 山口倍三 安田二 生田豐 山口鐵之助 衣笠千歲

藤田秀雄 堀井角治 松本治 松村春一 三枝秀一 三木好正 森口久三 山口倍三 安田二 生田豐 山口鐵之助 衣笠千歲

藤田秀雄 堀井角治 松本治 松村春一 三枝秀一 三木好正 森口久三 山口倍三 安田二 生田豐 山口鐵之助 衣笠千歲

昭和六年

本科第一部 (六八名)

春藤忠夫 高田武夫 高地九郎 鶴田高 南宗一 能登宗一 平野禎次郎 藤田吉雄 前田恭三 美濃義雄 三木博文 森保文 安井隆夫 吉井正雄 文益

錢尾茂 平谷繁 高田敬直 土田貞夫 西垣貞夫 橋本達志 藤本顯 福島正一 前田太三郎 光國光 森崎哲夫 百木末次 矢野健一 吉田昌夫 北畑秀太郎

楚淵義一 田深健 常富策 永富策 西村俊一 林宇三郎 藤井正 高谷敏 宮脇千尋 見田敏雄 森川平三 山崎慶三 山田明二 吳達淳

昭和七年

專攻科 三〇名 (内〇印本校本 科卒業二四名)

今中利兵衛 (元利男) 西田春一 和田一郎 谷口富之進

〇今村至誠 〇波多野正雄 〇酒井敦三 (元大四) 〇田村勉 〇立山有夫 〇竹田讓二 〇中尾豐

中村勇 中山敬彦 山口光雄 高寺健三 (元藤江) 小谷善市 笹倉二郎

安藤作治郎 青木正美 相原俊雄 足立章 相原俊雄 牛丸好美 梅内兼吉 遠藤正美 奥村忠嗣 大江兵一 小笠原長一郎 河野靜士 鎌井正男 河邊令治 岸根恭一

青野武雄 伊藤利雄 上田義美 榎本香門 奥野香門 岡田功 小川佳茂 川西隆藏 石川隆藏 岡本秀一 喜田正巳 國米熊藏

〇中垣定夫 〇山本恒雄 〇山内玲一 〇藤田貞雄 〇足立誠 (元青田) 三宅得之 〇中森清太郎 (元近藤) 〇山中信儀 (元前西) 〇高郷謙二 (元前西) 〇笹倉一雄 〇天野泰善 〇宮崎敏郎

昭和七年

本科第一部 三月(九七名)

日下明雄 古賀輝夫 坂上敏夫 清水右一郎 將積雄二 末吉福次 田中春二 竹村賢造 土江悅夫 中原正夫 中筋義夫 西尾寅一 原野寅雄 藤橋雅秋 藤原虎二 福永進雄 松井富佐一郎 安家勇 柳生常一 渡邊武夫 義積常次郎

日下健二 小林儀一郎 佐藤馨 鹽田芳郎 菅長一郎 菅中一郎 田中政雄 近松政雄 中井武夫 仲井晴紀 西村定造 野中二三 平瀬捷一 藤井輝一 藤賀壽一 古田英男 森本正一 山田勢威一 吉田友三郎 西谷武夫

小谷八郎 近藤賢三 櫻井清治 白井正和 下村鋼三 田中元生 田邊美逸 辻三彦 中島岩治 永井定治 西垣滿夫 服部孝 廣瀬哲 藤原一三 福富廣 牧野博 森崎茂 高見(元山本) 安木五夫 石田明治

昭和七年 本科第二部 (二名)

橋上進治 近藤憲吾

○石塚一雄 ○伊藤俊雄 ○井口隆一
 ○伊藤春藏 岩元盛義 ○細山貞順
 ○太田治郎 ○柏木仲六 ○玉置三男
 ○津田純一 ○中前公雄 ○山中芳雄
 ○上田正 ○浦井鑑三 ○山内勇二
 ○福井功 ○藤原武雄 ○古市幹也
 ○木下潔 ○三浦鹿尾

昭和八年 本科第一部 三月(一三名) 七月(一三名)

朝田正雄 藤原茂 藤田政利
 長谷川留次 前田庄三 後尾直毅
 金子明 山尾敏重 岸本正
 住吉悅太郎 高原信雄 水垣勸
 久保田清 井上一郎 谷本淳
 杉本隆一 井上信一 榎本正
 守本一郎 桑井信治 原田安
 萩田米 廣知雄 森本

江見正庵 竹谷哲郎 藤田璋男 安藤武男 梅田得治 直林定慧 上杉惠造 何谷泰平 高徳正巳 松葉普治 森南一 木村安 西村馨 竹内武雄 衣笠孝雄 後尾克巳 芹生政夫 大西正吉 森本清司 田中武吉 金山吉 西田吉

藤井末廣 富田道廣 田村末廣 山田香道 小橋克治 坂本信弘 田中武弘 島崎剛男 中島一男 藤田恒弘 藤賀見弘 大江武治 金部義平 印部義春 下浦篤郎 桑垣篤郎 足立正美 藤原企義 松尾功 櫻井勤 武岡芳夫 荒木芳太郎 大西武治

大藤保爾 保田金吾 熊田順一 石上良明 大富常雄 藤井千雄 弓削進 中瀬市雄 成清忠一 新田英男 福田克茂 井上茂 横田武 橋本永治 關山彌作 一谷十郎 圓谷穰郎 村田收郎 小堀正 水堀正 出水上 西垣包 原田仁八郎

昭和八年 本科第二部 (三聽生一名)

吉安常雄 小林久雄 平岡武男 字草正一 杉浦美夫 竹本一男 玉置定吉 和住輝治 赤坂武夫 內山康祐 河田貞一 嘉戸實 陰世貞 森澤清一 井上慶久 安藤五百一

長谷川貞一 梶原和正 足立隆左衛門 尾本和男 堀木久雄 伊藤重夫 福岡正二 八木政治 小藤卓馬 井上勘之助 松本政治 能登路定男 廣瀬榮次 中村敏 井上光造 青木正 阿部薫 井上勝治 吉本登 石野眞作 井上治 白井謙 笠井良吾 島野勝純 高橋一正 中川信夫 濱名文正 西田清次郎 高橋一正 西田清次郎 平井恂二

全基關 森田讓

昭和九年

專攻科 一九名(内○印本校本
科卒業一四名)

○井上 貢 島中 宗一 ○西岡 五一
○長文 次郎 岡本 重利 ○岡咲 龜太郎
○和田 鐵雄 ○堤下 宗義 ○永富 策郎
○村上 邦雄 ○宇野 敏美 ○松村 肇
○藤原 勇 ○山口 敬一 ○三木 寅雄
○玉谷 七郎 (元藤井) 森本 淳
(元人見) 森 一好

昭和九年

本科第一部 三月(八一一名)
八月(一一名)

井上 芳太郎 井上 章一 井口 泰二
岩井 勝 井垣 雪春 岩槻 五朗
岩槻 龜吉 池田 正三 井上 定信
萩原 康良 林 震三 春名 美作雄
西馬 憲三 堀江 一良 星野 浩一
栃尾 兼吉 藤堂 晋 戸田 賢司
戸田 宗次 大西 勇 岡田 博
長谷 勝治 岡本 定夫 大西 文一
大野 且造 小野 昌岐 川崎 三治
狩野 末男 加藤 正次 片山 庄治
龜野 積治 金岡 章

昭和九年

(本科第一部
聽講生 二三名)

川口 保郎 依藤 實郎 吉俣 武雄 横山 友信
田中 千代藏 田邊 益雄 高西 菊雄 田中 千代藏
坪田 信久 高西 菊雄 坪田 信久 田中 千代藏
永田 健次 中井 英三 難波 田俊雄 仲野 秀雄
村上 善四郎 室谷 義美 野口 芳雄 難波 田俊雄
安田 善四郎 山下 順次 益田 武雄 松本 芳三
松井 文次 山本 順次 藤本 芳三 藤本 芳三
藤井 利雄 福本 松太郎 後藤 武夫 江本 正巳
小山 輝男 淺田 茂夫 後藤 武夫 江本 正巳
阿本 寅治 佐橋 福五郎 桐山 友義 安藤 正巳
秋本 寅治 佐橋 福五郎 桐山 友義 安藤 正巳
弓岡 正男 宮垣 賢一 皆川 竹三 杉本 茂
水野 末吉 白石 孝之 鹽見 德次郎 北川 雄三郎
森下 京光 陶 關 山好一 杉本 茂 北川 雄三郎
鈴木 健太郎 陶 關 山好一 杉本 茂 北川 雄三郎
衣畑 勝 陶 關 山好一 杉本 茂 北川 雄三郎
井上 清一 善積 廣太 武岡 貞清 西村 貞彌
井上 清一 善積 廣太 武岡 貞清 西村 貞彌
奧野 襄宏 善積 廣太 武岡 貞清 西村 貞彌
獲野 襄宏 善積 廣太 武岡 貞清 西村 貞彌

昭和十年

專攻科 二〇名(内○印本校本
科卒業九名)

今後 優原 宗 ○橋上 進治
長谷川 鐵藏 岡田 旭士 ○梶原 勝
○谷 武一 ○内田 滿 植田 玉治
○前川 正夫 ○松井 富佐一郎 眞水 耕三
○小脇 忠雄 寺本 武司 酒井 鐵男
衣笠 鹿雄 水田 正司 ○光國 光
下田 玄實 ○新戸 正雄

昭和十年

本科第一部 (八四名)

磯野 正吉 井上 正規 石原 喜興

今井 春雄 五十 幡重孝 池田 廣
泉村 源正 花戸 義智 伴政 雄
西垣 晴夫 西村 清一 岡田 宗夫
富田 重明 土江 正二 大坂 光雄
大森 一夫 賀集 圭輔 川部 儀直
岡本 正道 片山 謙一 賀集 圭輔 川部 儀直
角田 武三 高橋 正次 竹村 三治
多田 季雄 瀧村 正夫 竹村 三治
田中 季雄 高橋 正夫 竹村 三治
高田 四郎 高橋 正夫 竹村 三治
津村 秀男 中村 俊郎 牛尾 昇治
南畝 三郎 中村 俊郎 牛尾 昇治
野崎 誠司 中村 俊郎 牛尾 昇治
山田 正雄 矢持 嘉太郎 山田 清男
山本 忠治 山本 正光 山田 清男
山崎 武夫 松田 博 山田 清男
前田 莊重 福田 強 藤岡 浩吉
藤枝 懋美 藤田 亮二 藤岡 浩吉
小島 貫之助 小紫 彌一郎 藤岡 浩吉
安東 寬 秋原 實治 赤松 正三
足立 吉之助 佐々木 源造 岸本 正巳
北風 虎雄 岸本 正巳

來村三良 藤木近司 岡久雄 細見久郎 三宅精一 渡邊正夫
 新井嘉夫 藤下貞三 近藤立 廣田千賀治 八尾英宜 栗津正章
 入江榮一 紙谷市松 河田基信 酒井辰巳 仲隆治 小澤貫雄
 三浦重雄 柏木千代藏 山上正豐 小南勉 仲福隆 西垣實
 渡部正俊 平井文治 阪下三二 岡田利一 浮田惠之 立本通夫
 井上哲郎 堀秀市 石井裕 相原夏男 小谷勘一 大倉潔
 上中博美 淺井重利 石島土雄 津久井弘 藤田芳夫 安田修三
 大塚好寬 泥宅次郎 石塚義次 前田壽夫 橫山澄 松田博允
 鳥田克巳 三宅定展 元榮司 古賀良一 山本士郎 春名保夫
 萩野芳夫 吉田哲司 田村稔 喜田鐵郎 正尾二郎 橫野龍夫
 瀧谷止明 工藤慧 中尾周 池田四郎 戶田敏雄 大西正晴
 岸本眞男 春名利雄 成川辰雄 中庭友太郎 永井憲之 長谷正市
 渡邊赴郎 大筆多一郎 吉岡治一 中庭友太郎 永井憲之 長谷正市
 酒井武雄 小寺英夫 岡治一 中庭友太郎 永井憲之 長谷正市
 山內益男 高部靜一 久保謙 岡山勝治 沼田八郎 清水太郎
 村上隆一 小濱純雄 久保謙 岡山勝治 沼田八郎 清水太郎
 佐川仁一 梅田敏雄 久保謙 岡山勝治 沼田八郎 清水太郎
 有川俊康 梅田敏雄 久保謙 岡山勝治 沼田八郎 清水太郎

中嶋光 森本近司 酒井榮一 平井重一 沖高光 濱田龜千代
 中川正博 糟谷精一 中川謙次 湯口光雄 酒井高光 濱田龜千代
 小寺逸郎 林谷茂 中嶋謙三 岸田正 米倉次夫 伊藤桂一
 中尾茂 清水彌次郎 德田庄三 橫尾鳳文 本岡貞祐 正井文雄
 大西恒二郎 溝端勇 眞淵敏雄 富本俊一 仲武貞三 阪本光博
 村上忠一 奥野清 高瀬伊一郎 宮島康 武貞三 正井文雄
 北井力 前川速雄 大本武夫 富本俊一 仲武貞三 正井文雄
 谷川光次 恒川敏郎 山本晴一郎 宮島康 武貞三 正井文雄
 酒井秀文 松村貞夫 金田喜男 富本俊一 仲武貞三 正井文雄
 島井清 田中隆雄 田邊敬一 富本俊一 仲武貞三 正井文雄
 岡本弘 藤井正巳 杉原孫左衛門 富本俊一 仲武貞三 正井文雄
 藤原大八 吾妻章 杉原孫左衛門 富本俊一 仲武貞三 正井文雄
 ○本科第一部 第三學年
 中島祥介 戶田唯巳 浦野惇一 藤枝勝美 本村薫太郎 高須繁清
 公森敏夫 西尾光雄 山脇孝光 北山和雄 永井忠男 木地繁雄
 荒木健次郎 酒井隆一 山田幸晃 大西實郎 藤井元三 中岡修平
 吉本正巳 寺本春雄 中田禎和 大石正巳 岡田博隆 江川文男
 杉尾一二三 方城勉 稻垣實夫 大石正巳 岡田博隆 江川文男
 松尾治郎 西山午郎 西村健夫 大石正巳 岡田博隆 江川文男
 古池實 眞柴元男 松本定夫 大石正巳 岡田博隆 江川文男
 ○本科第一部 第二學年
 角田幸宣 土居和之 柿原勇二 川元省三 增井春二
 民輪進治 國井秀雄 一 川元省三 增井春二
 黑野耕作 前垣榮一 增井春二 川元省三 增井春二
 中後誠雄 西村長 西村藤十郎 川元省三 增井春二
 植岡光雄 安富守 西村藤十郎 川元省三 增井春二
 藤枝勝美 本村薫太郎 高須繁清 西村藤十郎 增井春二
 北山和雄 永井忠男 木地繁雄 西村藤十郎 增井春二
 岩崎克巳 藤井元三 中岡修平 西村藤十郎 增井春二
 大西實郎 藤井元三 中岡修平 西村藤十郎 增井春二
 宮田種作 岡田博隆 江川文男 西村藤十郎 增井春二
 大石正巳 岡田博隆 江川文男 西村藤十郎 增井春二
 寺谷正勝 藤岡三郎 龜井勝次郎 西村藤十郎 增井春二
 玉本求 藤岡三郎 龜井勝次郎 西村藤十郎 增井春二

武百官を率ゐて天神地祇を齋き奉り以て五箇條の御誓文を宣明遊ばされた。

嗚呼、聖旨深遠是れ正に萬世の皇謨であり、茲に開國進取の國是は定まり、永へにゆるぎなき近代日本の礎は築かれたのである。百般の施政總べて是に則り、庶績咸こゝに熙まると共に文教の興隆、教育文化の發展も亦實にこの照示に基くと拜し奉るものである。

明治五年學制頒布せられ邊陲僻遠の地に至るまで邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめんことを期し、其後銳意教育制度の確立が企てられ爾來茲に六十有餘年を閲する。其の間幾多の變遷推移はあるが、國運の進暢に伴ひ屢々として隆昌に赴いた。

畏くも 明治天皇允に皇德廣運乃ち聖乃ち神常に大御心を教育の振興に用ひさせ給ふ。

明治十二年夏秋の間、天皇親しく諭し給ひ「教學の要は本末を明かにするにあり。本末明かなれば民志定まる。民志定まりて天下安らかなり。之をなすこと幼學より先なるはなし。」と仰せ出された。かくて明治十五年「幼學綱要」を下賜遊ばされ同時に「彝倫道德は教育の主本我朝支那の專崇尙する所、歐米各皆修身の學ありと雖之を本朝に採用するに未だ其の要を得ず、方今學多端本末を誤るもの亦鮮からず、年少就學最當に忠孝を本とし仁義を先にすべし。因て儒臣に命じ此の書を編纂して群下に頒與し、明倫修德の要茲にあるを知らしむ」とのたまはせ給うた。

懿 允に寵命優渥孰れか聖恩の無疆に感泣しない者があらうか。

明治二十二年二月十一日紀元節の佳辰を卜して千古不磨の大典大日本帝國憲法を發布し給ひ、次で翌二十三年

十月三十日を以て教育に關する勅語を渙發遊ばされた。欽しんで當時の歴史を緝くに明治維新以來の急激なる社會的變動は滔々たる西洋文明の流入と相俟つて我が國民の精神生活、物質生活を一大混亂の坩堝に投じ、こゝに新舊兩思想の對蹠的關係に基調をもつあらゆる波瀾洶湧を逞うする思想行道は遂に渾沌として歸趨する所を知らず、眞に人心惟れ危く道心惟れ微にして允に厥の中を執る事の至難な秋であつた。

茲に教育に關する勅語を下賜し給ふや國民は是によつて日本人として如何に生きるべきかの國民的全體存在までの輝かしいまことの道の開顯照示を受け、斯れによつて萬世搖ぎ無き國民道德の規範と國民教育の基準を仰ぎ得たのであつた。

伏して惟みるに 大正天皇叡聖文武にわたらせ給ひ、常に國民教育に御軫念遊ばされ、大正四年十二月十日即位の大禮を終へさせられ、文部大臣高田早苗を宮中に召させ給ひ次の優渥なる御沙汰を賜つた。

皇考夙ニ心ヲ教育ノ事ニ勞セラレ制ヲ定メ令ヲ布キ又勅シテ其ノ大綱ヲ昭ニシタマヘリ朕遺緒ヲ紹述シテ倍其ノ振興ヲ圖ラムトス今ヤ人文日進ノ時ニ方リ教育ノ任ニ在ル者克ク朕カ意ヲ體シ以テ皇考ノ彝訓ヲ對揚セムコトヲ期セヨ

又大正十二年十一月十日には國民精神作興に關する詔書を渙發遊ばされた。

都 聖旨寔に優渥誰か夔夔として齊慄し蹇々匪躬教育報國の至誠を起さないものがあらうか。

伏して惟みるに 今上陛下明德蒼昊に伴しく高仁洽く黔黎に及び、長く有截の化を垂れ茲に無窮の基を盛んに給ふ。

夙に 聖慮を教育の事に軫念あらせられ、昭和六年十月三十日親しく東京高等師範學校六十周年記念式場に行幸あらせられ、左の如き勅語を下し賜つた。

健全ナル國民ノ養成ハ一ニ師長タルモノノ徳化ニ竣ツ事ニ教育ニ從フモノ其レ奮勵努力セヨ

次で昭和九年四月三日帝都に於て全國小學教員代表者を御親閲あらせられ且親しく左の勅語を賜つた。

國民道德ヲ振作シ以テ國運ノ隆昌ヲ致スハ其ノ淵源スル所實ニ小學教育ニ在リ事ニソノ局ニ當ルモノ夙夜奮勵努力セヨ

聖旨優渥洵に恐懼感激の至に勝へない次第である。臣民たる者 聖旨を奉體し、鞠躬盡瘁愈々師道を興し、提撕の任を全うし以て皇暉の發揚を期すべきである。

今や我が國教育の現狀は内地の各種學校の總數約四萬六千餘校に達し、教員約三十四萬人、生徒約千三百四十萬人を數へ生徒數は現住人口の約二割を占め、無學文盲の徒は至つて尠く八・五パーセントを示し教育の普及實に目覺しいものがある。

師範學校の設立に就ては既に早く學制頒布より四月前即ち四月二十二日文部省は正院へ小學教師教導場建立の伺を出し、大に師範學校設立の急務を叫ぶや、五月正院より允許せられ舊昌平營跡に東京師範學校を設けて小學教師の養成を計つた。

蓋し小學校教育の發達は師範學校教育の興隆に俟つこと大なるものがある。文部當局早くこゝに着眼し遂にこの事なるや各府縣も是に倣つて次第に官公立の師範學校を設立し、明治十一年の頃には男子師範學校九〇、女子

師範學校一二を數へたが、其後時運の隆昌と共に師範教育の充實發展を見、今や師範學校一〇二、教員二三八五〇〇人、生徒三六九〇〇〇人の盛況となつた。(昭和十年版日本國勢圖會)

由來文化は自然の發生ではなく人間努力の結晶である。存在が價值化されるためにはそこに價值判斷の徵證が強く要請せられる。たゞ古くからあると云ふだけでは何等の價值的存在にはならない。人間のいとなみが單なる自然的存在ではなく、それが價值的存在であり、意味的存在たるためには、そこに人間精神活動としての意志の生活たる努力が見つめられなければならぬ。そして人間の行爲の中核をなすべき生の具體性としての意志は當に爲すべきことと爲すべからざる事即ち善と惡との規範意識として存するものであるが、かゝる規範意識は人間の存在の仕方が本源的に歴史的社會的存在であるが故に、必然的に社會的全體性との關はり合ひに於て規定せられる。かゝる意味の社會的全體性に根ざす努力が正常に行はれる時文化は進歩發展し、その努力が誤つて行はれるか又は行はれない時は文化は退歩し衰亡する。眞に努むれば榮え、怠れば衰へるのが文化であり、歴史である。

我が國教育文化發展の事實は單に自然法爾的に然るのではない。國民が億兆一心以てひたすら 聖旨に副ひ奉らんとする努力自覺の結果として然るのである。然もその努力は常に其の究極に於て絕對基準としての 聖訓に照示を仰いでゐる事はそこに日本教育文化をして教育文化たらしめてゐる特殊なる基構性が輝いてゐる。

本校創立以來茲に六十有餘年星移り人渝り、其間あらゆる時代の文化精神を胎藏しつゝ時と共に流轉をつゞけ幸にも、聖代の餘澤に因り彌榮えゆく時運に伴ひ一路向上發展して今や本縣國民教育の一大淵藪たらんとしてゐる。

・梁川星巖先生嘗て「今來古往事茫茫。石馬無聲坏土荒」と詠まれたが、こゝに本校沿革史を草せんとして更にこの嘆を深くするものである。然しながら幸に五十周年記念誌を據り所とし、又職員先輩諸賢及び卒業生諸士の嘉言に聽き、驚鈍を竭して秃筆を呵する次第である。

論語に「子曰温故而知新、可_レ以爲師矣」と見えるが、本稿を起す所以も亦こゝに基因するが、大きな地盤としての日本教育の發展と云ふ全體の中に占めるべき定位を見つめ、本校の特殊なる歴史的發展の跡を稽へる事によりやがて將來躍進すべき心のかてを見出したいと欣求するものである。(昭和十一年二月十一日紀元節の佳き日を壽ぎつゝ)

第一章 榮光に煌くことゝも

明治天皇の行幸を仰ぎ奉る。

明治十三年七月二十一日 嗚呼此日や何たる榮光の日ぞ。

車駕御西巡の途京都より神戸に行幸 畏くも母校神戸時代の校舍に臨幸あらせられ、親しく生徒の理化學實驗を叙覽遊ばされ、午前九時二十分 龍顏麗はしく還幸。此日神戸港より御召艦扶桑にて横須賀に向はせ給うた。飲んで宮内省記録を按ずるに左の如く示されてゐる。

七月廿日 晴

(前略)

四時過七條停車場着御直ニ汽車ニ乗御四時二十五分御發聲

六時十分神戸停車場御着直ニ御乗車

六時三十五分神戸御泊行在所外國接待所御着相成候

七月二十一日 晴

七時三十分過 御出聲 兵庫縣廳江着御 縣令御先導便殿江被爲成少時之後正殿へ出御 縣令祝辭已下縣廳

之奏上皇族大臣已下着席了 縣令御誘引廳内各課御巡覽之後於便殿縣令ヨリ縣内事被聞食了御發聲師範學校

江被爲成 縣令校長等御先導 便殿へ入御 少時之後講堂へ出御 皇族大臣已下着席生徒二人舍密之業ヲ供

天覽了 御發聲 裁判所江被爲成 判事御先導便殿江入御 少時之後正殿江出御 皇族已下着席 判事裁判

之事奏上 後各所御通覽 被爲 在判事ヲ召便殿事情被聞食了還御行在所十時三十分

裁判所ヨリ御還幸之御途次湊川神社ヲ過ギ給ヒ湊川堤上ニ鳳輦ヲ止メ給フ事少時ニシテ還御遊バサル

二時四十分過御發聲 税關へ成ラセラレ佐野大藏卿ノ御先導ニテ便殿へ入御 同人ヨリ奏上アリ 了ツテ同

所波止場ヨリ端舟ニ乗御 御召艦扶桑へ移御 四時御發聲艦遊サレタリ

師範學校臨御アラセラレタルニ付校長以下職員及優等生徒へ金一封御下賜遊サレタリ

縣文書

明廿一日午前七時三十分 行在所御出門左ノ箇所へ臨御

第一 縣廳

第二 師範學校

第三 物産陳列場 但御通覽

第四 裁判所

還御掛ヶ湊川神社境内御通過湊川堤上御通覽
右之通被仰出候條此段相違候也

十三年七月廿日

宮内卿 徳 大寺 實 則

兵庫縣令 森岡昌純殿

追テ別紙手續書回附候也

第一 縣廳

略

第二 師範學校

縣令御先導書記官校長教員生徒等ヲ率ヒテ門外ニ奉迎便殿着御 縣令校則及教員生徒簿ヲ上ル尋テ講堂出御
生徒試業宸覽畢テ便殿復御

以下略

猗乎盛んなるかな。是の日や明離昊天を照し彫雲五彩に秀で、六甲の翠巒欣々如として鸞輿を迎へ、茅渚の清水縹々として皇澤を頌へ奉る。

允に懷へば、九五の尊容を咫尺に拜し奉り、剩へ理化學の實驗を天覽に供し奉るの光榮に浴する事、孰か聖恩の無疆に感泣しないものがあらうか。本校の榮譽亦是に過ぎるものはない。

今や創立六十周年記念を迎ふるに當り本校同窓義會茲に發起となり曰若に古を稽へ、昔日の寵榮を想ひ、光榮に伐り、豐碑を建て、事を勅し以て諸を萬古に傳へんとしてゐるが是又愈々鞠躬盡瘁以て聖意の萬一に副ひ奉らんとする微衷に他ならない。

北白川宮能久親王殿下、小松宮彰仁親王殿下の台臨を仰ぐ。

明治二十五年長くもやむごとなき竹の園生の兩宮殿下の台臨を辱うするの光榮に浴した。憾むらくは記録不備のため今その一々を詳しくするを得ない事であるが、小隊教練を御覽に入れた由である。本校の歴史をして益々榮えあらしめ給うた寵恩を懷ひ、茲に刻苦精勵以て是に應へ奉る覺悟を奮起すべきである。

伏見宮貞愛親王殿下の台臨を仰ぐ。

明治三十三年六月十日現校舎の新築落成式を舉行了た。此の日長くも伏見宮貞愛親王殿下台臨あらせられ且つ辱くも左の令旨を賜つた。

令 旨

國家教育ノ基ハ小學ニアリ小學教育ノ源泉ハ師範學校ニ出ツ此校ノ責任ノ重且大ナリト謂ツヘシ
茲ニ新築開校ノ式ヲ舉クルニ當リ諸子倍精勵此重任ヲ完ウスルコトヲ期セヨ

明治三十三年六月十日

陸軍中將大勳位功三級 貞愛親王

於戲何たる光榮ぞ。眇たる地方設立の一學校の開校式にやんごとなき竹の園生の殿下の台臨を辱うし且つ令旨を賜はる。今更に感激の新なるものがある。

この日一同起立敬禮の裡に恭しく令旨を奉戴し奉り、了つて文部大臣樺山資紀代理普通學務局長澤柳政太郎、兵庫縣知事大森鍾一諸氏の祝詞あり、式後親王殿下の台臨を仰いで陸上大運動會を催したのであつた。

第二章 沿革略史

明治七年！ それは我等の心のふるさと、なつかしい母校が誕生した記念すべき年である。悠久六百年の昔、大楠公が殉忠至誠七生報國の聖地神戸！！ これぞ本校の光輝ある前身としての教員傳習所が雄々しくも呱呱の聲を挙げたゆかりの土地である。

年々歳々花相似。歳々々々人不同。星移り人渝り爾來茲に六十有餘年の歲月は流れた。本校の輝かしい歴史を回顧し、今や是を素描にせんとして吾人は是を空間的地理的關聯に於て (一) 神戸時代 (二) 御影時代 とし

て捉へ是が全體的時間的系列を展望したい。

第一節 神戸時代の母校

國民教育の如何は係りて國民精神の興廢にあり、國運隆替の基は實に教學にある。ナトルブが社會の三大機能として政治、經濟、教育の三者を數へ、教育は其の對象が精神なるの故を以て其れ自身に於て自律性を有ち然も其の教育に依つて政治と經濟はそれの基礎根據を得るとしたのは十分肯ける。

明治維新庶政刷新せられるやこゝに深く鑑みる所があり、過去の封建的教育制度を擺脫して近代的國民教育機構の樹立を期し、明治三年二月「大學規則並中小學規則」を公布した。其の學體の項に於て

道ノ體タル物トシテ在ラサルナク時トシテ存セサルナシ其理ハ則綱常其事ハ則政刑學校ハ斯道ヲ講シ實用ヲ天下國家ニ施ス所以ノモノナリ然ハ則孝悌彝倫ノ教治國天下ノ道格物窮理日新ノ學是宜シク窮邀スヘキ所ニシテ内外相兼ネ彼此相資ケ所謂天地ノ公道ニ基キ智識ヲ世界ニ求ムルノ 聖旨ニ副ハンヲ要ス勉メサル可シ

哉

と示してゐるのは是れ實に五箇條の御誓文の 聖旨に従ひ近代國民教育の根本精神を闡明したものである。明治四年七月十四日廢藩置縣が行はれ政治機構の變改が實施せられるや、我が教育制度も統制せられて文部省を設置してこゝに教育行政を總括する事になつた。かくて明治四年十二月二十三日文部省布達を以て學校設置の趣旨を明かにして更にこの精神を徹底させてゐる。明治五年八月二日學制を頒布したのは實に我が國教育制度史上一新紀元を劃したもので其際太政官は次の被仰出書を示して近代國民教育の趣旨と學校教育の精神を宣明してゐる。

人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌にして以て其生を遂るゆゑんものは他なし身を脩め智を開き才藝を長するによるなり而て其身を脩め智を開き才藝を長するは學にあらざれば能はず是れ學校の設あるゆゑんにして日用常行言語書算を初め士官農商百工技藝及び法律政治天文醫療等に至る迄凡人の營むところの事學あらざるはなし。人能く其才のあるところに應じ勉勵して之に従事ししかして後初て生を治め産を興し業を昌にするを得へしされは學問は身を立るの財本ともいふべきものにして人たるもの誰か學はすして可ならんや夫の道路に迷ひ飢餓に陥り家を破り身を喪の徒の如きは畢竟不學よりしてかゝる過ちを生ずるなり從來學校の設ありてより年を歴ること久しといへとも或は其道を得ざるよりして人其方向を誤り學問は士人以上の事とし農工商及び婦女子に至つては之を度外におき學問の何物たるを辨せず又士人以上の稀に學ふものも動もすれば國家の爲にすと唱へ身を立るの基たるを知ずして或は詞章記誦の末に趨り空理虚談の途に陥り其論高尚に似たりといへとも之を身に行ひ事に施すこと能はざるもの少からず是すなはち沿襲の習弊にして文明普ねからず才藝長せずして貧乏破産農家の徒多きゆゑなり是故に人たるものは學はすんはあるへからず之を學ふには宜しく其旨を誤るへからず之に依て今般文部省に於て學制を定め追々教則をも改正し、布告に及ふべきにつき自今以後一般の人民華士族農工商及婦女子必す邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめん事を期す人の父兄たるもの宜しく此意を體認し其愛育の情を厚くし其子弟をして必す學に従事せしめざるへからざるものなり高上の學に至ては其人の才能弟は男女の別なく小學以下に従事せしめざるものは其父兄の越度たるへき事

但從來沿襲の弊學問は士人以上の事とし國家の爲にすと唱ふるを以て學費及其衣食の用に至る迄多く官に依

頼し之を給するに非されは學さる事と思ひ一生を自棄するも少からず是皆惑へるの甚しきものなり自今以後此等の弊を改め一般の人民他事を抛ち自ら奮て必す學に従事せしむべき様心得へき事

右之通被仰出候條地方官ニ依テ邊隅小民ニ至ル迄不洩様便宜解釋ヲ加ヘ精神申論文部省規則ニ隨ヒ學問普及致候様方法ヲ設可施行事

明治五年壬申七月

太 政 官

新に頒布せられた學制は六項から成り、大中小學區之事、學校之事、教員之事、生徒試業之事、海外留學生規則之事、學資之事が規定せられてゐるが、其の大・中・小の三段階を以て學校系統の大きな根幹とし、是に近代諸産業の發達に應じて分化すべき諸種の専門教育機關を配して、こゝに近代學校制に體系化を與へて大きな骨組を形成した事は特に注意せられる。又教員養成機關の大綱、督學機關設置、其他學校經費の民費支辨方策等は爾後に於ける學校制度の發展を方向づけるべき指導原理であると共に又幾多の示唆に富む發見原理でもある。

惟ふに師範教育は國民教育の源泉で其の隆替消長は直ちに國民教育の振興如何に係はり牽いては國運の發展に至大の關係を有つものである。

明治五年四月二十二日文部省は正院へ小學教師教導場建立の伺を提出し其の急務を説き、
今竊ニ之ヲ考フルニ、教育之道ハ其本必ズ小學ニ成ル。而テ小學ノ教ノ能ク完全ナルヲ得ルユエンノモノ、小學教則ノ能ク齊整スルニアリ。小學校則ノ能ク齊整スルユエンノモノ、小學教師ノヨク教則ヲ維持シテ之ヲ教ユルノ正シキヲ得レバナリ。夫レ師ノ生徒ニ於ル、形ト影トノ如シ。形不直ニシテ影直ナランヲ求ム、不可得

各國已ニ師表校ノ設アリ、宜シク先ヅ急ニ師表校ヲ建立ス可シ。
と述べ、次で學制案の成立に際し文部省は更に左院に對し「後來ノ目的ヲ期シ當今着手ノ順序ヲ立ル如左」として九ヶ條を掲げ其中に

- 一、厚クカヲ小學校ニ可用事
- 一、速ニ師表學校ヲ興スヘキ事

と述べ學制に基く學校教育實施の具體的方法の第一は小學校を速に設立すると同時に師表學校を興して師範教育を振興すべき事を説いてゐる事は注目に價する。かくて學制に於て教員養成機關たる師範學校に關する規程を附加し、小學校教員の資格は年齢二十歳以上にして師範學校卒業免狀又は中學卒業免狀を有する者とし、中學校教員は二十五歳以上にして大學免狀を有する者とし、大學校教員は學士の稱號を得た者とした。

明治五年五月正院から免許せられて文部省は舊昌平黌跡に東京師範學校を創立し小學教員養成の機關とした。かくてこゝを中心として小學教則の編成、學級教授方法の練習を行ふ事になり、アメリカ人スコットを招聘してアメリカ式初等教育の様式を傳習した。こゝに於て新しい師範學校の小學教則が編成せられた。

明治五年に全國から募集せられた師範學校生徒は間もなく業了して全國の師範學校又は小學教育傳習所に派遣せられ、東京師範學校に於て修得した方法により地方の小學校教員を指導啓發した。官立の師範學校は明治七年迄に愛知、大阪、廣島、長崎、新潟、宮城の各地方に設立せられ、公立の師範學校又は教員傳習所として師範教育を實施してゐるものが明治八年に八十二校を數へた。

本縣に於てもこの風潮に刺戟せられ五ヶ所の教員傳習所が設置せられてゐたが、其中明治七年大楠公殉節の靈地八部郡神戸元町の地をトして創立せられた教員傳習所は是こそ實に本校の濫觴であつて、母校の榮譽ある歴史の第一頁はこゝより繰りひろげられる。

それらの日の教育方法は如何なるものであつたか、今日史料の缺如により明かにし難いが、蓋し一般師範教育と同じく東京師範學校修了の教師から小學教則とその教授方法を習得し、アメリカに範をとつた是等の近代學校教育法としての學級教授法が傳習せられてゐた事は想像に難くない。

時は移る。間もなく神戸區辨天濱宇治川尻の地に移轉し、次で明治十年一月十九日神戸師範學校と改稱したが爾來本日をも以て本校創立記念日と定めて今日に及んでゐる。此の歳六月を期して姫路・豊岡兩師範學校を本校に併合した。當時の學校組織は修業年限二ヶ年では是を四級に分け、四級生、三級生、二級生、一級生と次第に半年を以て進級し一級生を以て卒業した。

明治十年前後と言へば從來の讀書算の三教科式教則が破られ近代的學科が採用せられ、寺子屋式個別教育法が拋棄せられ學級教授方法が行はれ教育界に激瀾たる意氣と新興の機運が漲つた時代である。

石盤書_レ字_レ拜_二先生_一

單語編語出_二小費_一

粉閣聳_レ空_レ高_レ挂_レ鼓

攀攀晝夜報_レ時聲 (明治八年版大阪新繁昌詩)

とはそれらの日の教育殿堂に對する驚異と憧憬の叫びである。

明治十年二月八日本校は初代校長として山宮竹次先生を迎へた事は本校の濫觴決して水淺きを憂へしめないの

である。先生の博學英才は既に當時定評があり、然も十一代校長として再任せられ専ら提撕の任に當られ、大に師道を興され母校發展の爲に盡瘁せられた偉功は深く我等の肝銘する所である。今左に先生の碑文を示して永久に英風を偲ぶべきよすがとしたい。

文部大臣正四位勳二等 鎌田森吉篆額

明治五年 朝廷頒布學制大興學校大正十一年正滿五十年政府舉行記念式旌表功積山宮竹次君夙盡力于教育而不幸蚤世不得與焉鄉人皆謀欲建石記功來徵文于予乃按狀叙之君家爲越後國西蒲原郡地藏堂町名門考諱半四郎號司笥本間氏君其貳子爲兒時不喜嬉戲稍長好學從鈴木楊軒讀書入村松藩學自彊館未弱冠補藩學句讀師無幾藩廢負笈游東京修英語數學明治五年九月入東京師範學校七年六月卒業會 車駕親臨視學君試小學教授法賞賜書籍及衣帽人咸以爲榮七月補豐岡縣三等訓導尋進二等訓導兼理師範學校事務九年十一月任兵庫縣一等訓導十年二月擢任神戸師範學校校長時年甫二十五蓋爲異數矣無幾調監事十一年 月以師範學校併合以後功績不少之故受賞三月辭職歸鄉任地藏堂小學校訓導兼校長十三年任滿十月解職十五年五月新瀉縣旌表君多年誘掖子弟之功七月復出官於兵庫縣翌年一月再爲神戸師範學校校長尋以病賦閑而二豎已入于膏肓廿年五月廿七日歿于家距生嘉永六年正月晦日享年三十五配若宮氏無子君資性孝順善事父母又最愛鄉黨地藏小學校舊隸于牧花小學校父老希分離獨立君爲之折衝其力終能達其志且籌畫校舍新營二閣年乃竣功君之辭師範學校而爲鄉先生也雖因父老懇請亦非不因君性淡薄于名利可謂有古人之風矣計報一傳遠近無不惋惜鄉人追慕特深此次建石之舉良有以也乃係以銘銘曰

幼而穎悟 長而希賢 學成身榮

德進祿臻 秀而不實 天不假年

齡比顏子 澤垂後人 國家舉禮

追懷更新 乃勒貞石 高風長傳

大正十二年八月

東京帝國大學教授正四位勳二等 文學博士 服部宇之吉撰文

宮内省御歌所寄人 正四位 勳四等 坂正臣書

明治十年二月薩南の風雲急を告げ西南の役起るや、九月本校々舎を以て陸軍運輸局に充てられたにつき、元町の民家を假校舎として校務を執つたが、同年十一月に至り神戸區下山手通の新築校舎に移轉する事になつた。

新校舎の敷地は現今の兵庫縣立第一神戸高等女學校の地點で後に諏訪山を負ひ前に扇港を一眸に收める高爽の地で眞に眺望絶佳然も建築經費總額壹萬千六百廿餘圓（内譯三千圓攝津民費、二千二百圓播磨民費、五百四十二圓播但丹三州民費其他文部省補助金）を投じた堂々たる木造建築で實に五國一區三十三郡の輿望を負へる縣下唯一の師範學校であり、港都の誇るべき一偉觀としての教育殿堂であつた。

建設當時は敷地の東一面は道を隔て、植物園があり、園内には八角形の縣會議事堂が聳え、學校の周圍は寂寥たる田畑で繞らされ、民家が其の間に點在してゐたと云ふ。今日まのあたり大廈軒を並べネオンの光明滅するを見るもの往時を追懷して誰か世の文化の發展に驚かないものがあらうか。

明治十二年九月布告第四十號を以て教育令を定め從來の學制を廢止した。この教育令はアメリカの學校制度を

斟酌し地方の實狀に即し、實際の經驗に徴して立案せられたもので學制以來の學區制を廢し、地方の實際に應じた學校施設を行はせそこに市町村に對して教育上の自由權能を多く附與した。學校の種類も「學校ハ小學校、中學校、大學校、師範學校、專門學校其他各種ノ學校トス」と規定して劃一主義を捨て繁褥を省いて簡易につき地方の事情に應ずる自治的自由性を具へたのは一進歩であつたがその運用に於ては未だ遺憾なきを保し難かつた。かくて明治十三年十二月教育令の改正が議され、師範學校に關しては前には便宜設置すべしとあつたのは必ず設置すべしとなされこゝに原則として教育は再び中央統一主義に復歸したのである。

明治十四年五月文部大臣福岡孝悌は「小學校教則綱領」を府縣へ布達し學科課程を初等、中等、高等の三科とし初等、中等科は各三年、高等科は二年として計八箇年を以て編成した。學科に於ても初等科は修身、讀書、習字、算術、體操をとり中等科はこの他に地理、歴史、圖畫、博物、物理、裁縫、家事經濟が加へられ、高等科は更に化學、生理、幾何、經濟が加へられた。こゝに於て從來の小學校教則は僅かに師範學校を通して教則の近代化が計られてゐた際に於てこの教則綱領が出て小學校は其の學科課程に於て獨自の性質を具へ國民教育機關として愈々重要性を加へるに至つた。かくて師範教育にも必然的に改訂が加へられ明治十四年八月「師範學校教則大綱」を公布し、明治十六年七月には「師範學校通則」を公布して師範學校を統轄する事になつた。教員の資質に就ても「教員タル者ハ常ニ寛厚ノ量ヲ養ヒ中正ノ見ヲ持シ就中政治及宗教上ニ涉リ執拗矯激ノ言語ヲナス等ノコトアルベカラズ」(十四年六月小學校教員心得)と述べて從來の知的修養より徳性の涵養に重點を措いた事は特に注意せられる。

明治十一年夏から秋にかけて 明治天皇は長くも東山北陸東海の各地方を御巡幸遊ばされた。かくて各地の教育の實情を御窺覽あり御還幸後親しく御巡覽遊ばされた師範學校、中學校、小學校に於ける國民教育に關する御感想を侍講元田永孚に命じて筆記せしめられた。是れ實に「教學大旨」である。

教學ノ要仁義忠孝ヲ明カニシテ知識才藝ヲ究メ以テ人道ヲ盡スハ我祖訓國典ノ大旨上下一般ノ教トスル所ナリ

と拜するものは國民教育の本義を照示し給うたもので、

自今以往祖宗ノ訓典ニ基キ專ラ仁義忠孝ヲ明カニシテ人々誠實品行ヲ尙トシ然ル上各科ノ學ハ其才器ニ隨テ益々長進シ道德才藝本末全備シテ大中至正ノ教學天下ニ布滿セシメシハ我邦獨立ノ精神ニ於テ字内ニ耻ル事無カル可シ

と拜し奉るものは、實に 聖旨深遠我が國學校教育の根本精神を顯揚し給うたものである。次で明治十五年十二月「幼學綱要」を頒賜し給ひ、我が國近代學校教育の指針は茲に照示を仰ぐ事を得たのである。

學制頒布以來の學校教育は各人の立身治家のための教育を目的とし個人の解放を教育の主題とした。是に轉換を與へ全體の立場から國家のための教育國體明徴への教育として教育刷新を企圖したのは實に森有禮文部大臣であつた。

明治十八年十二月伊藤内閣が成立するや文部大臣森有禮は銳意教育制度の刷新を圖り國家興隆への學校教育を標榜して是が改革を斷行した。明治二十二年一月に直轄學校長に對して試みた訓示に

抑々政府が文部省を設立して學政の責に任せしめ加之國庫の資力を藉りて諸學校を維持するもの畢竟國家の爲なりとせば學政の目的も亦専ら國家の爲と云ふことに歸せざるへからずとあるは最も端的に其の教育策が窺へる。かくてこの方策によつて文部行政を一新し先づ學校組織の根本的改造を試み、從來我が國教育制度の根幹たる四系統の學校たる大學、師範學校、中學校、小學校に夫々獨立した學校令を公布し、然も各學校制度を全國的に統制した。

師範教育に就ては特に留意し、森文部大臣は師範學校に於ける演説に「普通教育をして益々善良に趣かしめんとする上に於て最注意を要すべきものは府縣立の師範學校と文部省直轄の師範學校となり。此兩師範學校にして其生徒を教養し完全なる結果を得ば、普通教育の事業は既に十分の九を了したりと云ふを得べし。否之を十分成し得たりと云ふも可ならん」と述べてゐるのはその如何に大きな期待をかけて以て師範教育の改善に努力を期したか、窺はれる。

明治十九年四月九日師範學校令が公布せられ、に師範教育に劃期的變革が試みられた。師範學校は是を尋常と高等の二等に分ち、尋常師範學校は各府縣立として經費は地方税を以て支辨し、然も從來數に制限がなかつたのを各府縣一校宛とし府縣の力を一校に集中させた。男女共に修業年限四年で生徒の學資は學校より支辨し生徒の募集及び服務は文部大臣の定める所に従ひ、卒業生は公立小學校長及び教員に任じた。高等師範學校は文部大臣の管轄に屬し東京に一校を設け官立として國庫支辨で、修業年限男子三年、女子四年卒業生は中等教員に任じた。而して師範學校生徒の訓育方面に留意し、寄宿舎に於ける訓練を重視し、毎週六時間の軍隊的訓練と學科課

程を課して大に國家主義精神を鼓吹して師範學校精神を顯揚した事は有名な事實である。

本校も是に伴ひ校名を兵庫縣尋常師範學校と改めた。當時學校教育はこの國家主義的教育に示唆を受け軍隊的硬教育が行はれ、生徒の精神教育並に體育は所謂兵式教練を中心として行はれた。當時の寄宿舎生活は一種の兵營生活で拾箇小團、貳拾箇分團に分れ一箇小團の人員拾六名、一箇分團の人員八名によつて編成せられてゐた。小團長は什長と稱し第四學年生是に任じ、分團長は伍長と稱し、第三學年生が是に當つた。二階建寄宿舎の階下は各室八名宛を收容し、自修室二十室を主とし、外に舍監室、週番室、銃器室、應接室等を一棟として其の階上は全部寢室で、寢臺を並べ、銃架には銃器及び附屬品を整然と列べてあつたと云ふ。(五十周年記念誌山内佐太郎氏稿)その規律節制を重んじ、心身を鍛練し、實踐的意志の啓培に努力し、森文部大臣の意圖した順良、信愛威重の三氣質を涵養し以て忠君愛國の志氣を鼓舞せんとした教育方法が想見せられる。明治廿年十一月森文部大臣來校の節は兵式體操を視察せられ賞讃を得たと云ふ。(五十周年記念誌稻田春治氏稿)

明治十九年五月「尋常師範學校ノ學科及其程度」が定められ、教科書も檢定制度を採用し、十九年には「教科用書檢定條例」が發布され、翌年改正せられて「師範學校小學校及中學校教科用圖書檢定ニ關スル規則」となつて出たが、これ國家教育の見地から教科内容の統一を意圖したものである。明治二十二年二月十一日森文部大臣は不慮に僥れたが、其の立案になる教育策は其の後多少の變改はあつたが其の根本の主義に於て我が國今日の教育制度の根基をなしてゐる。この意味に於て日本教育史上かの學制頒布による全國劃一制の樹立と教育令による教育地方化の試みと共に永く巨幅の光芒を曳くものである。

明治維新以來の急激なる社會的變革と澎湃として寄せる歐米思潮はこゝに我が國經濟機構の變動と相俟つて波瀾洶湧まことに其の歸趨する所を知らず、英國流の功利主義の跳梁、佛國流の自由主義に掉すもの、或は獨逸流の國家主義を標榜するもの、さてはそれらの泰西依存の思想に敢然起つて國粹主義の大旗を振翳すもの等渾沌として國民は其の歸嚮を失ひ、限りなき精神的飢渴に瀕してゐた。教育界また是に伴つて漂蕩し、亡羊の歎を久しうするものがあつた。

明治天皇夙に人心の趨勢に御軫襟を惱ませ給ひ、明治二十二年二月十一日紀元節の佳辰を卜して千古不磨の大典たる大日本帝國憲法を發布して我が滿邦無比の國體の淵源と國民の政治的根據を宣明し給ひ、次で明治二十三年十月三十日教育勅語を渙發して國民の道德的規範と教育的基準を照示し給うた。

教育に關する勅語渙發の由來に就いては文部省の英譯教育勅語に添へた文が最も要領を得てゐる。

維新の初我が 天皇陛下は詔勅を發して廣く知識を世界に求めんことを宣し給ひ、政府は旨を奉じて社會政治等諸般の法度、短を棄て長を採り就中教育に重きを措き、明治五年令を布き廣く教育の方を立て、偏に日新の學術を採用講究するを期したり。此を定むるに當つては廣く歐洲各國の教育制度に就て審査を加へ、小中學師範學校の課目は皆歐洲列國が今日の文明を致したる、有用の學術を採加して務めて實効を期したり。古來我が教育は嘗て宗教と相渉らず、新教育令も總て何等宗教上の臭味を容れず、專人世の綱常倫理を教へたり。是の一事尤も我が教育の特色なり。外國交通の一結果として爾來新思想、新觀念益起り、習慣風俗亦日に新に趨へり新制を主張する者は百事我が舊風を一洗し、一意範を外國に採らんことも主張せしも、之に

反對するものは、舊制を頑守して改新の説總て耳を假さず、乃ち道德上の教に至ても亦或は純然たる倫理の原則を採て教へんことを言ひ、或は儒教、佛教、基督教各見る所に由て之を德育の基礎となさんことを唱ふ。所説紛々として人民適從する所に迷ふ。此に因て小學校教ふる所標準一定を缺き、我文部省一時古賢の嘉言善行を取て徳教の基礎となさんと試みたるも忽ち其の不備を悟れり。識者之を悲しみ考ふれども亦得ず。我が 朝廷勅語を下し給ふ實に此の時に在り。明治二十三年十月三十日我が 天皇陛下は特に時の總理大臣山縣伯文部大臣芳川氏を召して辱くも教育勅語を授け給へり。翌日文部大臣之を全國の各小學校に頒ち添ふるに訓示を以て、教職に在る者をして 聖旨を奉體し慎んで其の重任を盡し又祭式祝日等の日生徒を聚めて之を朗讀し趣旨を訓諭せしめたり。 聖勅光を垂れ燦として明かなり。是に於て人民始て適從する所を知り小學皆德育の基礎均一なるを得たり。此の勅語英譯世間尠からずと雖皆間々原意を失す。亦翻して完全を得るは最も難しとする所なり。舊臘文部省は其の佳なるものを作らんことを欲し、學者を集めて譯文を議定す。此に添ふ所即是なり。學者亦以て全しとなさず、而も此れ從前見る所よりも大に備はれるに庶幾からん乎。因て之を頒て外國我が德育の大本を知らんことを希ふものの便に供す。

明治四十年六月

文 部 省

教育勅語渙發せられて萬般の庶績成こゝに朝宗すると共に、特に我が國近代學校教育はこゝに確立したのである。

かつて森文部大臣によつて諸學校その形態を整へ形式的に國家興隆のための教育として方向づけられてゐた教

育制度はこゝに畫龍點睛せられて教育の根本精神を 聖旨の照示に仰ぎ、眞の日本教育として確立を見たのである。爾後諸種の方法論的教育施設は、こゝに基礎づけられる事によつてのみ、それは輝やかしい意味をもつものとなつた。

明治二十五年七月師範學校學科及其程度が改正せられ修業年限男子四年、女子三年で土地の状況により簡易科豫備科、小學教員講習科、幼稚園保姆講習科を設置し「尋常師範學校簡易科規程」も設けられ修業年限二年四月を以て簡易な師範教育を施し教員の需要に應ぜしめたのは、時代の進運に伴ふべき施設であつた。

日清戦争の結果我が國民的自覺は國民の政治、經濟、文化等あらゆる生活に再認識の機會を與へこれを契機として新しい分野の開拓と發展を強く要請した。

教育に於てもこの國民的自覺に根ざす教育機構の發展を見、明治三十三年八月小學校令の改正行はれ、「小學校令施行規則」が制定せられて、初等教育の完成を略々終了した。師範教育に於ても明治三十年十月「師範教育令」が公布せられ高等師範學校及び女子高等師範學校は東京に各一校を設け、師範學校は各府縣に一校又は數校を設ける事になり、何れも各學校と同じく國家の統一的方策の下に成立したのである。

かく數次の師範教育の改善により本校の教育施設も愈々充實し教育内容の整備と共に近代學校としての組織と體裁を具へるに至つた。

この頃より運動競技方面に於ける聲價は漸次昂り、殊に啓發旗競走を中心とする徒歩部の活躍は本校運動部史を飾るべき豪華版であるが其の詳細は是を本誌中の運動部史に譲る事とする。

第二節 御影時代の母校

時世は移る。新時代にふさはしい有爲の人材を育成し、大に師範教育の振興を期するには校舎の狹隘に過ぎる事が痛感せられ、遂に武庫郡御影町に新校舎を建設せられる事になつた。

由來御影の地は空氣清澄、氣候溫和にして然も風光明媚、朝に六甲の靈峯の精をとり夕べに茅渚の海の粹を汲み雄魂を鍛へ學究にいそむべき好適の地である。

かくて新校舎はこの地に營まれたのである。敷地二萬數千坪、建築費三十萬の巨費を投じて實に威容堂々、赤煉瓦の近世ルネサンス式洋風建築が巍然として甲陽の野に聳立した。これぞ我等の母校御影師範であつた。

明治三十二年七月この新築校舎の落成と共に移轉し、こゝに光榮ある御影時代は展開した。移轉當初は南方は僅かに御影町の人家と離れ、東西北の三方は闊達なる耕地で其間所々に酒造米搗水車小屋がかゝり、高い懸樋が長く水を通じ頗る野趣に富む詩的風景が展望されたとの事であるが、今やこの地は近代文化の中樞と化して當年の面影をとゞめるもの尠く見る者をしてそゞろに今昔の感に堪へざらしめるものがある。

明治三十三年四月兵庫縣第一師範學校と改稱せられ、六月十日新校舎の落成式を舉行した。此の日や長くも伏見宮貞愛親王殿下の台臨を仰ぎ且つ令旨を賜はるの光榮に浴した事は本校の沿革史に燦たる光を放つものである。次で前波仲尾教諭作詞米野鹿之助教諭作曲にかゝる校歌が制定せられ、母校の使命と理想の象徴となつた。これ今も尙無限の力と光をもち常に親しみを以て歌はれる我等の校歌である。

明治三十四年八月、地名を以て校名に冠らせこゝに於て兵庫縣御影師範學校と稱せられるに至つた。

爾後三十有餘年、この間こそ御師六十年の最も光彩陸離たる時代である。

天地自然の靈氣と時の力と人の和によつて研磨せられた御影魂、甲陽魂を中核とする御影師範學校教育精神は、それが根に於て深く強く正しく培はれたのである。

然もこの純美なる校風を樹立し、鞏固なる校基の確立に努力せられたのは實に日露の風雲急を告る明治三十七年一月より大正十年三月迄十九年の久しい間本校の校長として在職せられ其の卓拔深遠なる學識と溫良恭儉高潔なる惇徳を以て英才の薫陶に晝瘁せられた和田豊先生を始め續いて堀卓次郎先生、安井清雄先生等の歴代校長並に明治三十八年から今日に至る迄三十有餘年の長い間其の溫容玉の如き人格と深遠なる學殖をかたむけて孜孜として育英の道に勤しまれた岡田先生始め諸先生の捨身の功績によるもので本校史上燦然と輝く所である。

今やこの最も榮譽ある部分を叙述すべき事となつたが、幸にも本期の發展の跡は本校の至寶岡田先生を煩して兵庫縣御影師範學校三十年の跡と題して玉稿を辱くしたからこゝに贅するを必要をみない。

昭和三年五月十九日より三日間盛大なる創立五十周年記念式を舉行した思ひ出も未だ新たる昭和八年十二月六日 日 文 部 省 告 示 第 三 百 二 十 號 を 以 て 本 校 及 び 姫 路 師 範 學 校 を 昭 和 十 一 年 三 月 三 十 一 日 限 廢 止 し、新に兵庫縣師範學校を設立し、昭和十一年四月一日より開校する旨が公布せられた。

かくて創立六十年の傳統と榮譽ある歴史を有つ我が兵庫縣御影師範學校の巨像は永久に消え去る事になつた。嗚呼御師六十年、憶へば轉た回舊と思慕の情に堪へなす。

こゝに於て母校創立六十周年を記念し、母校の最後を飾る意味に於て昭和十一年三月七日、八日、九日の三日

に互り盛大にして然も歴史的なる記念式並に祝賀式が舉行せられた。

昭和十一年三月八日記念式の當日、此の日や彌生の空寒く白雪霏々として降りしきり、皚々として野も山も地上のもの一切を淨化しつくした。嗚呼何といふ嚴肅、何といふ壯絶、眞に巨像御師の最後を飾るにふさはしい光景を呈した。天の啓示まことに崇高なるものがある。

嗚呼燦々とふりそゞぐ光の下校庭の柳も萌え出た。樟の嫩葉も色映えてゐる。赤き煉瓦の學舎も神さびた。ありし日の御師の威容を偲ぶべきすがとして今こゝに其の映像を深く眼底に刻みつけよう。

第三章 本校沿革年譜

この年譜は創立五十周年記念誌に掲げるものに訂正増補し、且それ以後の本校の變遷推移を知るべき事項を附加したものである。

年次	重 要 事 項	在 校 生 數	卒 業 生 數
明治 一月十九日	○神戸教員傳習所改稱セラレ神戸師範學校トナル		
明治 六 月	○姫路豊岡兩師範學校ヲ本校ニ合併ス		
明治 七 月	○西南戰役勃發セルニ就キ本校校舍ヲ陸軍軍臨時運輸局ニ充當セラ	八八	無シ
神戸師範學校	所在地 八部郡神戸元町		
教員傳習所	所在地 八部郡神戸元町		
自明治七年			
至明治十年			
自明治十年一月			
至明治十九年九月			
神戸師範學校	所在地 神戸市下山通四丁目		

十治明	治明 年五十	年四十治明	年三十治明	治明 年二十	年一十治明	年十
四月	十二月	八月	七月二十一日	九月	四月二十日	十一月
月	月	月	日	月	日	月
○府縣立師範學校生徒募集規則公布ニ依リ次年度ヨリ實施入學年齡二十一歳以上ヲ十八歳以上ニ改ム	○全國小學校ニ幼學綱要ヲ頒チ賜ハリ明倫修徳ノ資トセシメ給フ	○師範學校數則大綱公布 ○中學校併置セラル ○文部卿福岡孝悌小學校員心得ヲ宣明ヘ	○午前八時四十五分 鳳駕ヲ迎ヘ奉リ生徒ノ理化學實驗ヲ觀覽ニ供シ奉ル午前九時二十分龍顏麗ハシク還御アラセ給フ ○內務卿松方正義來校 ○聖上陛下本校御臨幸檢分ノタメ縣令森岡昌純及文部權大書記島田三郎文部卿代理トシテ臨校	○學制廢止教育令施行ニ就キ在學年限一箇年半トナル	○附屬小學校新築落開校 ○新築校舍落成式舉行縣令森岡昌純臨場セラル	○下山手通現兵庫縣立第一神戸女學校ノ地ヲトシテ新校舍建築落成移轉ス ○佛國博覽會ニ生徒二十一名ノ成績品ヲ出品ノタメ文部省ニ送致ス ○寄宿舎竣工ニ就キ始メテ生徒ヲ收容ス
四二	五四	五五	六七	七一	一〇六	
無等師範 一九	初等師範 三三 初等師範 一一	同 四四	同 四〇	同 三七	無等師範 一〇	

年十二治明	年	年九十治明	年八十治明	年七十治明	年六
一月二十六日	次	四月十九日	八月	三月	七月
十一月	重	五月	十一月	十月	三月
月	要	九月二日	十二月	八月	七月
○天皇陛下、皇后陛下神戸御着港ニ就キ東川崎町ニ奉迎ス ○東京帝國大學御履教師エミル、ハウスケネヒト來校 ○文部大臣森有禮臨校	事	○學校令小學校令師範學校令公布ニ依リ本校ヲ兵庫縣尋常師範學校ト改制ス ○尋常師範學校學科程度及生徒募集規則並ニ卒業生服務規則改定ニ依リ在學年限一年延長ス ○始メテ制服制制定セラル	○改正教育令公布 ○文部省御履教師ヘルマン、テヒヤウ來校 ○東校高等師範學校長高嶺秀夫來校 ○森有禮文部大臣ニ任ゼラル	○併置中學校分離ス ○宮内省ヨリ幼學綱要二部下賜セラル ○步兵操典ヲ體操科ニ加フ	○府縣立師範學校通則公布セラル
一四	項	一〇四	一〇二	八八	
無シ	在校生數	中等師範 三三 高等師範 八	中等師範 一八 高等師範 七	初等師範 九 中等師範 二	初等師範 一五
	卒業生數				

兵庫縣尋常師範學校
 至明治十九年九月
 至明治三十三年四月
 所在地 神戸下山手通四丁目

明治三十一年	明治三十二年	明治三十三年	明治三十四年	明治三十五年	明治三十六年	明治三十七年	明治三十八年	明治三十九年
三月	八月	十月	十一月	七月	三月	八月	九月	十月
八日	十一日	三十日	一日	一日	七日	十七日	十七日	二十八日
○天皇陛下 皇后陛下ノ御眞影拜戴式舉行	○尋常師範學校設備準則公布サル	○尋常師範學校(但シ自然消滅)制定	○尋常師範學校卒業生ノ服務年限ヲ改ム	○小學校改正令公布	○教育ニ關スル勅語漢發セラル	○教育ニ關スル勅語贈本下賜セラル	○小學校教則大綱ヲ改正シ各教科ノ程度及ビ要旨ヲ新ニス	○尋常師範學校學科程度、生徒募集規則、卒業生服務規則、設備準則、簡易科規程、教員免許規則改正公布
一七八	一二〇	一二〇	一二〇	一三五	一四八	一六三	一六二	一八一
尋常師範	同	同	同	同	同	同	同	同
一八	二九	二八	一八	二七	一九	三一	三八	四六

明治三十三年	明治三十四年	明治三十五年	明治三十六年	明治三十七年	明治三十八年	明治三十九年
十月	四月	六月	八月	七月	四月	七月
十二日	三日	十日	三日	三日	三日	三日
○勅令ヲ以テ師範教育令公布セラレ尋常師範學校ヲ改メテ師範學校ト稱セシム	○師範學校生徒定員規定公布	○小學校及師範學校男女區別教育方訓令交付	○啓發旗第一回受領(賀陽宮殿下御親受アラセラル)	○御影町現校舎新築落成移轉	○兵庫縣第一師範學校ト改稱ス	○啓發旗第二回受領
一七一	一八九	三三五	三八六	二七五	三九〇	三三五
尋常師範	同	第一師範學科	同	第一師範學科	第一師範學部	第一師範學部
二九	三三	二七	四一	四一	五一	五一

正八年	正七年	正六年	正五年	正四年	正三年	正二年	正元年	明治四年	明治三年
五月二十八日	三月九日	一月	二月十日	三月十一日	五月	九月	九月	十月	不詳
○世界大戰講和條約調印	○寄宿舎東寮(一)現東寮(三)燒失 ○附屬小學校々舎一棟暴風ノタメ倒壊	○公立學校職員制公布	○皇后陛下ノ御眞影奉戴式舉行 ○皇太子殿下ノ御眞影奉戴式舉行	○御即位大禮奉祝遊拜式舉行	○昭憲皇太后御大葬遊拜式舉行	○師範學校入學追加規程公布	○明治天皇御大葬遊拜式舉行	○日英博覽會ニ生徒成績品出品 ○日英博覽會金牌並褒狀受領 ○普通教育ニ關スル御沙汰書下賜	○日英博覽會ニ生徒成績品出品
同 三六四	同 三六六 同 三一	同 三八六 同 三四	同 三八六 同 三四	一部 三八八 二部 三六	三九七	三八七	三九二	三九八	
同	同	同	一部 二部	同	同	同	同	同	
二七七	三九二 三〇	三九五 三四	三九〇 三四	九三	八三	九六	九九	八八	

明治十四年	明治二十二年	明治二十四年	明治二十六年	明治二十八年	明治三十年	明治三十二年	明治三十四年
五月	二月十一日	二月十日	二月十日	二月十日	二月十日	二月十日	二月十日
○師範學校教授要目公布セラル	○伊藤博文公國葬ニツキ舉式	○寄宿舎新築落成	○啓發旗第九回受領	○戊申詔書換發	○寄宿舎再建築着工	○六週間現役兵條令公布セラル	○前寄宿舎全焼(啓發旗燒失ス)
三九三	三九七	三八六	三六六	三五二	三一四	三〇四	三四五
同	同	師範科 第一部	同	同	同	同	同
八八	七七	七五	七一	四二	六九	一〇九	一二七

昭和五年	昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和元年
四月二十三日 四月二十一日 十月二十六日	二月十八日 四月一日 六月五日 六月七日	五月二十日 五月二十一日 十月十九日 十月二十日	一月 五月十九日	四月
○高松宮殿下御宿泊ニツキ奉迎提燈行列ニ参加ス ○高松宮殿下御通過ニツキ職員生徒一同本校北側國道ニ整列奉送ス ○大阪灣ニ於テ大觀禮式舉行セラル、ニツキ拜觀ス	○天皇陛下神戶行幸ニツキ職員生徒一同奉迎 ○本校ニ兵庫縣立御影中學講習所併置開所セラル ○天皇陛下ノ御親臨ヲ仰グタメ校長以下生徒百九十名大阪城東練兵場ニ參列 ○兵庫縣告示第七十四號ニヨリ本校ニ兵庫縣立御影夜間中學講習所ヲ設置シ四月一日ヨリ開所ノ件公布セラル	○天皇陛下、皇后陛下ノ御眞影拜戴ニツキ奉迎舉式 ○優勝旗ヲ國旗展覽會ニ出品 ○本日ヨリ三日間創立五十周年記念式典ヲ舉行ス 第一日記念講演及ビ追弔會 ○第二日記念式及ビ祝賀會 ○第三日運動會及ビ音樂會	○大正天皇御大葬送拜式舉行	○專攻科設置 創立五十周年ヲ迎フ
一部 五三二 二部 六六一	一部 七〇 二部 七〇 專攻科 五九	一部 五九五 員外生 一 二部 八〇 專攻科 五七	同 五八四 專攻科 五七〇	二部 八〇 專攻科 五七
一部 一一五 二部 六六	一部 九七 二部 六九 專攻科 五八	一部 一一一 二部 八一 專攻科 五六	二部 七八九 專攻科 二七九	同 六九七

昭和	大正四年	大正三年	大正二年	大正一年	大正十年	大正九年
一月	四月 九月	四月 五月	四月 十一月	二月 十月 十一月	九月	十一月
○師範學校規定改正公布	○師範學校改正規程並ニ改正教授要目公布五年制度トナリ豫科廢止セラル ○六甲村徳井ニ農園移轉開設	○卒業生ノ第一回初等教育研究會開催爾後昭和二年マデ五回ニ亙リ開催ス ○甲陽寮開設 ○豫備科設置	○國民精神作興ニ關スル詔勅下賜セラル	○右記念普通教育圖書展覽會開催 ○學制頒布五十年記念式舉行 ○山縣有朋公國葬舉式 ○教化展覽會開催(三日間)	○皇太子殿下歐洲御巡遊御歸朝奉祝式舉行	○明治神宮鎮座祭送拜式舉行 ○義勇旗(啓發旗ニ代ル)受領(現在第四回受領保持)
一部 五六七	一部 五五八 二部 六八	一部 六二 二部 六三 豫備科 六七	同 六八	同 三三〇 三三〇	同 三七一 三四一	同 二七七 三七七
	同	同	同	同	同	同
	六九六	六七八	三七二	三八二	二七六	三八七

年	年六和昭	年七和昭	年八和昭	年九和昭
十一月十三日	一月十二日 一月十五日	六月二十七日	七月四日 十一月五日 十一月十六日 十二月六日	四月八日 六月五日 八月十五日
○天皇陛下岡山ノ大演習御統監ノタメ御通過ニツキ職員生徒一同佳吉驛附近ニテ奉迎ス	○師範學校規程改正四月一日ヨリ施行ノ旨公布セラル ○彙ニ御貸下ノ天皇陛下 皇后陛下ノ御眞影ヲ奉還ス	○兵庫縣告示第五百九十五號ヲ以テ本校ニ併置セル兵庫縣立御影夜間中學講習所ヲ兵庫縣立御影夜間中學ト改稱ス	○文部省告示第二百五十六號ヲ以テ本校ニ兵庫縣立御影夜間中學ヲ設置シ同年五月ヨリ開校ノ件ヲ認可セラル ○大阪住ノ江運動場ニ於テ第一回近畿師範學校聯合競技會開催ニツキ参加ス ○本日ヨリ三日間郷土研究展覽會開催 ○文部省告示第三百二十三號ヲ以テ本校及ビ姫路師範學校ヲ昭和十一年三月十一日限廢止シ兵庫縣師範學校ヲ武庫郡住吉村ニ設置シ昭和十一年四月一日ヨリ開校ノ旨公布セラル	○本學年度ヨリ本科第一部生ヲ本校寄宿舎ニ收容シ本科第二部生ヲ甲陽寮ニ收容ス ○東郷元帥國葬ニツキ遙拜式舉行 ○本校ニ兵庫縣立國民精神文化研究所開設セラル、白根知事閣下開所式臨場
員外生二 專攻科五九	一部 員外生一 專攻科三二	一部 員外生六〇 專攻科七〇	一部 四〇八 員外生七四 專攻科二〇	一部 二部三六 專攻科二〇
專攻科 五九	一部 二部 專攻科 九八	一部 員外生 專攻科 一一三	一部 二部 員外生 專攻科 八二	一部 二部 專攻科 八五

年	年十和昭	年十一和昭
三月十一日 四月二十三日 七月一日 十一月三日	三月七日 三月八日 三月九日 三月二十四日 三月三十一日 三月三十一日	三月十一日 三月八日 三月九日 三月二十四日 三月三十一日 三月三十一日
○日露戰役三十周年記念ニツキ教官藤原中佐ノ記念講話アリ ○滿洲國皇帝陛下ヲ神戸港ニ奉送ス ○第二回精神文化研究所講習會開催 ○明治神宮競技大會へ本校庭球部選手出場優勝ス ○本日ヨリ三日間創立六十周年記念祝典舉行第一日慰靈祭及ビ音樂會	○記念第二日記念式及ビ祝賀宴 ○記念第三日 明治天皇御臨幸記念碑除幕式及ビ學友會祝賀會 ○第三十七回卒業式舉行 ○文部省告示第三百一十三號ヲ以テ廢止セラル ○安井清雄校長大阪府天王寺師範學校長ニ轉任セラル	○記念第二日記念式及ビ祝賀宴 ○記念第三日 明治天皇御臨幸記念碑除幕式及ビ學友會祝賀會 ○第三十七回卒業式舉行 ○文部省告示第三百一十三號ヲ以テ廢止セラル ○安井清雄校長大阪府天王寺師範學校長ニ轉任セラル
一部 三〇三 員外生七一 專攻科二〇	一部 二部 員外生 專攻科 九二	一部 二部 員外生 專攻科 三五
專攻科 二〇	一部 二部 專攻科 二〇	一部 二部 專攻科 二〇

結 尾

方今内外の時局極めて重大にして皇國の前途また多端を加へてゐる。形而下的にも形而上的にも世界的大波瀾の冒湧中に掀翻せられながら然もよく勇往邁進し、見事にこの非常時を乗り切り、大に皇道を宣揚し以て眞にこの日本晴の初夏の空、薰風ほのかに青葉を吹く明朗たる新日本を建設すべき時は迫つてゐる。この時に當り社會の木鐸を以て任じ、職を教育に奉ずるもの宜しく、聖旨を奉體し、蹇々匪躬以て天壤無窮の皇運を扶翼し奉らん事は期すべきである。

遮莫兵庫縣御影師範學校の名は既に消え去つたのである。論語に言ふ。子曰殷因於夏禮。所損益可レ知也。周因於殷禮。所損益可レ知也。其或繼周者。雖百世可レ知也。と。
吾人はこゝに兵庫縣御影師範學校の古き歴史と榮譽ある過去に滿腔の敬意を表すると共に、今や新らしく生れた兵庫縣師範學校の前途に祝福の祈りを捧げて筆を擱く。

母校教育の片影

一、歴代附屬小學校主事

氏名	職名	就職年月日	退職年月日
柴垣則義	教諭兼主事	明治二十九年四月四日	明治三十一年四月三十日
伊賀駒吉郎	同	明治三十三年七月二十日	明治三十六年四月二十八日
末廣菊次郎	同	明治三十六年五月十四日	明治三十九年七月十二日
中野明一郎	同	明治三十九年(月日不明)	大正五年五月十七日
曾我豊吉	同	大正五年五月十七日	大正十二年七月二十一日
三浦喜雄	同	大正十二年十一月三日	昭和八年七月三十一日
難波磊二	同	昭和八年八月十日	

二、附屬小學校略曆

一、明治十年一月十九日 本校を創立す。是より先明治七年攝津國八部郡神戸元町に傳習所を設けて、現に小學

校教員の職にあるものに豫科を傳習し、又他日小學校教員たらしめるものに學力檢定をなし、共に傳習せしが是に至りて本所を神戸師範學校と改稱す。

一、明治十年七月 元姫路師範學校二十八名、元豊岡師範學校生徒十八名、本校に轉校し兩校の教員も亦本校に轉勤す。

二、明治十一年三月 本校並に附屬小學校規則を改定せられ、本校生徒定員百二十名となる。

一、明治十一年四月 附屬小學校工事落成し初めて開校す。

兒童六十三名中募集に應じたる者僅に二十六名、他は市内小學校に照會して轉校せしめたり。

二、明治十三年一月二十一日 車駕西巡に際し 天皇陛下本校に臨御あらせられ、生徒の理化學實體の觀覽を賜ふ。

一、明治十三年十月 本校規則を改正せられ生徒の修業年限一ヶ年六月となる。

一、明治十三年十二月 本校内に模範公立中學校を開校す。

一、明治十九年九月二日 本校を兵庫縣尋常師範學校と改稱す。

一、明治二十一年十二月 始めて附屬小學校兒童に唱歌を課す。

同年同月 本校規程並に附屬小學校規程を改正せらる。

一、明治二十一年三月十二日 兩陛下の御眞影を拜戴す。

一、明治二十一年四月 神戸商業學校敷地跡一千餘坪と同建物全部を本校に引繼ぎ、附屬小學校分教場に充當す

一、明治二十四年一月 教育に關する勅語謄本を下附せらる。

一、明治二十五年五月 附屬小學校に新設したる單級學級兒童の授業を始む。

一、明治三十一年二月 訓令第百十三號を以て學校長教員の制服を改正し書記にも適用せらる。

一、明治三十一年四月一日 本校を兵庫縣師範學校と改稱せらる。

一、明治三十二年三月 附屬小學校兒童名簿を神戸市役所に引繼ぐ。而して御影町立小學校及び御影町外八ヶ村學校組合立菟原高等小學校兒童、建物及び其の備品を引繼ぎ新に附屬小學校を起し尋常科は御影小學校、高等科は菟原小學校々舎に收容し同年三月十一日より授業開始す。

一、明治三十二年四月五日 附屬小學校備品其の他物品を改築の校舎に輸送す。

一、明治三十二年四月七日 舊附屬小學校々舎を兵庫縣に引繼ぐ。

一、明治三十二年四月十一日 改築校舎に於て附屬小學校の授業を開始す。尙校舎不足なるを以て御影尋常小學校を借用し尋常科の兒童を之に置く。

一、明治三十二年五月 附屬小學校々舎建築工事並に移轉工事落成に付き本校に引繼がる。

一、明治三十二年七月十五日 本校舊校舎より新校舎に備品其の他の輸送を始む。

一、明治三十二年七月二十一日 武庫郡御影町の地所二萬七百餘坪（元菟原小學校敷地一千二百餘坪を含む）を本校々地として建物一千七百餘坪を本校々舎として引繼がる。これ本校改築三ヶ年繼續工事第一期の事業に屬するものなり。

- 一、明治三十二年七月二十六日 本校の教授及事務を新校舎に開始す。
- 一、明治三十三年三月 兵庫縣令第二十六號を以つて附屬小學校規程を改正し尋常科兒童を八學級に高等科兒童を十學級に編成し卒業證書の書式等を規定せらる。
- 一、明治三十三年四月一日 兵庫縣第一師範學校附屬小學校と改稱せらる。
- 一、明治三十四年三月 兵庫縣令第二十五號を以つて附屬小學校授業料規則第一條を改正し尋常科の授業料を廢止せらる。
- 一、明治三十四年三月 舊菟原高等小學校舎に連續して二階建校舎二棟を増築し、同四月一日より尋常科兒童全部を新築校に移し以て附屬小學校を完成せり。
- 一、明治三十四年八月 御影師範學校附屬小學校と改稱す。
- 一、明治三十七年三月 兵庫縣令第二十號を以て兵庫縣師範學校附屬小學校規定を改正し其の教科目を變更せらる。
- 一、同年同月 本校附屬小學校教科目に於て本縣師範學校附屬小學校規定第二條本文の外に圖畫、唱歌、手工、裁縫の四科目及び第三條本文の外に英語、手工の二科目を加設す。
- 一、明治四十年四月十七日 師範學校規定改正發表せらる。
- 一、同年十二月十六日 火災あり。炊事場、浴室外寄宿舎全部は類焼したれば一時假に學級の併合等を行ひ教室講堂等に急工事を施し生徒全體をこゝに收容せり。

- 一、明治四十二年二月二十日 再建築竣工し新築寄宿舎に入れり。
- 一、大正七年九月二十四日 秋期皇靈祭當地方に稀有の暴風雨襲來し爲めに二階建北側校舎一棟倒壊南側校舎傾斜せしをもつて一時教授上に不便ありしも、同八年十二月全部復舊す。
- 一、昭和三年五月十九日 本校五十周年式典を擧ぐるに際し校舎を裝飾し運動會に参加す。
- 一、昭和三年六月二十一、二日公開教授を行ふ。
- 一、昭和三年十二月十三日 御大典跡拜觀の爲尋常三年以上兒童教員父兄有志京都に旅行す。
- 一、昭和四年六月七日 天皇陛下を神戸市に奉迎、主事縣立高等女學校に於て列立拜謁、本校兒童手工製作品天覽を給ふ。
- 一、同六月十九、二十日 公開教授を行ふ。
- 一、昭和四年十一月二十二日 秩父宮殿下國道御通過を奉送迎し奉る。
- 一、昭和五年三月二、三日 縣主催學級經營研究會を當校に開催。
- 一、昭和五年四月二十四日 高松宮同妃殿下國道御通過を奉迎す。
- 一、昭和五年六月十八、九日 公開教授を行ふ。
- 一、昭和五年十月二十六日 觀兵式拜觀す。
- 一、昭和五年十月三十日 教育勅語下賜四十週年記念式。
- 一、昭和五年十一月十三日より三日間 縣主催初等教育研究會を當校に開催。

- 一、同十一月十三日 岡山に於ける陸軍特別大演習に行幸の 聖上を住吉驛に奉送迎す。
- 一、昭和六年五月三十日 高山石英燈の設備完成せり。
- 一、同六月二十三日、二十四日 公開教授を行ふ。
- 一、同七月十二日 総合運動機械設備完成せり。
- 一、昭和七年六月廿四日、五日 公開教授を行ふ。
- 一、昭和八年六月二十二、三日 公開教授を行ふ。
- 一、昭和八年九月九日 學校食事調理室工事竣成廿一日より學校食事を開始す。
- 一、同十一月十六、七、八三日間 本校に於て第十二回兵庫縣初等教育研究會開催さる。
- 一、同十二月二十九日 皇太子殿下御降誕奉祝のため遙拜式を行ひ、職員兒童一同旗行列をなし、弓弦羽神社に参拜す。
- 一、昭和九年二月廿三日 皇太子殿下御降誕奉祝式を行ふ。
- 一、昭和九年四月三日 全國小學校々長宮城前に於て御親閲の爲難波主事上京す。
- 一、同二十二、三日 公開教授を行ふ。
- 一、昭和十年五月二十五日 (楠公六百年祭)本居長豫氏演奏會を催し父兄を招待す。
- 一、同六月二十八、九兩日 公開教授を行ふ。
- 一、昭和十一年三月七、八、九三日間 本校創立六十周年記念祝賀會を行ふに際し記念音樂會に参加す。

三、研究事項

(一) 一、二學年に於ける総合教授

総合教授は、大正十三年四月三浦主事時代に始まる。由來今日に至れるもので、其間研究に研究を重ねたことは言ふまでもない。

實施して居る総合教授は全然兒童からの教育の方法的表現として行つてゐるものでなく、低學年兒童の精神發達は、より具體的全一的總合的であり、且つ世界は常に關聯ある有機的全體として我々に迫るもので、かゝる全體的な姿を分割せずに、其のまゝ兒童に働きかけさせる事が、より合自然の道であるといふ立前から、従來行はれてゐる低學年教育の様に、全然教科本位に、然かも教科の交代を時計を以て計る様な機械的な窮屈な道を取らずに、教科の獨自性は認め主張するが、其の教科の限界を狭くせず、自然的有機的な關聯をはかり、兒童の發動的活動の過程に於て、自然に各分科の學習が出来るやうにしたいといふ考のもとに行つてゐるのである。

それ故兒童の具體的直接的な生活事實や事物、現象を作業題目とし、之を全き世界として、各方面より働きかける時、其の作用面によつて各分科が生ずると考へ、其の各分科の自然的有機的な結合發展を圖り、凡ゆる方面を陶冶して價値の實現を圖らうとするところに、全き人への教育を目指してゐると言へる。

而して各題目の發展過程は、作戲的であり、關聯的循環的であり、更に家庭的社會的な形態に於て行はれる。特に作戲は學習の移り行を自然的ならしめ、之を發動的ならしめんとして試み來つた結果として到達したもので其の性質上遊戯と作業の中間に位し目的に到達せんとする活動であるが、而も其の遂行は自然的であり、愉快である。そして構成本能の表現たる工作活動と、模倣衝動の表現たる表現的行動の二を學習活動の中に導入し、材料を自然科學的に處理せんとする場合主として、工作活動に發展し、其の作業の過程に於ける兒童の言語的表現、思考活動の表出の機会を以て智識的に整理し、言語的表現の正確と美的表現にまで導き、數的思考、技術の練習に展開する事とする。又材料を物語の如き方向に於て處理する場合に於ては、或はかゝる場面を兒童の共同動作として創作するの地位に導いて、其の創作的活動を助成し、或は物語られた話を實演することによつて、了解の世界に入り、其の過程に於て言語技術方面の機会を得、其の間或は自然科學的な方面なり、實際生活の方面にも展開を圖る。

教師の助成は材料と兒童の精神の流れと關聯する時、材料の法則に依らしめんとする所に指導の地を置く。而して教科の本質上、書方、體操は獨立して取扱ひ、時間は時計を以て或内容の作業を切る事をしない。材料の方向への展開が一段落を告げた時、兒童の心身が疲勞したと見る時、教師は適宜休憩時間とする事にし、各方面の取扱の時間は、其の總和に於て、第四號表と一致せしめんとして合法的範圍に於ける實施とせんとしてゐる。
(詳細は總合教授の實際研究にあり)

(三) 公 民 教 育

一、公民教育に於ける公民の意義

公民教育の基礎概念としての公民は市町村制に規定する如き法規上の公民の意ではない。全國民に公民的教養をなさんとする公民教育に於ける公民とは、自己の屬する國家社會生活の理解と、之が完成の爲にその成員と共に、常に積極的に協同、奉仕をなす人を言ふ。以上によつてみるに、公民とは、國家社會公共人としての人を指すのであるが故に、日本的公民を目標とせなければならぬ。

二、所謂公民教育の意義

公民教育とは以上の如き公民を目標に、我が國家的立場より、國民をして國家社會完成の爲に、政治、經濟、社會生活に關する知徳を養ひ國家社會に奉仕せしむる精神を涵養する教育である。

三、小學校に於ける公民教育の意義

小學校教育は基礎教育であるが故に、公民教育を實施するにも、常に此の點に重きを置く必要がある。然るに多くは、徒らに高きを望み、政治經濟社會的陶冶なりとする傾向が著しい。これ實施を不可能ならしむるのみならず、其の趣旨を誤るものといふべきである。故に、小學校に於ける公民教育は、兒童の精神發達の過程よりして、國家社會に奉仕せしむる精神を養ふ爲に、兒童をして國家社會公共生活態度の素地を涵養する教育である。

四、公民教育の目的

兒童の心身發達に應じ、日常、意識的或は無意識的に行ひつゝある公民的生活は勿論、將來政治經濟社會生活をも完全に行ひ得る國家社會公共生活態度の基礎的陶冶を目的とする。

五、公民教育の根本方針

- 公民科として特設せず學校教育全般に亘つて行ふ。
- 公民的訓練に重點を置き、學校をして國家社會公共生活態度の修練場たらしめ、諸教科の公民的教材は之を密接に關聯せしめる。
- 學校學級の經營には、公民的生活を一基礎とし、凡ゆる施設は公共生活を主とした立場から運營する。
- 兒童の社會性の發達に留意し、郷土の實情に即するやう考慮する。
- 高等小學校に於ては、社會生活の有機的關係の理解に努め、且知的方面をも考慮し、全般の組織化系統化を圖る。

(三) 自治及自治組織

兒童の自治は兒童が自身及び自己の所屬する學級の學校全體に於ける立場を意識し、學校兒童としての自己及び學級の行動を意識しつゝ自律的に行ふことである。即ち心理的には社會感の下に自己の行動を自らが規正して行くことで、倫理的には人格的な行動をなさんとする態度で、これが全體に及ぼす影響が投射する所から責任を自覺し、又他の立場を尊重して之を犯さないやうに行動を實踐して行くのである。

この自治を學級、學校で修練する機關として自治組織があり、これが實踐力を修養する機構として重要性を持つて来る。その理想とする所は學校、學級の自治が生活の中に圓滿に正しい姿で實踐されて行くことで、學校に於て週番訓導と共にある兒童週番(尋六の男女、高等科の男女)があり、學級に於ては級長、教員係、用度係、運動係、食事係等がそれである。然して兒童は各々その職分をより正しく、より完全に遂行することに依つて相互的、共同的に自治が行はれ發展して行くのである。

(四) 郷土教育

郷土の意義如何並びに郷土の存在個所如何に就ては、郷土とは「兒童の直觀に親昵せる範域」なりと解し、其の意味する郷土は意識の裡に存在すると思惟する。かゝる立場から私達は郷土意識の發展を回想し、そして兒童のもつ郷土意識を發展的類型的に考究することから、意識發展裡に必然的に本具する内容は、郷土教育の素材及び方法様式等の具體性を暗示してくれると考へる。

叙上の意味から本校に於ける郷土教育の意義を考へるに、一は郷土を以てする教育で、一は郷土にまでの教育となる。前者は兒童を教養する陶冶材料は之を郷土に求めるやう留意せんとする方法上の立場であり、後者は郷土を體驗させ理解することから郷土愛を啓培し、郷土愛は即ち愛國心と質を同じうするものであり、隨つて之を涵養せんとする目的觀の立場から郷土を對象とした教育をしてゐる。

最近に於て高唱される郷土教育の主張は、今日の教育の改良を企圖する一主張であり、眞の教育を實現せん爲

の缺くべからざる一の契機として郷土に立つべきことを希求するのであつて、一面から見れば國民教育の具體化である。故に勞作教育其他教育改造の一切の原理は郷土教育の主張と對立し背反するものではなく、互に相包攝し、具體的には同時に成立し得るものでなければならぬ。所謂郷土教育の全野を見つめ、其の機能を以て全教育機能に藏替へせんとするやうな淺見を我々は極力警戒する。

(五) 鑑賞教育

圖畫・手工・唱歌・綴方等の藝術的教科には創作と共に鑑賞の方面があり、體操の如きにもこの一半面が存する。而して鑑賞には優れたる作品を示す場合と、製作以前の世界の見方の二方面がある。優れたる作品を示す場合は作品其の物の直觀により、兒童の精神生活を高き世界に導き、感情を高雅ならしめ、創作への契機を得るの方面と、其の技巧に着目し、作家が如何にして目的に應じ、材料の性質に應じて自己の自然的力を精神を以て支配統御したるかを鑑賞するに依つて自然と精神の結合方面を開拓せんとする方面及び作業の創作體驗を追體驗し豊富なる精神界に接觸し、作家の生活型に於て捉へ以て自己の内界を高め、豊かにすると共に美術史に關する識見を開發せんとするの三方面が存する。製作以前の世界は主として形式感の陶冶の方面で日常の生活にも高雅なる排列、調和せる世界ある事を體驗の間に指示せんと欲する努力で、主として圖畫・手工・綴方に於て努力すべき方面であり、單なるレコードを以てする鑑賞以上に一步を踏み出づべき世界である。主として精神方面を切拓いた我等は今技巧の方面に多く着目してゐる。

圖畫鑑賞材料の排列

尋常科 第一、二學年

總合科題目により作品を中心とする。

尋常科 第三、四學年

デューラー。レオナルド・ダヴィンチ。クールベ。レムブランド。ラファエル。ミレー。セガントイ。ニアンリー・ルソー。セザンヌ。圓山應舉。渡邊華山。葛飾北齋。土佐光信。曾我蛇足。鳥羽僧正。と其の作品。

尋常科 第五、六學年

ミケランゼロ。コロロー。ノアール。ゴッホ。ボツチチエリ。シャヴァンヌ。ターナー。マネー。モネー。テイチアー。ベツクリン。雪舟。狩野元信。土佐光起。池大雅。狩野探幽。尾形光琳。安藤廣重。橋本雅邦と其の作品。

高等科

マティス。ピカソ。ゴーガン。歌麿。蕪村。狩野芳崖。横山大觀。と其の作品。東西美術史の概要を説く。

唱歌鑑賞材料の排列

尋常科 第一學年

君が代(齊唱) 軍艦行進曲 敷島艦行進曲 觀兵式行進曲 子守唄(日本民謡)

時計屋の店 小鳥屋の店 森のかちや 密林の狩獵 一月一日

尋常科 第二學年

尋一材料取扱の外に

君が代(器樂) 子供の歌の行進曲 操人形の御嫁入の行列 金婚式 子守唄(シューベルト)
森の水車 急行列車 ドナウ河の漣 ウイリアムテル序曲(朝、嵐) 紀元節

尋常科 第三學年

君が代(同聲合唱) 天長節 明治節 ミヌエツト ラマルセーユ 小川のほとり 白鳥
ユーモレスク ウイリアムテル序曲(行進曲) 前學年取扱の行進曲

尋常科 第四學年

小川のほとり 英國々歌 子守唄 美しき天然 セレナーデ ウイリアムテル序曲(平和)
スラブ行進曲 カツコウワルツ 六段 オーゲストラ樂器

尋常科 第五學年

君が代(混聲合唱) ブラームスの子守唄 サントルチア ユーモレスク インデアラメント
トロメライ ウイリアムテル序曲 荒城の月 ボルガの舟唄 アロハオエ 第六交響樂

尋常科 第六學年

君が代(雅樂) 告天子 凱旋 ベーアギント朝の曲 故郷の廢家 旅愁 夜の調べ

ホフマンの舟唄 月光の曲 第六交響樂 交響樂變ホ長調 ホームスキートホーム 土耳其行進

曲 春の海(琴曲)

高等科 第一、二學年

ハレルヤコーラス 流浪の民 スプリングソナタ くるみ割組曲 第四オルガン司伴奏
モツアルトの子守唄 ローレライ 六段

(六) 教授に於ける映畫の利用

映畫は吾校に於ては直觀方便物として、繪畫標本實物と相並び、其の及ばざる所を補助せんとするの趣意に於て之を利用する。繪畫標本と相並んで夫以上に出づるの地はフィルムが有する運動性と、其の組合せより生ずる論理の溢過なる特性である。これあるに依り吾人は實景を髣髴せしめ、實際生活の状態、全生活の過程の總合状態を把握するを得、更に自然界の深遠なる理を直觀的に明瞭ならしめ得る。然し我等は僭上の高く評價して言語を以てする教授に代ふるに映畫を以てするものとは考へず、繪畫標本を全然教室より驅逐するものと考へない。兒童の發動から要求する立場に於て之を提供し、之に對する兒童の言語發表と教師の言語指導の交錯する所に直觀の整理を行はんとし、其の指導を技術の問題として解決せんと日常研究しつゝある。故に主として理科、地理及び國語讀本の理科、地理の材料の教授に於て之を利用し、時事フィルムに於て其の見識の擴大を圖り、物語フィルム、滑稽物に於て其の藝術的要求に對へんとしてゐるが、主として教授用に多く利用して居る。吾校に

於ける映畫教育は濱根岸太郎氏の献身的な御盡力に俟つことが多いことを附記して置きたい。

(七) 學校 食 事

一、學校食事實施までの經過概要

1、春季身體検査、毎月體重測定、兒童疾患調査等を通して本校兒童の身體狀況を大觀するに、身長、胸圍、體重等その量的方面は全國標準よりは優位にあるも、質的方面は一般に身體虛弱にして皮膚の抵抗力弱く、殊に環境其の他の影響による神經質兒童の多きを認める。故に吾校に於ては從來より體育、衛生方面を重視し、正課時體操は勿論課外運動の奨励、總合體操機械の設置により體力の向上に力め、尙人工高山石英燈(太陽燈)の照射によつて虛弱兒童の皮膚の抵抗力の増大と體質の改善を圖ることに力め、醫學的營爲と共に保護者會母の會女中の會等を通して保護者等と提携し之が救済に力めた。

2、更に偏食調査、辨當調査等により食事の改善、食事に依る兒童體格の向上、體質の改善の必要を痛感し、た。本縣の給食方針に基づき理想的な施設をなし以て昭和八年九月二十一日より毎日實施する運びとなる。

◎實施前特に考慮を要した諸點。

イ、設備の規模 ロ、熱源の問題 ハ、參加兒童決定法 ニ、經營方法(學校直營、請負制度、折衷案) ホ、請負人決定等。

二、學校食事諸施設は學校食事委員會が主としてその衝に當り、事業は吾附屬小學校修養會の事業とする。

三、學校食事施設の目的。

1、營養食に依る一般兒童の體位の充實向上と健康の増進。2、營養不良兒、虛弱兒の營養食に依る體格、體質の改善。3、偏食の矯正。4、辨當の改善。5、新鮮な温い食物の供給。6、食事訓練の徹底。(△食事作法 △咀嚼の習慣 △食物の一定 △食事前後の訓練等)。7、兒童の食物に對する知識の啓培。8、一般保護者に對する營養知識の普及。

四、設備及び其の經費の概要。

1、設備上の留意點。

イ、洗滌、消毒、掃除、整頓、通風、採光等の衛生的方面。
ロ、調理器具は一時に多量の食物を過無く完全に煮沸し得ると共に、破損故障の憂少なきもの。
ハ、熱源費、人件費、設備費並びに維持費等の經濟的方面。

2、調理室

在來家事室及び隣接する唱歌室を合して調理室とし、床腰張をモザイクタイル張、天井を金屬天井とし、天井床腰張等を白色又は淡青色とする。

3、ポイラー室、調理室の南に建坪約十五平方メートルのポイラー室新築。

4、食事場 各教室。

5、設備器具と費用の概要

ボイラー及附屬品一切	九五〇・〇〇	ライスボイラー及配管	九五〇・〇〇
消毒機	一〇五・〇〇	食器六百組	一二六〇・〇〇
調理室模倣替、設備器具、ボイラー室新築	二四〇〇・〇〇	水道工事	三〇〇・〇〇
無煙炭完全燃焼器	一二〇・〇〇	肉焼ストーブ	七一・〇〇
運搬箱其の他雜器具	三〇〇・〇〇	届其の他諸雜費	一〇〇・〇〇
追加設備			
食器百組	二一〇・〇〇	運搬箱其の他	二〇〇・〇〇
井戸改鑿工事	一三四・〇〇		
計	七千壹百圓也		

五、學校食事委員會。

○名稱 兵庫縣御影師範學校附屬小學校食事委員會。

○目的 學校食事の實施を圓滑にして兒童心身の發育の助長を圖る。

○役員 顧問、幹事、委員、學校食事專任、調理主任とする。

顧問 阿部學務課長、渡邊縣學校衛生技師、金澤縣榮養技手、大阪衛生試驗所長藤原九十郎博士、同所技師下田吉人博士。

幹事 吾附屬小學校修養會後援團評議員。

委員 (學校側) 難波主事、高橋校醫、野村學校齒科醫、訓導七名、瀬川學校看護婦 (母の會側) 各學級二名宛

學校食事專任 井上敦子訓導

調理主任 大部種治氏(調理專任者)

○各役員の仕事

顧問 學校食事施設全般に關する指導

幹事 1、調理主任の變更決定の件。2、食費及び設備費維持費の件。

委員 1、調理方と協同して施設の完璧を期す。2、献立調理に關する件。3、食費徵集方法に關する件。4、一般保護者よりの希望並びに意見に關する件。5、料理の研究榮養に關する知識の普及に關する件。

學校食事專任 1、献立原案作製。2、材料調理に關する指導監督。3、食費の收支學校食事施設に關する會計一切。4、洗滌消毒掃除等の衛生的事項に注意。5、日々食事兒童數調査。6、學

校食事に關する諸統計。7、帳簿の記入整理保管。

調理主任 1、材料の買出し。2、調理人を督勵して調理に當る。3、洗滌、消毒、掃除等衛生的方面に責任をもつ。4、調理用雜器具費の負擔。5、器具機械の整理保管の件。6、調理人の雇

傭解除の件(委員と協調の上)。7、其の他學校食事上調理方責任一切。

六、基礎的諸調査。

1 兒童身體検査。2 兒童疾患調査。3 偏食調査。4 辨當調査。5 家庭献立調査。6 間食調査。7 特異體質兒童調査等。

七、經營の實際。

1、参加兒童（昭和十一年四月現在）

尋常科第二學年以上の兒童で現在加入してゐる者は總計六百五十五名にて在籍兒童の約九八％に當る。

2、食費並びにその徴收方法。

イ、一食分を拾錢とし、之にて主副食物の材料費、調味料、人件費、燃料費、印刷費、その他一切の學校食事實施上の經常費を支辨する。

ロ、食費は一ヶ月分宛同月一日より三日迄の中に所定の學校食費袋に入れて各學級擔任訓導に提出各訓導は該學級分をまとめて井上學校食費專任に渡す。

ハ、井上訓導は、前月分食費の收支、本月分食費收入を決算し修養會長難波主事に報告し檢印を得る。

ニ、食費は修養會長の名によつて特別當座預金とす。

ホ、缺席其の他の事情により欠食した場合は、欠食分につき一食拾錢づつ返金する。

3、献立について。

イ、井上學校食費專任が兒童心身の發達狀況、營養價、季節等を考慮して原案を作製し、之を學校側委員調

理主任協議の上決定する。

ロ、献立作製に關する協議會は木曜日放課後に開き、之を印刷に附して土曜日兒童を通じて各家庭に配布する。

4、調理順序

1 毎早朝調理主任は神戸市場へ材料の買出しに行く。

2 八時頃より七名の調理人が調理にかゝり十一時半過所定の食器に盛り終る。

5、洗滌、消毒、掃除等に關すること。

イ、食器箸の洗滌消毒順序 殘飯除——溫湯で粗洗——石鹼水で油抜き——熱湯で石鹼抜——清水で清洗——九十度の熱湯中に五分間以上したす——所定の戸棚に入れて密閉する。

ロ、湯吞は各兒食前口嗽ぎの時清水で洗ふ。

ハ、毎日食器消毒終了後調理室内の掃除器具の整頓をなす。

ニ、毎土曜日調理室内の大掃除をなす。

6、萬一の場合を慮り一食分食物を必ず午後六時過まで残し置き、分析の材料とする。

7、食事訓練（擔任訓導、兒童と共に會食—食事訓練と簡単な榮食知識の啓培及び偏食矯正への善導）

イ、全兒手を洗ひ口を嗽ぐ、ロ、食費當番食物を配る、ハ、食事の挨拶、ニ、食事（食べ方の指導）

ホ、食事終了の挨拶、ヘ、全兒そろつて教室を出る、ト、口を嗽ぐ。 （以上昭和十年度現在）

(八) 身體教育と醫學的營爲

身體教育の目的は、生活並に職業に必要な實踐力の基礎たる身體力及び遂行の堪能を獲得せしめんがために健全なる身體の持主たらしむるにある。健全なる身體とは、健康、豊富なる活動力、精神の意圖のまゝに活動する堪能、の三條件を具備するものをいふ。この點より我が校兒童を見るに、一般によく發育し身長、體重、胸圍共に一般標準に優つて來たが、其の體質劣り従つて耐硬性に於て遺憾の點が多い。故に教授衛生に對する配慮を我が校の主要目標とし、學校看護婦の重要なる仕事の一とし、且つ衛生訓練及び諸實習等により繼續的實行を指導して遺憾なからしめんとしてゐる。學校食事の施設(別記)は、榮養による體質改善と訓練上重要な役割を擔つてゐるが、人工太陽燈其他の施設と相携へて實踐を舉 以て兒童の眞なる幸福の基礎を確立せんものと考へてゐる。更に學校と醫學の共働を求め、父兄保護者への健康相談施設、其の結果の共同實踐によつて、早期に於て身體的基礎を打立てるやう研究してゐる。

次に耐硬性の陶冶は其の身體的作業の中に於て、意志、氣魂、決斷力の表現する點に助成し得るものと信じ、設備の充實に力め體操、競技、遠足等を其の機會と見、共同精神の陶冶及び意氣激洩たる實行力の陶冶も、自由なる氣分の内に自律的社會生活態度の形成を理想とし、豊富なる然も生命感情の昂揚を常に心掛けてゐる。

(九) 公開教授 附教案改訂

公開教授の實施されたのは、曾我主事時代に始まる。毎年六月の農繁期を利用して、縣下一般の斯界の方々に教授を公開して御参考に供せんとしたものである。爾來今日に至る迄之を繼續し來つた。

公開教授に際しては、講師の講演、主事の講演、訓練の研究發表が行はれ來つた。何れも時代の流れ掉して研究實施されて來たことは言ふまでもないことであるが、それが實際に具現されて來た一方面として教案改訂を數へることが出来る。

こゝでは、昔に遡つてその凡べてを知る由もないので、只二三の具體例を示して置きたいと思ふ。蓋しこれによつて時代の流が如何に動いて行つたかを如實に見ることが出来る、又、研究の主流がどう動いたかを見ることが出来るはしないかと考へるからである。

(1) 大正十四年以前の教案

尋常科第十三學級六年女教授案

教授者

○ ○ ○ ○ ○

國 語 科 (讀方科)

教材 月光の曲

目的 ベートベン先生が月光の曲を創作するに至つた由來を體得させることに依つて藝術家の心境を推察させたい。

教具 肖像畫、寫眞、蓄音器。

準備 繪本十數冊 黍殼及び手工用具茶器及菓子器。

指導順序

一、説話

- 1 或日曜の午前十時頃小太郎が文吉を訪れる。
- 2 母が繪本を出す。
- 3 妹が茶菓を出す。
- 4 母が用事を文吉に命ず。
- 5 文吉の不作法と母の訓誡。
- 6 文吉の注意。
- 7 二人が庭で家を造る。
- 8 正午に近づきし爲め小太郎歸る。

二、行動化

- 1 場面の想定(兒童相互に意見發表)。
- 2 人物の決定(兒童に)。
- 3 感想批評。

三、手工

- 1 兒童が文吉、小太郎になつて。
- 2 製作順序の考察と着手。
- 3 作品の批評鑑賞。

四、教科書の取扱いと省察(修身卷二第十一不作法なことをするな)。

- 1 全課を讀ます。
- 2 文吉の行爲に對する感想。
- 3 小太郎の感想を想像せしむ。
- 4 兒童各自の行爲の省察(行動化しながら)。
- 5 日常の行爲に對する訓話。

五、書取

- 1 文吉、小太郎の行動を聽寫せしむ。
- 2 要點に就いて注意する。

(8) 昭和五年頃の教案

尋常科第五學年男女組算術科學習指導案

題目 體積一

指導者

○ ○ ○ ○

目的 體積に於ける各單位間の關係を復習し、實驗實測等の筋肉活動に訴へて立方體、直方體の性質を研究考察せしめ、求積法の發見構成に導きて空間觀念の養成をはかる。

研究法 一、日常接近せる立體について目測實測をなし、空間觀念並に實用的知識の養成につとめる。

二、立方體、直方體に就ては、その概念を整理すると共に求積法の復習をなし、更に性質の研究に向ふ態度をとる。

三、尋四、三十八頁。五十六頁の既習材料並に六十四頁體積二との連絡をはかる。

四、暗算は常に重視したい。

時間配當 第一次 體積の單位。形と體積 (1) (2)

第二次 求積法の研究 (3)

第三次 箱の容積 (4)

第四次 直方體の縱、横、高さと體積との關係(5)

第三次 六月十八日 水曜日

材料容積

要旨 諸種の實物(容器)を取扱ふことによつて内法容積の意義を明かにし、これが測定並に計算になれさせると共に空間觀念の養成に努める。

準備箱、テープ、物差、液量計、立體模型數種

研究順序 一、暗算……簡單なもの。基數及び二位數數個の加減。目測練習……簡單な面積問題の構成。

二、體積について。立方體、直方體の性質と其の差別。立方體、直方體の體積の直觀。求積法に

ついての既知知識の整理。簡易な求積問題の解決。

三、箱の容積の研究。

箱の全體積を計算させる。

容積と全體積との關係の考察。

容積の決定。

1、容積測定の必要感を起させる。 2、内法、容積の語の教授。 3、内法測定方法の研究

測定。 4、容積算出方法の工夫。 5、計算による容積の算出。 6、檢證 計算結果の正

否を液量計によつて確める。

四、練習 諸容器の容積の算出。

内法の測定

計算

發表

分團作業

五、教科書 (4)取扱 (時間の都合で省く)
六、整理、反省、批評。

(4) 昭和七八年頃の教案

尋常第六學年男組讀方教授作業案

訓導

○

○

○

○

課題 韻文「我は海の子」の讀解と海國民的意氣の了解。

研究材料 讀本卷十一第十九課の文章、これと關聯する兒童の經驗、繪畫、寫眞。

研究法 一、文を流るゝ韻律と内容的直觀から相貌的に「海の子」の姿を把へ、音讀を藝術的ならしめる所

より、詩のリズムに觸れる。

一、「海の子」の環境、風手、心情、生活等は兒童の經驗を基礎として表象像として構成せしめ、詩の形象を直觀的に把握するやうにする。

一、詩想、詩形の研究は以上の作業の道程に於て之を行ひ、表現言語への結合、書寫作業を通して言語文字の理解を圖る。

研究時間 (二時間) 第一次 全體性の把握と第三節までの深究。 第二次 第四節以下の深究と全課の總括。

第一次

作業過程

目標及び作業内容

作業状態

助成

一、詩の内辭律、全體性の把握

1、全文の直観

教師—児童個々

範 讀

2、第一次的直観の發表

児童個々—児童全體

誘導的な發問より児童の發表を受容的態度で整理す。

感想印象を自由に語り合ふ。

二、讀む作業と材料の決定

児童個々—児童全體

正しき讀みへの指導

音 讀

教師

發音、誤讀等を正し、文字を教授する。

自由讀

指名讀、自由讀を繰返す。

授する。

必要なる文字を記帳する。

材料を明示する。

三、研究法の構成

讀みひたること

児童相互—教師

児童の發表を法則性に從ひ價値的方向に助成する。

經驗を想起して想像すること。

る。

四、第三節までの深究

1、表象像の構成

児童個々—児童全體

誘導的に問を出し、敷衍整理して藝術的描寫に向ふ。

イ、海邊の情景

想像すべき目標を決定し、默讀を爲しつ

つ描いた世界を語り合ふ。

ロ、海の子の風手及性格

つ描いた世界を語り合ふ。

ハ、海の子の生活及心情

合ふ。

2、表現への結合（語句の理解）

児童相互—教師

板書する。

白浪のさわぐいそへ

構成せし表象を表現の上に確める。

机間を巡視して文字に注意す。

煙たなびくとまや、

書寫作業

語句を教授す。

海を子守の歌と聞き、

書寫作業

語句を教授す。

海の氣を吸ひてわらべとなり

書寫作業

語句を教授す。

けり。

書寫作業

語句を教授す。

不斷の花いみじき樂。

書寫作業

語句を教授す。

五、味讀及整理

児童個々

了解を表現にまでへを目指して讀みを指導する。

音 讀

児童教師交讀

讀みを指導する。

家庭作業の發見

児童個々

作業を反省せしめて暗示を與へる。

（自由に繪とし、又文として表現する）

尋常科第四學年口組理科教授作業案

訓導 ○ ○ ○ ○ ○

課題 飛翔の巧妙なるとんぼの生態と之に關聯を持つ形態の觀察、その生態より人類に對する益虫である事の了悟。

とんぼの幼虫やごの水中生活と形態的特色の把握、並に成虫になる迄の發生變體の特異點の繼續的觀察。

材料 採集したるとんぼ、やご、ぬけがら、郷土にゐる種々のとんぼ。

用具 捕虫用具（兒童の加工せるもの）加工せる標本箱、擴大鏡、ピンセット。

研究法 一、校外に於けるとんぼの生態の様相を直觀して、生態を事實的に把握し、之を採集してその名稱を知り、且保存法を構案して研究の材料とする。

二、とんぼは實に飛ぶことの巧みなる昆虫である事を中心方向として、事實を基調にその食物、捕食法、棲む所等の生態を研究し、之と關聯的にその輕快なる體形、眼、口器、脚、翅等の形態を緊密性に於て理解する様導く。

三、幼虫やごの生態及び形態は採集の場所にて、直接實相によつて特色を研究把握し、且其の不完全變體の經過を理會する。

四、既習の動物教材より發展して一層部分的概括に馴れ、擴大鏡、ピンセット等の用具の使用、採集物の保存法、採集及び保存用具の工作に興味を持つて構案し、且誇と自信ある自主的な研究的態度に向上する。

作業配當

(二時間) 第一次 採集用具の點檢、採集、種類の記名、保存法の構案、幼虫研究。

第二次 とんぼの生態形態の研究。

第二次

作業過程

目標及び作業内容

作業状態

助成

一、前時の回顧

兒童個一兒童全

1、種類について

自己の標本に就いて

誘導發問

イ、採集したとんぼ

列舉

是正

ロ、特に興味ある種類

習性等と結合して發表

2、幼虫について

イ、特徴の概要

正確なる概括

生態と形態と結合した事實的發

ロ、繼續的觀察上の變化

様子と考察した所を發表

表へ補導、暗示

二、本時の作業決定

教師—兒童全

- 1、成虫の生活と都合よくなつてゐる道具を研究する
- 2、中心となるべき問題の把握

自由會話の中に構案し
考察する
決定

個々の質問的なものを補導して
中心問題「飛ぶことが上手」を
把へて行く方向に進める

三、研究作業

生態と形態と關聯を持つ共同研究

- 1、上手に飛ぶ

回想、事實のまゝ發表

上手だと思つた事實、その時の

飛び方—速さ、距離、方向轉換

生活の一纏と關係深い

動作を共同で調べて行く様進め

天候—雨天、夜は飛ばぬ

道具と機能を考察

る
描畫、見方を正しく指導

翅—四枚、丈夫で薄い、軽く大

道具の觀察、描畫

きい

- 2、飛びながら虫を捕ふ

虫の捕へ方—脚で捕へ口器でかむ

生きたのを見る

兒童の見た所、調べた事を基調

虫の種類—蚊、蛇等と其の數

話を聴く

とする、發表、觀察の視點を暗

棲む所—池・沼・溝・川等とその

見た所、考へた所發表

示しつゝ板書する

適應性

人生との關係—益虫と言へる

捉へる

口器—大顎小顎と丈夫さ

擴大鏡で調べる、位置

各道具の位置、形、數は挿畫や

脚—六本、剛毛

と道具の構造を見る

觀察作業の中に認知する様

眼—複眼、單眼と機能

描畫、記名

- 3、物に止つて休む

止つた姿勢—歩かぬ

體が巧に出來てゐる

虫を口器にあて、脚の籠形にな

脚—長さ、付き方

調べる

る等は視點を與へて發見させる

四、研究結果の概括

- 1、部分的概括

指名によつて纏めて發

部分に切つて正確に發表する練

習

初歩的に分節する

附 昭和十一年難波主事時代に至つて更に改訂を加へられた。即ち

作業過程の項に於て、

従前のもの

目標及び作業内容

作業状態

助 成

改訂されたもの

作業目標及び内容

作業形態

助成陶冶

と改められ、新しい指導精神が盛られたのである。即ち教授訓練一體觀に立つ教案が新に生れて來た。

四、施設事項

(一) 時間の切り方

「教師の便宜本位」といふ事を離れて、児童心意の活動状態と材料それ自身の性質に鑑み、なるべく自由な時間の切り方といふ事を考へたが練習生及び特別教室の都合上比較的能率の高い時間を自由に使ひ得る事とし、其他は疲労等の關係からなるべく時間を短く區切る事とした。

區切り方は次の通りである。

期時	第一時	休	第二時	休	第三時	休	第四時	休	第五時	休	第六時
自四月一日 (九月廿一日) 至七月九日 (十一月下旬)	前八、〇五—八、五〇 五十分	十分	九、〇五—一〇、〇〇 六十分	廿分	一〇、一五—一一、一〇 四十五分	十分	一一、二〇—一二、一五 四十分	五分	後一〇、一五—一〇、五〇 四十分	十分	二、〇〇—二、四〇 四十分
自七月十日 至七月卅一日	前七、五〇—八、三〇 三十分	十分	八、三〇—九、〇〇 三十分	十分	九、一〇—九、四〇 三十分	十分	十時ヨリ正午マデ水泳及ビ林間學校				
自九月一日 至九月二十日	前八、〇〇—八、三〇 三十五分	十分	八、三〇—九、〇〇 三十五分	廿分	九、〇〇—一〇、一五 三十五分	十分	一〇、一五—一一、〇〇 三十五分				
自十一月中旬 至三月末日	前九、〇〇—九、四〇 四十五分	十分	九、四〇—一〇、一五 六十分	廿分	一〇、一五—一〇、五〇 四十五分	五分	一〇、五〇—一一、〇〇 四十分	十分	一一、一〇—一二、〇〇 四十分	十分	一二、〇〇—一二、四〇 四十分

(二) 共同運動

各種の運動に對する趣味を養ひ、體育氣分を旺盛ならしめ併せて協同的運動精神を體得させんが爲、大正十二年度より、共同運動なる名の下に兒童の課外運動を行つてゐる。運動種目は、大體文部省の要目に準據し、圓形ドッチボール、方形ドッチボール、フットベースボール、キャツプテンボール、ブレイグラウンドボール、野球、バレーボール、バスケットボール、庭球等を、運動場の關係上、毎週水曜日の放課後約三十分間、尋三以上の兒童が一齊に之を行つてゐる。

(三) 少年赤十字團

日本赤十字社
兵庫支部 御影師範學校附屬小學校團則

第一條 本團ハ赤十字主義ニ基キ博愛人道ノ精神ヲ發揮シ國際的國民タルノ要素ヲ體得シ且ツ身體ノ發達充實ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本團ハ日本赤十字社兵庫支部御影師範學校附屬小學校少年赤十字團ト稱ス

第三條 團員ノ資格ヲ定ムルコト左ノ如シ

尋常科第五六學年並ニ高等科兒童

第四條 本團ハ第一條ノ目的ニ達スルタメ左ノ如キ事業ヲ行フ